

令和 3 年度

市 税 概 要



(令和2年度決算 及び 令和3年度当初課税)

舞鶴市総務部税務課
MAIZURU CITY

目 次

I 総括

1 舞鶴市の概要	1
2 人口、世帯数、面積	1
3 令和3年度一般会計当初予算額	2
(1)歳入	2
(2)歳出	2
(3)令和3年度一般会計当初予算額構成比(グラフ)	3
4 令和2年度一般会計予算及び決算額	4
(1)歳入	4
(2)歳出	5
(3)令和2年度一般会計決算額構成比(グラフ)	5
5 一般会計に占める市税収入額の推移(グラフ)	6
6 一般会計決算額の年度別推移	7
(1)歳入	7
(2)歳出	7
7 令和2年度市税決算状況	8
(1)令和2年度市税決算額	8
(2)令和2年度市税決算額構成比(グラフ)	8
8 市税決算額等の推移(グラフ)	9
(1)市税決算額の推移	9
(2)市税調定額の推移(現年課税分)	9
9 市税決算額等の年度別推移	10
10 市税外収入の年度別推移	12
11 税務関係諸証明等の年度別推移	13
12 税務関係経費の年度別推移	14
13 市税負担状況の年度別推移	15

II 市民税

1 個人市民税関係グラフ	16
(1)個人市民税の納税義務者数の推移	16
(2)個人市民税の当初調定額の推移	16
2 個人市民税の納税義務者数の年度別推移	17
3 個人市民税の当初調定額の年度別推移	18
4 個人市民税の所得区分別当初調定額等の年度別推移	19
5 個人市民税の所得区分別課税状況の年度別推移	21
6 個人市民税の課税標準額段階別所得割額等に関する調	25
7 個人市民税の所得控除額の年度別推移	29
8 法人市民税関係グラフ	30
(1)法人市民税の納税義務者数の推移	30
(2)法人市民税の調定額の推移	30
9 法人市民税の納税義務者数の年度別推移	31
10 法人市民税の調定額の年度別推移	31

Ⅲ 固定資産税

1 固定資産税関係グラフ	32
(1)固定資産税の納税義務者数の推移	32
(2)固定資産税の当初調定額の推移	32
2 固定資産税の納税義務者数の年度別推移	33
3 固定資産税の当初調定額の年度別推移	33
4 土地に関する調	34
(1)地目別評価総地積の年度別推移	34
(2)地目別決定価格の年度別推移	35
(3)地目別平均価格の年度別推移	36
5 家屋に関する調	37
(1)棟数・床面積・決定価格の年度別推移	37
(2)新增築家屋に関する調	38
(ア)棟数の年度別推移	38
(イ)床面積の年度別推移	38
(ウ)評価額の年度別推移	38
(3)新築住宅に対する軽減税額の年度別推移	39
6 償却資産の決定価格の年度別推移	40
7 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する調	41
(1)資産別交付金及び納付金の年度別推移	41
(2)機関別交付金及び納付金の年度別推移	41
8 固定資産評価審査状況等の年度別推移	42

Ⅳ その他の市税

1 軽自動車税関係グラフ	43
(1)軽自動車税の車種別課税台数の推移	43
(2)軽自動車税の車種別当初調定額の推移	43
2 軽自動車税の車種別課税台数の年度別推移	44
3 軽自動車税の車種別当初調定額の年度別推移	45
4 市たばこ税関係グラフ	46
(1)売渡本数の推移	46
(2)調定額(決算額)の推移	46
5 市たばこ税の年度別推移	47

Ⅴ 譲与税・交付金

1 地方譲与税・交付金関係グラフ	48
(1)地方譲与税の推移	48
(2)交付金の推移	48
2 地方譲与税の年度別推移	49
3 交付金の年度別推移	50
4 地方譲与税の譲与基準	51
5 交付金の交付基準	52

VI 徴収関係

1 徴収関係グラフ	53
(1)市税現年課税分の調定額・収入額・徴収率の推移	53
(2)市税滞納繰越分の調定額・収入額・徴収率の推移	53
2 市税の収入状況の年度別推移	54
(1)現年課税分	54
(2)滞納繰越分	55
(3)合計分	56
3 口座振替利用状況の年度別推移	57
4 督促状発送件数の年度別推移	58
5 滞納繰越分における滞納件数・金額の年度別推移	59
6 不納欠損の件数・金額の年度別推移	59
7 不納欠損理由別の件数・金額の年度別推移	59
8 差押状況の年度別推移	60
9 公売状況の年度別推移	60
10 交付要求等の年度別推移	61
11 配当等の年度別推移	61
12 還付状況の年度別推移	61
(1)歳出還付分	61
(2)還付加算金	61

VII その他

1 税務機構等	62
2 事務分掌	62
3 令和3年度税率等一覧表	63
4 地方税制の推移	67

凡 例

本書は、当市の税務行政の概要を統計数字の上から見ていただくため、基本的な資料を総合的に収載し、市税の現況ならびに推移について明らかにしたものです。

- 1 統計中の「年度」は、4月から翌年3月までの期間を示しています。
- 2 数字の単位については各表ごとに注記していますが、一見して明らかなものは省略しました。なお、数字の単位未満については四捨五入をしています。総数と内訳の関係で内訳の数字を切り上げ、あるいは切り捨てにしている場合があります。
- 3 統計中の符号の用法については次のとおりです。
「0」…単位未満 「－」…該当数字なし 「△」…減 「***」…不詳
- 4 資料についての詳細及び用語の解釈等については、税務課に照会してください。

I . 総括

1. 舞鶴市の概要

目指す都市像
「ひと・まちが輝く
未来創造・港湾都市 MAIZURU」



◎市制施行日 昭和18年5月27日

◎位置

〔東経〕 135度10分～29分

〔北緯〕 35度23分～36分（成生岬）
43分（小島）

◎広がり

〔東西〕 29.7km

24.9km（成生岬）

37.0km（小島）

◎面積 342.13 k m²

◎海岸線 119.9 k m

2. 人口、世帯数、面積

(7月1日現在)

区分		年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人 口	男		41,055人	40,566人	40,224人	39,719人	39,108人
	女		41,362人	40,816人	40,277人	39,724人	39,115人
	計		82,417人	81,382人	80,501人	79,443人	78,223人
	伸率		98.7%	98.7%	98.9%	98.7%	98.5%
世 帯	世 帯 数		34,758世帯	34,654世帯	34,698世帯	34,531世帯	34,121世帯
	伸率		99.6%	99.7%	100.1%	99.5%	98.8%
一世帯あたりの人口			2.37人	2.34人	2.32人	2.30人	2.29人
面 積			342.12km ²	342.12km ²	342.13km ²	342.13km ²	342.13km ²
人口密度			241人/km ²	238人/km ²	235人/km ²	232人/km ²	229人/km ²
備 考			推計人口	推計人口	推計人口	推計人口	推計人口

市統計書、推計人口より

3. 令和3年度一般会計当初予算額

(1) 歳入

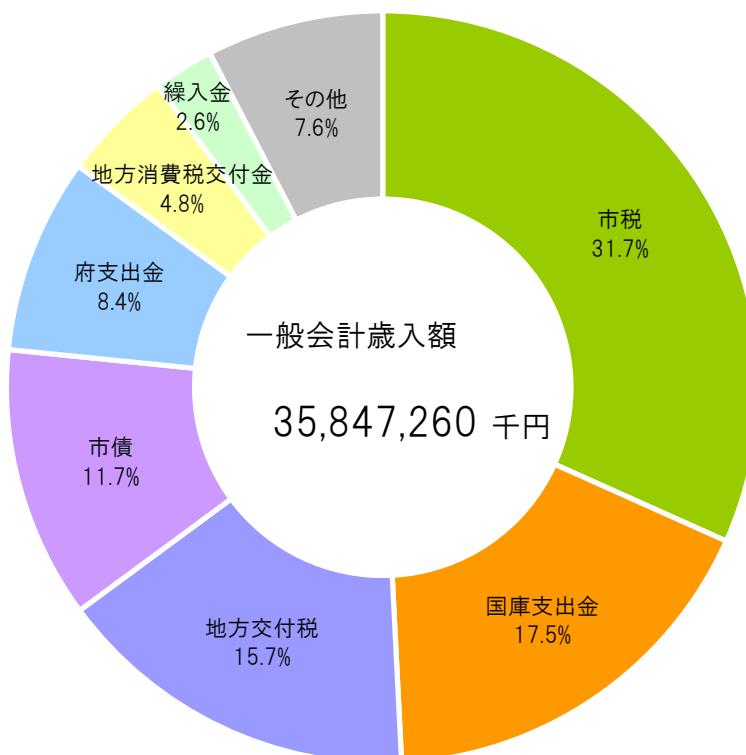
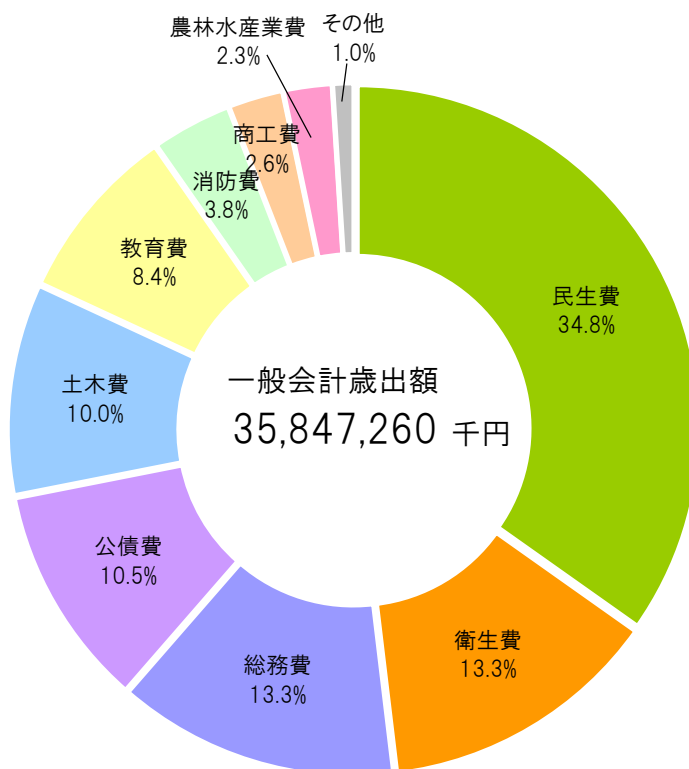
(2) 歳出

(単位:千円、%)

款	当初予算額		令和2年度 決算 額	款	当初予算額		令和2年度 決算 額
		構成比				構成比	
1 市税	11,293,800	31.7	11,618,109	1 議会費	315,230	0.9	304,376
2 地方譲与税	316,400	0.9	321,858	2 総務費	4,758,520	13.3	13,729,252
3 利子割交付金	9,000	0.0	9,322	3 民生費	12,435,030	34.8	12,344,886
4 配当割交付金	67,300	0.2	64,058	4 衛生費	4,765,350	13.3	3,578,992
5 株式等譲渡所得割交付金	66,900	0.2	71,291	5 労働費	49,240	0.1	54,095
6 法人事業税交付金	72,300	0.2	33,296	6 農林水産業費	835,130	2.3	912,920
7 地方消費税交付金	1,716,000	4.8	1,723,455	7 商工費	927,440	2.6	1,236,145
8 環境性能割交付金	34,000	0.1	42,148	8 土木費	3,583,060	10.0	3,962,004
9 ゴルフ場利用税交付金	5,400	0.0	5,275	9 消防費	1,376,520	3.8	1,316,858
10 国有提供施設等所在市 町村助成交付金	133,000	0.4	139,105	10 教育費	3,010,210	8.4	3,656,108
11 地方特例交付金	144,000	0.4	90,893	11 公債費	3,781,530	10.5	3,607,258
12 地方交付税	5,640,000	15.7	6,287,594	12 予備費	10,000	0.0	0
13 交通安全対策特別交付金	7,200	0.0	8,829	13 災害復旧費	0	0.0	5,231
14 分担金及び負担金	37,839	0.1	47,097				
15 使用料及び手数料	798,943	2.2	552,776				
16 国庫支出金	6,290,458	17.5	15,953,546				
17 府支出金	3,002,078	8.4	2,995,491				
18 財産収入	100,925	0.3	144,685				
19 寄附金	52,392	0.1	90,604				
20 繰入金	946,469	2.6	48,445				
21 繰越金	1	0.0	348,462				
22 諸収入	905,055	2.5	1,103,297				
23 市債	4,207,800	11.7	3,661,438				
24 自動車取得税交付金	0	0.0	360				
歳入合計	35,847,260	100.0	45,361,434	歳出合計	35,847,260	100.0	44,708,125

令和3年度予算書より

(3) 令和3年度一般会計当初予算額構成比

歳入歳出

4. 令和2年度一般会計予算及び決算額

(1) 歳入

(単位:千円、%)

款	当初予算額	予算現額 (A)	収入済額 (B)	対比 (B)／(A)	構成比	
					予算現額	収入済額
1 市 税	11,403,600	11,458,600	11,618,109	101.4	23.5	25.6
2 地 方 譲 与 税	329,500	329,500	321,858	97.7	0.7	0.7
3 利 子 割 交 付 金	8,800	8,800	9,322	105.9	0.0	0.0
4 配 当 割 交 付 金	69,800	69,800	64,058	91.8	0.1	0.1
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	35,300	71,291	71,291	100.0	0.1	0.2
6 法 人 事 業 税 交 付 金	35,400	35,400	33,296	94.1	0.0	0.1
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1,842,000	1,723,455	1,723,455	100.0	3.5	3.8
8 環 境 性 能 割 交 付 金	24,000	42,148	42,148	100.0	0.1	0.1
9 ゴルフ場利用税交付金	4,200	4,200	5,275	125.6	0.0	0.0
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	133,000	133,000	139,105	104.6	0.3	0.3
11 地 方 特 例 交 付 金	84,000	84,000	90,893	108.2	0.2	0.2
12 地 方 交 付 税	5,912,000	6,287,594	6,287,594	100.0	12.9	13.9
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	7,600	7,600	8,829	116.2	0.0	0.0
14 分 担 金 及 び 負 担 金	47,355	51,751	47,097	91.0	0.1	0.1
15 使 用 料 及 び 手 数 料	600,038	600,038	552,776	92.1	1.2	1.2
16 国 庫 支 出 金	6,108,057	17,642,904	15,953,546	90.4	36.2	35.2
17 府 支 出 金	3,175,900	3,263,041	2,995,491	91.8	6.7	6.6
18 財 産 収 入	97,140	140,240	144,685	103.2	0.3	0.3
19 寄 附 金	53,963	96,863	90,604	93.5	0.2	0.2
20 繰 入 金	871,302	1,201,126	48,445	4.0	2.5	0.1
21 繰 越 金	1	348,462	348,462	100.0	0.7	0.8
22 諸 収 入	902,424	911,984	1,103,297	121.0	1.9	2.4
23 市 債	3,133,200	4,286,831	3,661,438	85.4	8.8	8.1
24 自 動 車 取 得 税 交 付 金	0	0	360	0.0	0.0	0.0
歳 入 合 計	34,878,580	48,798,628	45,361,434	93.0	100.0	100.0

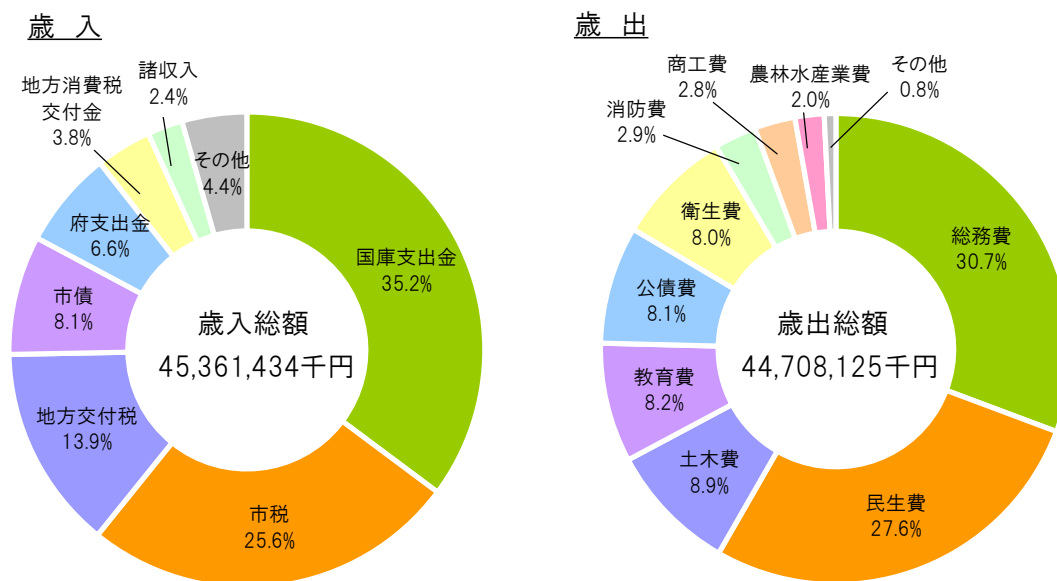
令和2年度決算書より

(2) 歳出

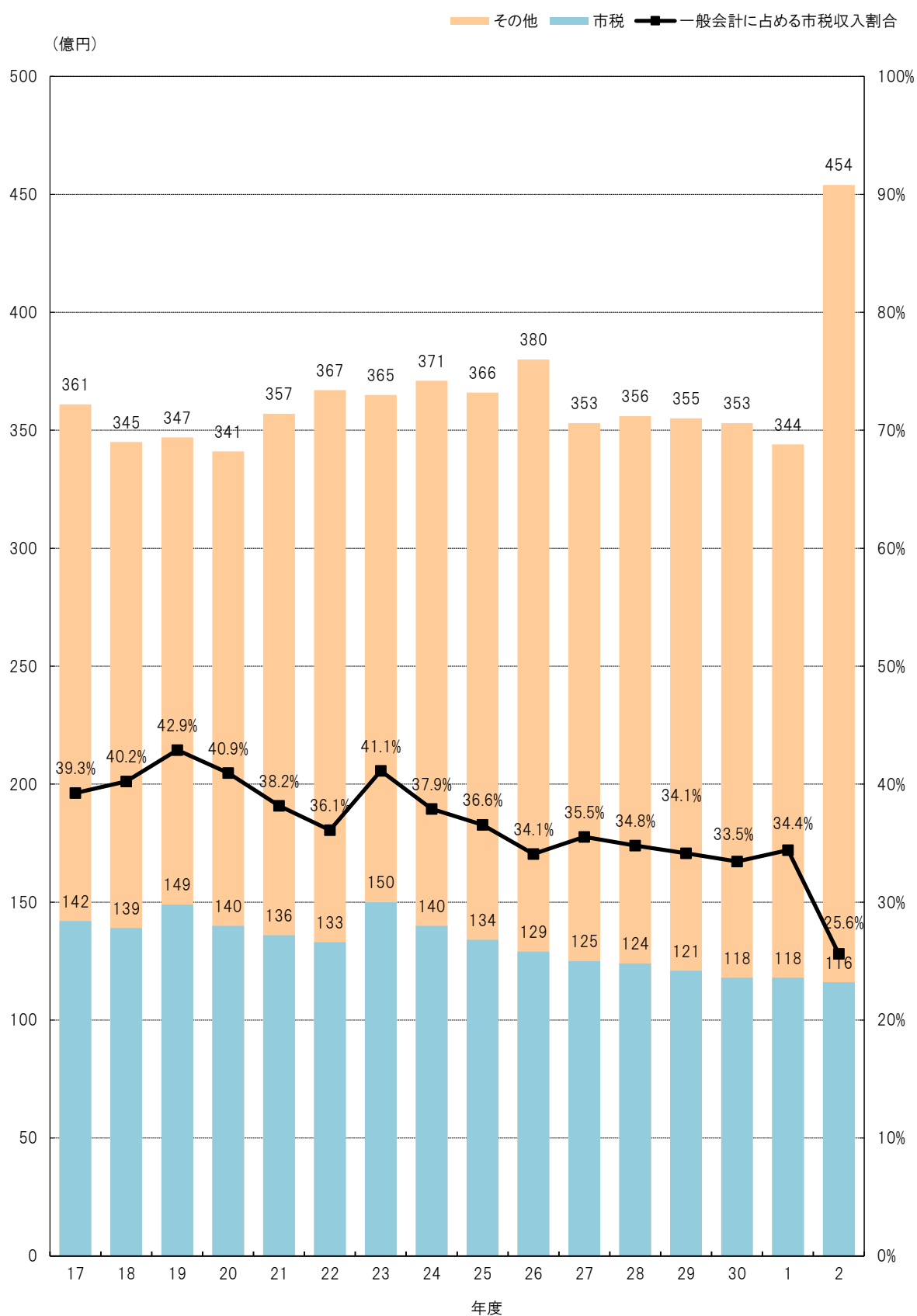
(単位:千円、%)

款	当初予算額	予算現額 (A)	支出済額 (B)	対比 (B)／(A)	構成比	
					予算現額	支出済額
1 議会費	317,880	352,874	304,376	86.3	0.7	0.7
2 総務費	4,702,340	14,967,333	13,729,252	91.7	30.8	30.7
3 民生費	12,555,990	13,049,937	12,344,886	94.6	26.7	27.6
4 衛生費	3,669,700	4,145,989	3,578,992	86.3	8.5	8.0
5 労働費	56,480	60,480	54,095	89.4	0.1	0.1
6 農林水産業費	850,860	1,073,573	912,920	85.0	2.2	2.0
7 商工費	1,149,470	1,424,777	1,236,145	86.8	2.9	2.8
8 土木費	3,741,310	4,679,078	3,962,004	84.7	9.6	8.9
9 消防費	1,288,770	1,365,742	1,316,858	96.4	2.8	2.9
10 教育費	2,916,630	4,044,230	3,656,108	90.4	8.3	8.2
11 公債費	3,619,150	3,619,150	3,607,258	99.7	7.4	8.1
12 予備費	10,000	9,965	0	0.0	0.0	0.0
13 災害復旧費	0	5,500	5,231	95.1	0.0	0.0
歳出合計	34,878,580	48,798,628	44,708,125	91.6	100.0	100.0

(3) 令和2年度一般会計決算額構成比



5. 一般会計に占める市税収入額の推移



6. 一般会計決算額の年度別推移

(1) 歳入

(単位:千円、%)

款	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	1 市税		12,388,535	12,124,023	11,817,247	11,831,834
	構成比	34.8%	34.1%	33.5%	34.4%	25.6%
	前年度比	98.9%	97.9%	97.5%	100.1%	98.2%
2 地方譲与税		295,172	300,251	297,932	313,760	321,858
3 利子割交付金		16,729	20,054	18,683	8,982	9,322
4 配当割交付金		54,382	74,619	62,377	72,664	64,058
5 株式等譲渡所得割交付金		31,865	73,828	47,525	39,714	71,291
6 法人事業税交付金		-	-	-	-	33,296
7 地方消費税交付金		1,509,383	14,339,021	1,465,390	1,405,810	1,723,455
8 環境性能割交付金		-	-	-	16,785	42,148
9 ゴルフ場利用税交付金		6,168	5,630	5,196	5,226	5,275
10 国有提供施設等所在市町村助成金		146,274	141,037	138,069	138,375	139,105
11 地方特例交付金		48,036	50,921	56,920	173,853	90,893
12 地方交付税		5,440,112	5,638,742	5,982,145	6,141,389	6,287,594
13 交通安全対策特別交付金		11,044	9,822	8,215	7,765	8,829
14 分担金及び負担金		325,404	327,093	315,441	147,620	47,097
15 使用料及び手数料		605,025	611,226	614,446	585,991	552,776
16 国庫支出金		5,921,714	5,428,824	5,235,239	5,363,794	15,953,546
17 府支出金		3,045,090	2,786,561	2,972,338	3,127,068	2,995,491
18 財産収入		142,136	116,856	175,704	144,109	144,685
19 寄附金		16,177	17,389	17,782	25,396	90,604
20 繰入金		627,197	1,120,281	641,898	470,325	48,445
21 繰越金		387,842	270,684	345,026	175,850	348,462
22 諸収入		1,151,674	1,255,310	1,109,484	1,123,043	1,103,297
23 市債		3,353,499	3,588,519	3,874,992	2,964,771	3,661,438
24 自動車取得税交付金		86,940	110,484	122,566	67,653	360
歳入合計		35,610,398	35,511,175	35,324,615	34,351,777	45,361,434

(2) 歳出

(単位:千円、%)

款	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	1 議会費		338,923	336,722	326,622	313,092
2 総務費		4,339,274	4,739,256	4,363,555	4,671,220	13,729,252
	構成比	12.3%	13.5%	12.4%	13.7%	30.7%
	前年度比	97.4%	109.2%	92.1%	107.1%	293.9%
3 民生費		12,579,257	12,764,194	12,799,266	12,135,081	12,344,886
4 衛生費		3,386,691	2,914,721	2,985,146	3,447,420	3,578,992
5 労働費		50,328	52,935	50,184	60,589	54,095
6 農林水産業費		997,834	865,208	920,944	794,493	912,920
7 商工費		1,386,093	1,357,408	1,499,550	1,199,241	1,236,145
8 土木費		4,922,804	4,046,592	4,116,136	3,423,648	3,962,004
9 防衛費		1,335,762	1,475,267	1,249,527	1,351,062	1,316,858
10 教育費		2,603,899	2,839,800	2,320,693	2,686,358	3,656,108
11 公債費		3,377,824	3,438,314	3,479,852	3,508,693	3,607,258
12 予備費		0	0	0	0	0
13 災害復旧費		21,026	335,732	1,037,290	412,418	5,231
歳出合計		35,339,715	35,166,149	35,148,765	34,003,315	44,708,125

各年度の決算書より

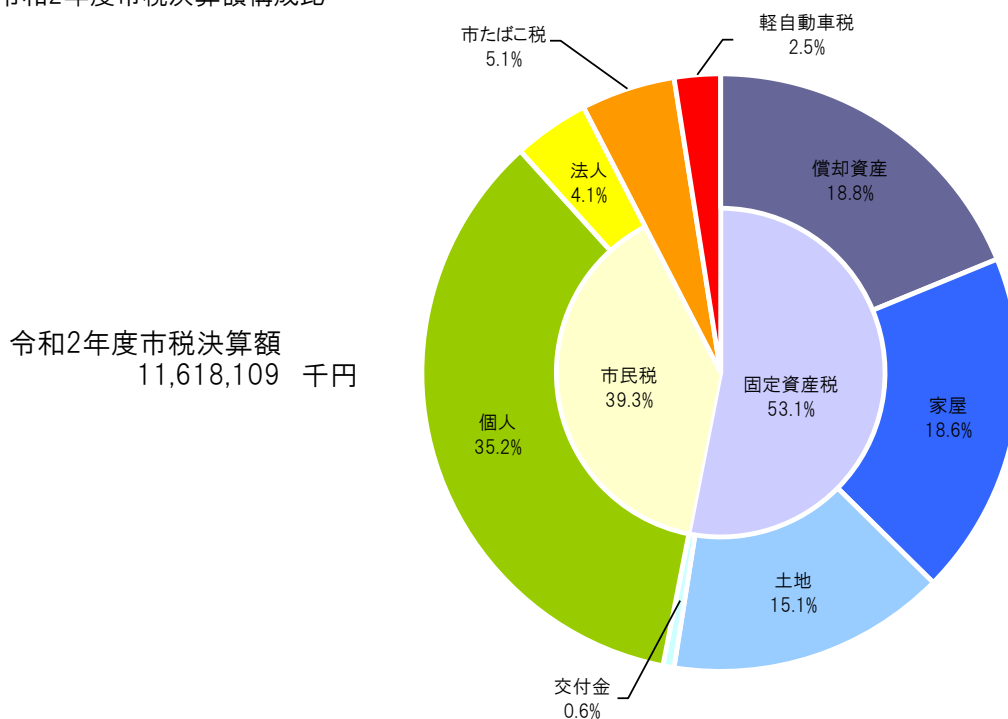
7. 令和2年度市税決算状況

(1) 令和2年度市税決算額

(単位:千円、%)

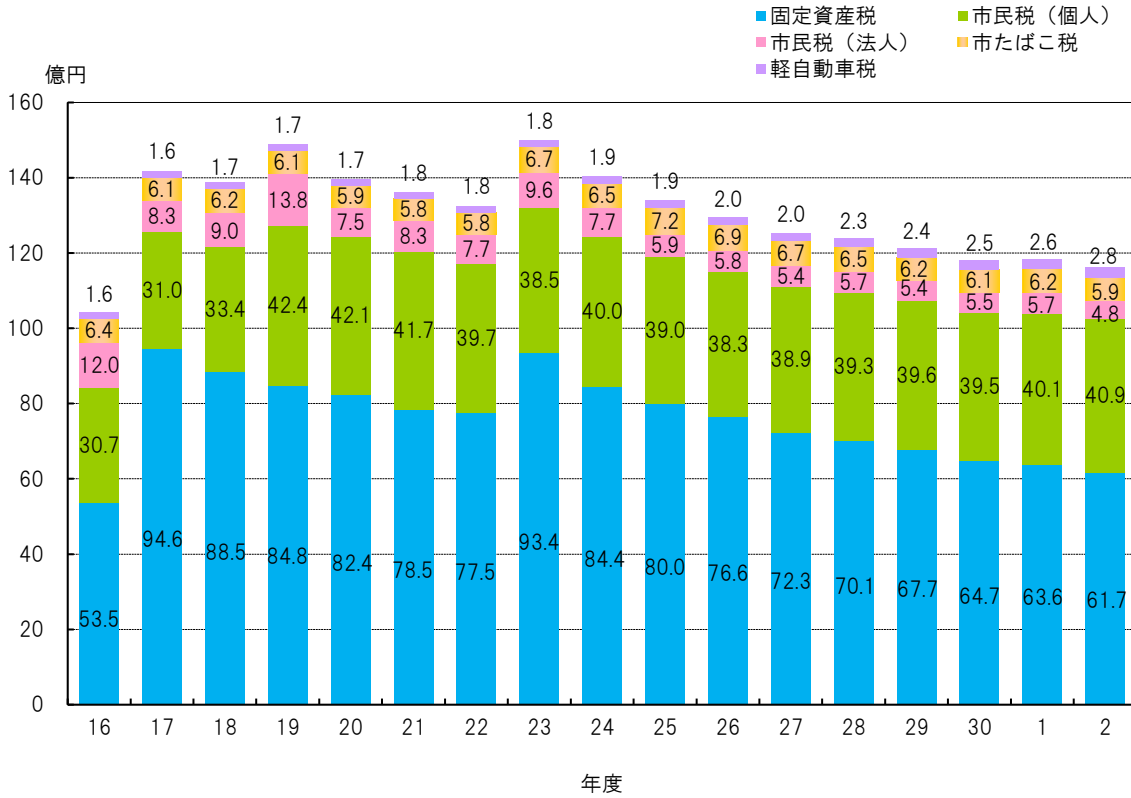
税目	区分	当初予算額	調定額	収入済額		不納欠損額	収入未済額	収入歩合	
					構成比			対予算	対調定
市民税		4,399,100	4,687,534	4,571,039	39.3	7,685	108,810	103.9	97.5
個人	現年分	3,885,300	4,071,756	4,049,427	34.8	254	22,075	104.2	99.5
	滞繰分	27,600	120,222	41,336	0.4	6,488	72,398	149.8	34.4
法人	現年分	484,300	487,581	478,758	4.1	0	8,823	98.9	98.2
	滞繰分	1,900	7,975	1,518	0.0	943	5,514	79.9	19.0
固定資産税		6,194,500	6,456,901	6,168,158	53.1	11,554	277,189	99.6	95.5
固定資産	現年分	6,091,000	6,224,952	6,057,052	52.1	478	167,422	99.4	97.3
	滞繰分	35,800	164,158	43,315	0.4	11,076	109,767	121.0	26.4
	交付金・納付金	67,700	67,791	67,791	0.6	0	0	100.1	100.0
軽自動車税		271,600	295,987	284,981	2.5	1,364	9,642	104.9	96.3
	現年分	250,600	265,429	262,477	2.3	36	2,916	104.7	98.9
	滞繰分	3,000	12,468	4,414	0.0	1,328	6,726	147.1	35.4
	環境性能割	18,000	18,090	18,090	0.2	0	0	100.5	100.0
市たばこ税		538,400	593,931	593,931	5.1	0	0	110.3	100.0
特別土地保有税		0	0	0	0.0	0	0	0	0
	現年分	0	0	0	0.0	0	0	0	0
	滞繰分	-	-	-	-	-	-	-	-
市税合計		11,403,600	12,034,353	11,618,109	100.0	20,603	395,641	101.9	96.5
	現年分	11,335,300	11,729,530	11,527,526	99.2	768	201,236	101.7	98.3
	滞繰分	68,300	304,823	90,583	0.8	19,835	194,405	132.6	29.7

(2) 令和2年度市税決算額構成比

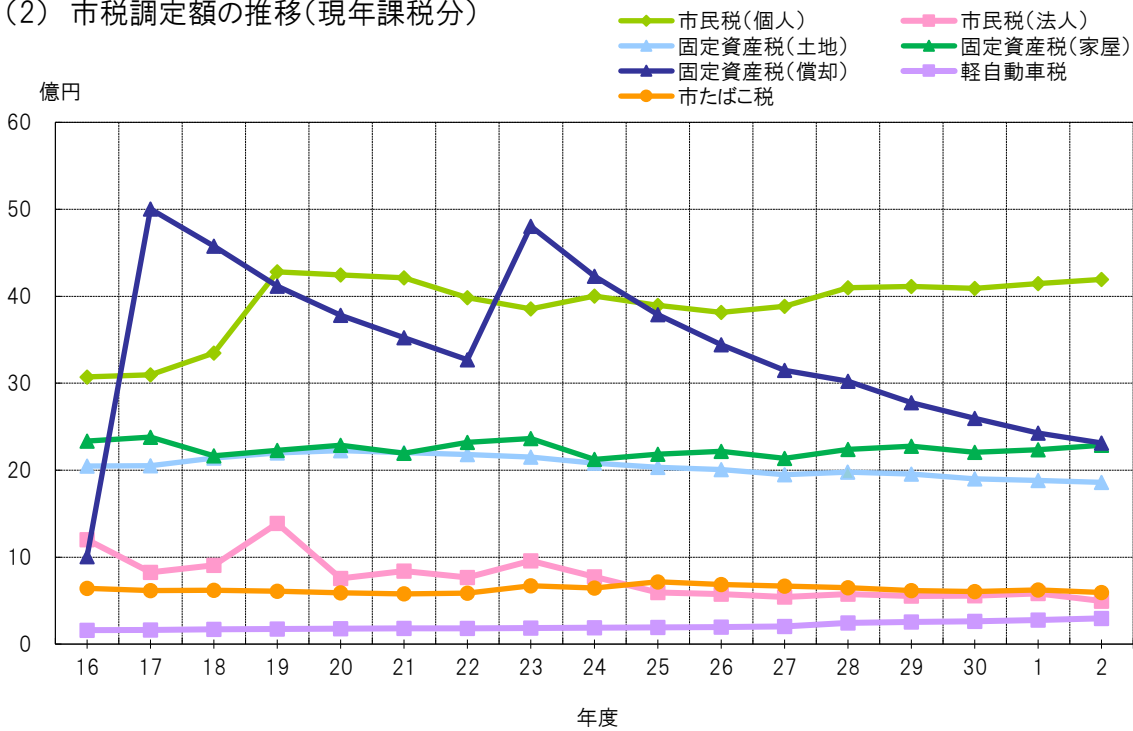


8. 市税決算額等の推移

(1) 市税決算額の推移



(2) 市税調定額の推移(現年課税分)



市町村税の徴収実績、決算書より

9. 市税決算額等の年度別推移

(単位:千円、%) I 総括

税目			年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度		
			調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率			
市民税	個人	現年課税分	均等割	144,192	142,615	98.9	144,847	143,232	98.9	143,929	142,635	99.1		
			所得割	3,798,783	3,757,602	98.9	3,816,526	3,774,363	98.9	3,806,061	3,772,157	99.1		
			小計	3,942,975	3,900,217	98.9	3,961,373	3,917,595	98.9	3,949,990	3,914,792	99.1		
		滞納繰越分	156,623	32,157	20.5	151,271	38,360	25.4	141,066	32,723	23.2			
		計	4,099,598	3,932,374	95.9	4,112,644	3,955,955	96.2	4,091,056	3,947,515	96.5			
	法人	現年課税分	均等割	251,909	250,682	99.5	244,080	242,775	99.5	242,793	241,449	99.4		
			法人税割	315,451	313,915	99.5	300,189	298,583	99.5	304,360	302,676	99.4		
			小計	567,360	564,597	99.5	544,269	541,358	99.5	547,153	544,125	99.4		
		滞納繰越分	8,001	1,482	18.5	8,731	1,877	21.5	7,991	2,088	26.1			
		計	575,361	566,079	98.4	553,000	543,235	98.2	555,144	546,213	98.4			
計	現年課税分	4,510,335	4,464,814	99.0	4,505,642	4,458,953	99.0	4,497,143	4,458,917	99.1				
	滞納繰越分	164,624	33,639	20.4	160,002	40,237	25.1	149,057	34,811	23.4				
	計	4,674,959	4,498,453	96.2	4,665,644	4,499,190	96.4	4,646,200	4,493,728	96.7				
固定資産税	純固定資産	現年課税分	土地	1,903,017	1,887,738	99.2	1,879,242	1,860,297	99.0	1,821,823	1,804,679	99.1		
			家屋	2,153,183	2,135,895	99.2	2,187,534	2,165,481	99.0	2,112,548	2,092,668	99.1		
			償却資産	2,910,221	2,886,854	99.2	2,668,081	2,641,183	99.0	2,487,708	2,464,297	99.1		
			小計	6,966,421	6,910,487	99.2	6,734,857	6,666,961	99.0	6,422,079	6,361,644	99.1		
		滞納繰越分	200,569	32,228	16.1	203,881	36,753	18.0	215,271	44,622	20.7			
		計	7,166,990	6,942,715	96.9	6,938,738	6,703,714	96.6	6,637,350	6,406,266	96.5			
	国有資産等交付金・納付金	71,695	71,695	100.0	66,886	66,886	100.0	64,477	64,477	100.0				
	計	現年課税分	7,038,116	6,982,182	99.2	6,801,743	6,733,847	99.0	6,486,556	6,426,121	99.1			
		滞納繰越分	200,569	32,228	16.1	203,881	36,753	18.0	215,271	44,622	20.7			
		計	7,238,685	7,014,410	96.9	7,005,624	6,770,600	96.6	6,701,827	6,470,743	96.6			
軽自動車税	現年課税分	232,041	226,475	97.6	241,273	235,911	97.8	249,151	244,183	98.0				
	滞納繰越分	10,256	2,450	23.9	12,376	3,282	26.5	13,048	3,199	24.5				
	環境性能割	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	計	242,297	228,925	94.5	253,649	239,193	94.3	262,199	247,382	94.3				
市たばこ税			646,747	646,747	100.0	615,040	615,040	100.0	605,394	605,394	100.0			
特別土地保有税	現年課税分	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0				
	滞納繰越分	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0				
	計	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0				
総計	現年課税分	12,427,239	12,320,218	99.1	12,163,698	12,043,751	99.0	11,838,244	11,734,615	99.1				
	滞納繰越分	375,449	68,317	18.2	376,259	80,272	21.3	377,376	82,632	21.9				
	計	12,802,688	12,388,535	96.8	12,539,957	12,124,023	96.7	12,215,620	11,817,247	96.7				

税目			年度		令和元年度			令和2年度		
			調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率		
市民税	個人	現年課税分	均等割	143,141	141,856	99.1	143,897	143,100	99.4	
			所得割	3,867,050	3,832,645	99.1	3,927,859	3,906,327	99.5	
			小計	4,010,191	3,974,501	99.1	4,071,756	4,049,427	99.5	
		滞納繰越分	136,107	37,144	27.3	120,222	41,336	34.4		
		計	4,146,298	4,011,645	96.8	4,191,978	4,090,763	97.6		
	法人	現年課税分	均等割	243,291	242,407	99.6	237,331	233,036	98.2	
			法人税割	331,504	330,299	99.6	250,250	245,722	98.2	
			小計	574,795	572,706	99.6	487,581	478,758	98.2	
		滞納繰越分	8,033	1,710	21.3	7,975	1,518	19.0		
		計	582,828	574,416	98.6	495,556	480,276	96.9		
	計	現年課税分	4,584,986	4,547,207	99.2	4,559,337	4,528,185	99.3		
		滞納繰越分	144,140	38,854	27.0	128,197	42,854	33.4		
		計	4,729,126	4,586,061	97.0	4,687,534	4,571,039	97.5		
	固定資産税	純固定資産	現年課税分	土地	1,807,054	1,790,705	99.1	1,792,912	1,744,553	97.3
				家屋	2,149,709	2,130,260	99.1	2,203,387	2,143,957	97.3
償却資産				2,333,111	2,312,002	99.1	2,228,653	2,168,542	97.3	
小計				6,289,874	6,232,967	99.1	6,224,952	6,057,052	97.3	
滞納繰越分			188,267	62,117	33.0	164,158	43,315	26.4		
計			6,478,141	6,295,084	97.2	6,389,110	6,100,367	95.5		
国有資産等交付金・納付金		66,010	66,010	100.0	67,791	67,791	100.0			
計		現年課税分	6,355,884	6,298,977	99.1	6,292,743	6,124,843	97.3		
		滞納繰越分	188,267	62,117	33.0	164,158	43,315	26.4		
		計	6,544,151	6,361,094	97.2	6,456,901	6,168,158	95.5		
軽自動車税	現年課税分	257,803	253,118	98.2	265,429	262,477	98.9			
	滞納繰越分	13,514	4,308	31.9	12,468	4,414	35.4			
	環境性能割	5,055	5,055	100.0	18,090	18,090	100.0			
	計	276,372	262,481	95.0	295,987	284,981	96.3			
市たばこ税			622,198	622,198	100.0	593,931	593,931	100.0		
特別土地保有税	現年課税分	0	0	0.0	0	0	0.0			
	滞納繰越分	0	0	0.0	0	0	0.0			
	計	0	0	0.0	0	0	0.0			
総計	現年課税分	11,825,926	11,726,555	99.2	11,729,530	11,527,526	98.3			
	滞納繰越分	345,921	105,279	30.4	304,823	90,583	29.7			
	計	12,171,847	11,831,834	97.2	12,034,353	11,618,109	96.5			

10. 市税外収入の年度別推移

(単位:千円、%)

区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
地方譲与税	295,172	98.0	300,251	101.7	297,932	99.2	298,079	100.0	321,858	108.0
自動車重量譲与税	190,675	100.4	190,887	100.1	193,302	101.3	200,362	103.7	197,798	98.7
地方揮発油譲与税	78,675	95.0	77,864	99.0	78,470	100.8	69,573	88.7	67,985	97.7
特別とん譲与税	25,822	90.8	31,500	122.0	26,160	83.0	28,144	107.6	22,751	80.8
森林環境譲与税	-	-	-	-	-	-	15,681	皆増	33,324	212.5
利子割交付金	16,729	60.9	20,054	119.9	18,683	93.2	8,982	48.1	9,322	103.8
配当割交付金	54,382	66.7	74,619	137.2	62,377	83.6	72,664	116.5	64,058	88.2
株式等譲渡所得割交付金	31,865	40.4	73,828	231.7	47,525	64.4	39,714	83.6	71,291	179.5
法人事業税交付金	-	-	-	-	-	-	-	-	33,296	皆増
地方消費税交付金	1,509,383	87.1	1,439,021	95.3	1,465,390	101.8	1,405,810	95.9	1,723,455	122.6
環境性能割交付金	-	-	-	-	-	-	16,785	皆増	42,148	251.1
ゴルフ場利用税交付金	6,168	88.9	5,630	91.3	5,196	92.3	5,226	100.6	5,275	100.9
地方特例交付金	48,036	101.5	50,921	106.0	56,920	111.8	77,015	135.3	90,893	118.0
証明閲覧手数料	4,082	96.8	4,009	98.2	3,695	92.2	4,919	133.1	4,219	85.8
府民税徴収事務費委託金	128,742	101.3	128,840	100.1	130,361	101.2	122,740	94.2	127,366	103.8
督促手数料	2,141	93.8	2,111	98.6	1,942	92.0	1,965	101.2	1,874	95.4
延滞金	15,897	83.5	13,217	83.1	12,641	95.6	15,552	123.0	15,178	97.6

※地方揮発油譲与税は平成21年度から。(地方道路譲与税を地方揮発油譲与税に改名)

※森林環境譲与税及び環境性能割交付金は平成31年度、法人事業税交付金は令和2年度から。

11. 税務関係諸証明等の年度別推移

(単位:件、円、%)

区分	年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
所得証明書等 平成30年度まで200円 平成31年度より300円	件数	14,053	96.8	13,670	97.3	12,127	88.7	10,784	88.9	8,933	82.8
	内無料	322	87.0	114	35.4	100	87.7	116	116.0	159	137.1
	内有料	13,731	97.0	13,556	98.7	12,027	88.7	10,672	88.7	8,774	82.2
	金額	2,746,200	97.0	2,711,200	98.7	2,405,400	88.7	3,201,200	133.1	2,632,200	82.2
評価証明書等 平成30年度まで200円 平成31年度より300円	件数	3,452	100.5	3,423	99.2	3,469	101.3	3,468	100.0	2,817	81.2
	内無料	518	91.4	459	88.6	513	111.8	567	110.5	171	30.2
	内有料	2,934	102.3	2,964	101.0	2,956	99.7	2,901	98.1	2,646	91.2
	金額	586,800	102.3	592,800	101.0	591,200	99.7	870,300	147.2	793,800	91.2
住宅証明書家屋 1,300円	件数	245	101.7	234	95.5	256	109.4	270	105.5	237	87.8
	内無料	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0
	内有料	245	101.7	234	95.5	253	108.1	270	106.7	237	87.8
	金額	318,500	101.7	304,200	95.5	328,900	108.1	351,000	106.7	308,100	87.8
字限図 平成30年度まで200円 平成31年度より400円	件数	998	106.3	917	91.9	842	91.8	511	60.7	632	123.7
	内無料	0	0	4	0	1	25.0	0	0	0	0
	内有料	998	106.3	913	91.5	841	92.1	511	60.8	632	123.7
	金額	199,600	106.3	182,600	91.5	168,200	92.1	204,400	121.5	252,800	123.7
閲覧 平成30年度まで100円 平成31年度より200円	件数	68	81.9	29	42.6	25	86.2	29	116.0	3	10.3
	内無料	61	76.3	16	26.2	13	81.3	16	123.1	0	0
	内有料	7	233.3	13	185.7	12	92.3	13	108.3	3	23.1
	金額	700	233.3	1,300	185.7	1,200	92.3	2,600	216.7	600	23.1
り災証明 平成30年度まで200円 平成31年度より400円	件数	5	0	359	7,180.0	544	151.5	0	0	6	0
	内無料	0	0	355	0	544	153.2	0	0	2	0
	内有料	5	125.0	4	80.0	0	0	0	0	4	0
	金額	1,000	74.0	800	111.2	0	78.3	0	0	1,600	0
納税証明 平成30年度まで200円 平成31年度より300円	件数	7,134	95.4	6,828	95.7	6,580	96.4	6,940	105.5	2,034	29.3
	内無料	5,985	101.0	5,550	92.7	5,579	100.5	5,718	102.5	1,230	21.5
	内有料	1,149	74.0	1,278	111.2	1,001	78.3	1,222	122.1	804	65.8
	金額	229,800	74.0	255,600	111.2	200,200	78.3	366,500	183.1	241,200	65.8
合計	件数	25,955	97.2	25,460	98.1	23,843	93.6	22,002	92.3	14,662	66.6
	内無料	6,886	99.2	6,498	94.4	6,753	103.9	6,417	95.0	1,562	24.3
	内有料	19,069	96.5	18,962	99.4	17,090	90.1	15,589	91.2	13,100	84.0
	金額	4,082,600	96.8	4,048,500	99.2	3,695,100	91.3	4,996,000	135.2	4,230,300	84.7

※平成31年度より、発行手数料改定

12. 税務関係経費の年度別推移

(単位:千円、%)

区分		年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
税収入額	市税 (A)		12,388,535	12,124,023	11,817,247	11,831,834	11,618,109
	個人府民税		2,608,636	2,626,288	2,620,732	2,663,429	2,716,235
	合計 (B)		14,997,171	14,750,311	14,437,979	14,495,263	14,334,344
徴税費	人件費	基本給	133,063	129,847	119,711	125,909	120,976
		諸手当	65,579	68,511	64,978	68,330	66,306
		超過勤務手当	8,649	11,296	9,674	10,853	12,770
		税務特別手当	72	72	72	72	72
		その他手当	56,858	57,143	55,232	57,405	53,464
		その他	48,613	50,327	46,180	46,375	52,801
	小計 (C)		247,255	248,685	230,869	240,614	240,083
	需用費	旅費	381	398	325	258	392
		賃金	14,157	15,596	18,478	18,650	6,103
		その他	65,121	35,987	53,631	72,932	55,909
		小計 (D)		79,659	51,981	72,434	91,840
	報奨金などに類する経費	前納報奨金	-	-	-	-	-
		納税貯蓄組合補助金	-	-	-	-	-
		納税奨励金	-	-	-	-	-
		その他	13	10	10	10	10
		小計 (E)		13	10	10	10
	その他 (F)		62,980	66,741	67,770	73,118	74,861
	合計 (G) (C)+(D)+(E)+(F)		389,907	367,417	371,083	405,582	377,358
	府民税徴収取扱費	納税通知書を基準にした金額	-	-	-	-	-
		徴収金額を基準にした金額	-	-	-	-	-
納税義務者数を基準にした金額		123,042	123,279	123,279	122,703	123,498	
報奨金の額に相当する金額等		58	50	50	37	27	
合計 (H)			123,100	123,329	123,329	122,740	123,525
(G)-(H) (I)		266,807	244,088	247,754	282,842	253,833	
税収入額に対する徴税費の割合	(G)/(B)		2.6	2.5	2.6	2.8	2.6
	(I)/(A)		2.2	2.0	2.1	2.4	2.2
参考(京都市府下市平均)	(G)/(B)						
	(I)/(A)						

市町村税課税状況等の調より

13. 市税負担状況の年度別推移

(単位:円、%)

年度 区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比	
市税総額	人口1人あたり	150,315	100.2	148,977	99.1	146,796	98.5	148,935	101.5	148,523	99.7
	1世帯あたり	356,423	99.3	349,859	98.2	340,574	97.3	342,644	100.6	340,497	99.4
	決算額 (単位:千円)	12,388,535		12,124,023		11,817,247		11,831,834		11,618,109	
市民税	人口1人あたり	54,582	102.9	55,285	101.3	55,822	101.0	57,728	103.4	58,436	101.2
	1世帯あたり	129,422	101.9	129,832	100.3	129,510	99.8	132,810	102.5	133,966	100.9
	決算額 (単位:千円)	4,498,453		4,499,190		4,493,728		4,586,061		4,571,039	
固定資産税	人口1人あたり	85,109	98.3	83,195	97.8	80,381	96.6	80,071	99.6	78,854	98.5
	1世帯あたり	201,807	97.4	195,377	96.8	186,488	95.5	184,214	98.8	180,773	98.1
	決算額 (単位:千円)	7,014,410		6,770,600		6,470,752		6,361,094		6,168,158	
軽自動車税	人口1人あたり	2,778	114.4	2,939	105.8	3,073	104.6	3,304	107.5	3,643	110.3
	1世帯あたり	6,586	113.4	6,902	104.8	7,130	103.3	7,601	106.6	8,352	109.9
	決算額 (単位:千円)	228,925		239,193		247,382		262,481		284,981	
市たばこ税	人口1人あたり	7,847	98.2	7,557	96.3	7,520	99.5	7,832	104.1	7,593	96.9
	1世帯あたり	18,607	97.4	17,748	95.4	17,448	98.3	18,019	103.3	17,407	96.6
	決算額 (単位:千円)	646,747		615,040		605,394		622,198		593,931	
特別土地保有税	人口1人あたり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1世帯あたり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決算額 (単位:千円)	0		0		0		0		0	
推計人口	82,417	98.7	81,382	98.7	80,501	98.9	79,443	98.7	78,223	98.5	
世帯数	34,758	99.6	34,654	99.7	34,698	100.1	34,531	99.5	34,121	98.8	

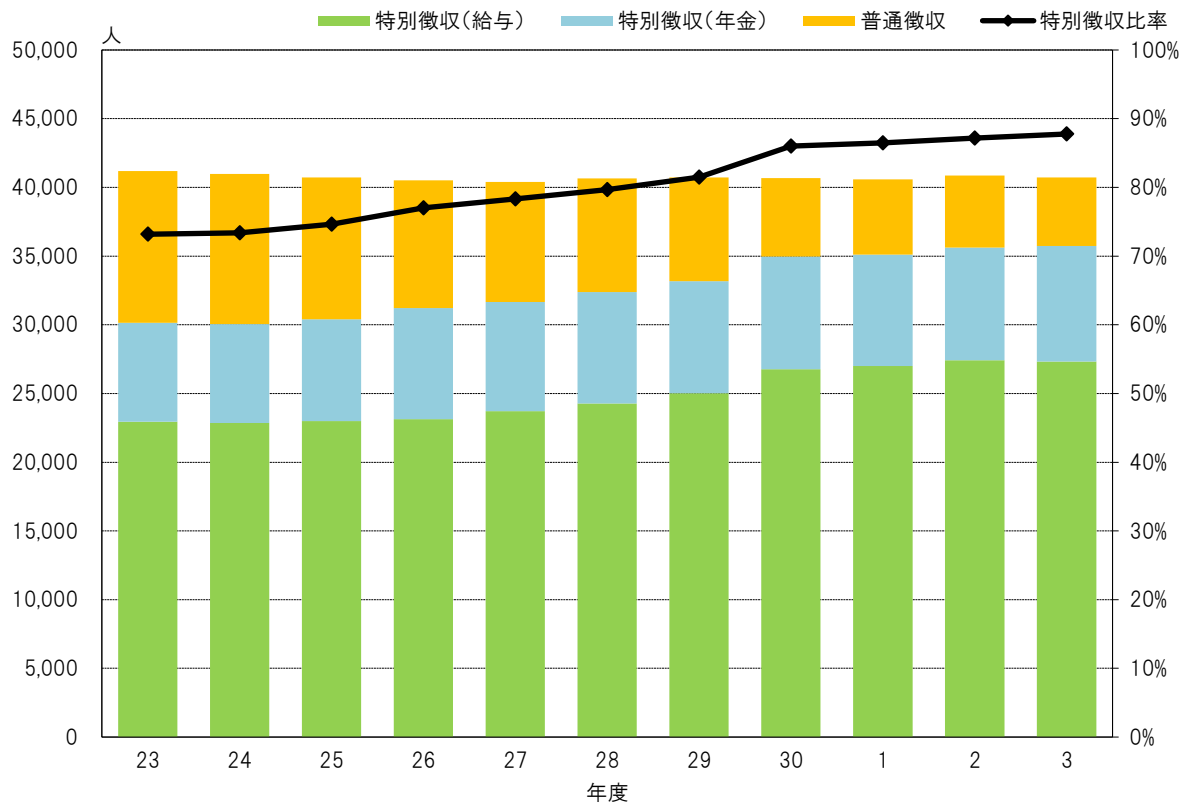
※市民税負担額は個人市民税と法人市民税を合計したものです。

※固定資産税負担額は土地、家屋、償却資産及び交付金を合計したものです。

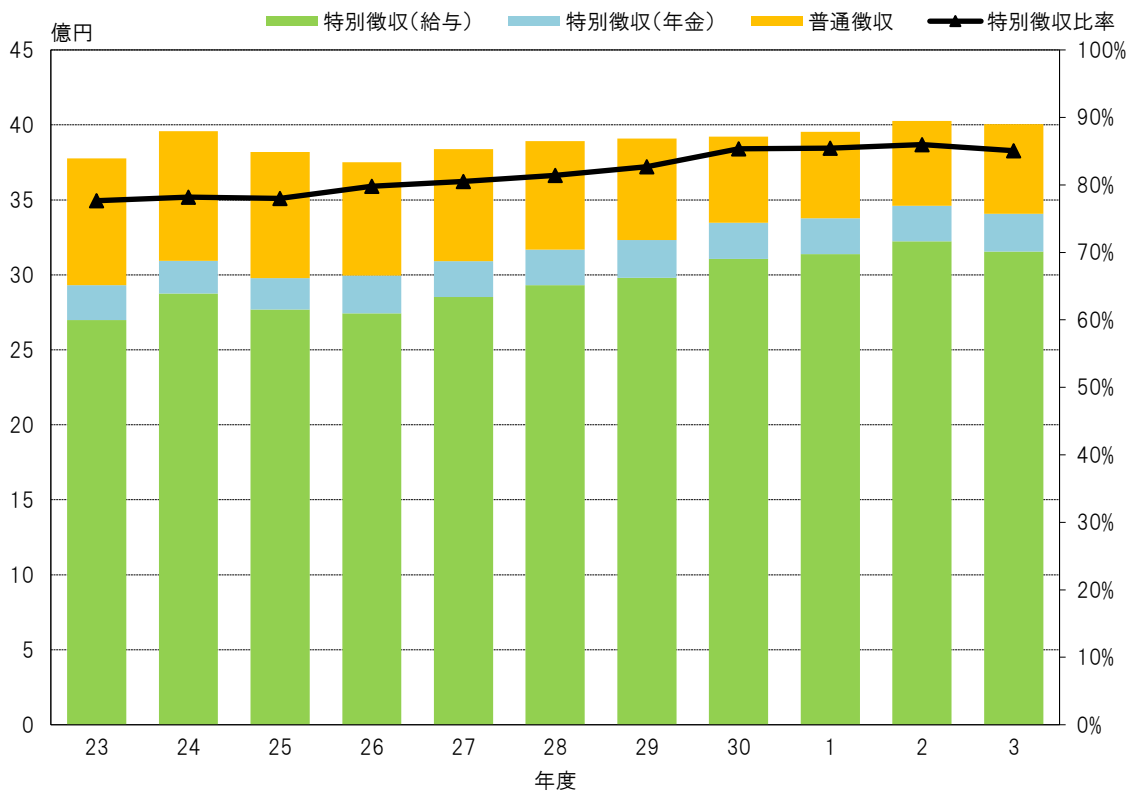
II. 市民稅

1. 個人市民税関係グラフ

(1)個人市民税の納税義務者数の推移



(2)個人市民税の当初調定額の推移



市町村税の課税状況等の調より

2. 個人市民税の納税義務者数の年度別推移

(単位:人、%)

年度 区分		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比	納税義務者数	構成比
普通徴収	均等割のみ	1,313	17.4	1,067	18.8	1,043	19.0	1,007	19.2	883	17.7
	均等割+所得割	6,226	82.6	4,621	81.2	4,444	81.0	4,238	80.8	4,097	82.3
	計	7,539	100.0	5,688	100.0	5,487	100.0	5,245	100.0	4,980	100.0
特別徴収(年金)	均等割のみ	1,510	18.5	1,556	19.0	1,544	19.0	1,652	20.2	1,625	19.3
	均等割+所得割	6,658	81.5	6,654	81.0	6,566	81.0	6,539	79.8	6,794	80.7
	計	8,168	100.0	8,210	100.0	8,110	100.0	8,191	100.0	8,419	100.0
特別徴収(給与)	均等割のみ	1,137	4.5	1,322	4.9	1,250	4.6	1,238	4.5	1,279	4.7
	均等割+所得割	23,880	95.5	25,448	95.1	25,746	95.4	26,182	95.5	26,049	95.3
	計	25,017	100.0	26,770	100.0	26,996	100.0	27,420	100.0	27,328	100.0
合計	均等割のみ	3,960	9.7	3,945	9.7	3,837	9.5	3,897	9.5	3,787	9.3
	均等割+所得割	36,764	90.3	36,723	90.3	36,756	90.5	36,959	90.5	36,940	90.7
	計	40,724	100.0	40,668	100.0	40,593	100.0	40,856	100.0	40,727	100.0
特別徴収義務者数	給与	2,710		3,024		3,044		3,069		3,041	
	年金	8		8		8		8		8	

市町村税課税状況等の調より

3. 個人市民税の当初調定額の年度別推移

(単位:千円、%)

区分		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		
		調定額	構成比	調定額	構成比	調定額	構成比	調定額	構成比	調定額	構成比	
市民税	普通徴収	均等割額	31,229	4.6	25,494	4.4	24,911	4.3	24,190	4.3	23,597	3.9
		所得割額	646,124	95.4	548,639	95.6	551,622	95.7	540,557	95.7	574,577	96.1
		計	677,353	100.0	574,133	100.0	576,533	100.0	564,747	100.0	598,174	100.0
	特別徴収(年金)	均等割額	23,735	9.5	23,141	9.5	22,670	9.5	22,828	9.6	23,301	9.2
		所得割額	226,468	90.5	219,523	90.5	216,498	90.5	213,757	90.4	229,216	90.8
		計	250,203	100.0	242,664	100.0	239,168	100.0	236,585	100.0	252,517	100.0
	特別徴収(給与)	均等割額	87,556	2.9	93,703	3.0	94,491	3.0	95,978	3.0	95,653	3.0
		所得割額	2,893,738	97.1	3,011,601	97.0	3,044,399	97.0	3,128,562	97.0	3,058,929	97.0
		計	2,981,294	100.0	3,105,304	100.0	3,138,890	100.0	3,224,540	100.0	3,154,582	100.0
	合計	均等割額	142,520	3.6	142,338	3.6	142,072	3.6	142,996	3.6	142,551	3.6
		所得割額	3,766,330	96.4	3,779,763	96.4	3,812,519	96.4	3,882,876	96.4	3,862,722	96.4
		計	3,908,850	100.0	3,922,101	100.0	3,954,591	100.0	4,025,872	100.0	4,005,273	100.0
府民税	普通徴収	均等割額	18,763	4.2	15,324	4.0	14,982	3.9	14,541	3.9	14,191	3.6
		所得割額	429,827	95.8	365,024	96.0	366,976	96.1	359,613	96.1	382,160	96.4
		計	448,590	100.0	380,348	100.0	381,958	100.0	374,154	100.0	396,351	100.0
	特別徴収(年金)	均等割額	14,213	8.6	13,855	8.7	13,565	8.6	13,668	8.8	13,947	8.4
		所得割額	150,780	91.4	146,162	91.3	144,148	91.4	142,318	91.2	152,617	91.6
		計	164,993	100.0	160,017	100.0	157,713	100.0	155,986	100.0	166,564	100.0
	特別徴収(給与)	均等割額	52,536	2.7	56,223	2.7	56,696	2.7	57,588	2.7	57,393	2.7
		所得割額	1,928,877	97.3	2,007,207	97.3	2,029,167	97.3	2,085,400	97.3	2,039,022	97.3
		計	1,981,413	100.0	2,063,430	100.0	2,085,863	100.0	2,142,988	100.0	2,096,415	100.0
	合計	均等割額	85,512	3.3	85,402	3.3	85,243	3.2	85,797	3.2	85,531	3.2
		所得割額	2,509,484	96.7	2,518,393	96.7	2,540,291	96.8	2,587,331	96.8	2,573,799	96.8
		計	2,594,996	100.0	2,603,795	100.0	2,625,534	100.0	2,673,128	100.0	2,659,330	100.0
合計	普通徴収	均等割額	49,992	4.4	40,818	4.3	39,893	4.2	38,731	4.1	37,788	3.8
		所得割額	1,075,951	95.6	913,663	95.7	918,598	95.8	900,170	95.9	956,737	96.2
		計	1,125,943	100.0	954,481	100.0	958,491	100.0	938,901	100.0	994,525	100.0
	特別徴収(年金)	均等割額	37,948	9.1	36,996	9.2	36,235	9.1	36,496	9.3	37,248	8.9
		所得割額	377,248	90.9	365,685	90.8	360,646	90.9	356,075	90.7	381,833	91.1
		計	415,196	100.0	402,681	100.0	396,881	100.0	392,571	100.0	419,081	100.0
	特別徴収(給与)	均等割額	140,092	2.8	149,926	2.9	151,187	2.9	153,566	2.9	153,046	2.9
		所得割額	4,822,615	97.2	5,018,808	97.1	5,073,566	97.1	5,213,962	97.1	5,097,951	97.1
		計	4,962,707	100.0	5,168,734	100.0	5,224,753	100.0	5,367,528	100.0	5,250,997	100.0
	合計	均等割額	228,032	3.5	227,740	3.5	227,315	3.5	228,793	3.4	228,082	3.4
		所得割額	6,275,814	96.5	6,298,156	96.5	6,352,810	96.5	6,470,207	96.6	6,436,521	96.6
		計	6,503,846	100.0	6,525,896	100.0	6,580,125	100.0	6,699,000	100.0	6,664,603	100.0

市税調定資料より

4. 個人市民税の所得区分別当初調定額等の年度別推移

区分		年度		平成29年度			平成30年度		
		人	員	均等割額	所得割額	人	員	均等割額	所得割額
均等割のみ納める者	給与所得者	1,874		6,559	-	1,823		6,381	-
	営業所得者	335		1,172	-	331		1,158	-
	農業所得者	14		49	-	11		39	-
	その他の所得者	1,700		5,950	-	1,746		6,111	-
	家屋敷等のみ	37		130	-	34		119	-
	計	3,960		13,860	-	3,945		13,808	-
均等割と所得割を納める者	給与所得者	28,695		100,433	3,240,668	28,899		101,146	3,253,359
	営業所得者	1,441		5,043	177,694	1,362		4,767	167,196
	農業所得者	32		112	1,700	25		87	1,986
	その他の所得者	6,596		23,086	346,387	6,437		22,530	357,222
	計	36,764		128,674	3,766,449	36,723		128,530	3,779,763
合計	給与所得者	30,569		106,992	3,240,668	30,722		107,527	3,253,359
	営業所得者	1,776		6,215	177,694	1,693		5,925	167,196
	農業所得者	46		161	1,700	36		126	1,986
	その他の所得者	8,296		29,036	346,387	8,183		28,641	357,222
	家屋敷等のみ	37		130	-	34		119	-
	計	40,724		142,534	3,766,449	40,668		142,338	3,779,763

(単位:人、千円)

令和元年度			令和2年度			令和3年度		
人 員	均 等 割 額	所 得 割 額	人 員	均 等 割 額	所 得 割 額	人 員	均 等 割 額	所 得 割 額
1,758	6,153	-	1,738	6,083	-	1,705	5,968	-
305	1,067	-	305	1,067	-	277	968	-
5	18	-	11	39	-	9	32	-
1,738	6,083	-	1,810	6,335	-	1,763	6,171	-
31	109	-	33	116	-	33	116	-
3,837	13,430	-	3,897	13,640	-	3,787	13,255	-
29,116	101,906	3,286,530	29,445	103,058	3,359,726	29,371	102,798	3,300,621
1,345	4,707	170,984	1,384	4,843	181,245	1,321	4,625	176,717
24	84	1,527	14	49	1,278	17	59	2,025
6,271	21,949	353,426	6,116	21,406	340,653	6,231	21,808	383,202
36,756	128,646	3,812,467	36,959	129,356	3,882,902	36,940	129,290	3,862,565
30,874	108,059	3,286,530	31,183	109,141	3,359,726	31,076	108,766	3,300,621
1,650	5,774	170,984	1,689	5,910	181,245	1,598	5,593	176,717
29	102	1,527	25	88	1,278	26	91	2,025
8,009	28,032	353,426	7,926	27,741	340,653	7,994	27,979	383,202
31	109	-	33	116	-	33	116	-
40,593	142,076	3,812,467	40,856	142,996	3,882,902	40,727	142,545	3,862,565

市町村税課税状況等の調より

5. 個人市民税の所得区分別課税状況の年度別推移

所得者別・区分		年度		平成29年度			平成30年度			
		金	額	構成比	前年度比	金	額	構成比	前年度比	
給与所得者	総所得金額等	88,215,181		83.7%	101.5%	89,080,634		83.6%	101.0%	
	所得控除額	32,344,595		81.9%	101.4%	32,805,958		82.5%	101.4%	
	課税標準額	55,870,586		84.7%	101.5%	56,274,676		84.2%	100.7%	
	算出税額	3,351,074		85.2%	101.5%	3,375,309		85.2%	100.7%	
	税額控除額	調整控除額	55,762		73.4%	100.0%	56,136		74.3%	100.7%
		配当控除	678		24.9%	163.8%	462		40.1%	68.1%
		住宅借入金等特別税額控除	52,002		97.1%	111.1%	56,523		96.8%	108.7%
		寄附金税額控除	22,763		78.3%	174.0%	32,083		77.1%	140.9%
		外国税額控除	92		90.2%	124.3%	3		50.0%	3.3%
	税額調整額	345		72.3%	77.4%	360		65.1%	104.3%	
	配当割額の控除額	240		16.3%	65.6%	247		10.4%	203.7%	
	株式等譲渡所得割額の控除額	114		11.1%		474		18.7%		
	所得割額	3,218,840		85.5%	101.1%	3,229,021		85.4%	100.3%	
営業所得者	総所得金額等	4,678,818		4.4%	104.0%	4,351,292		4.1%	93.0%	
	所得控除額	1,609,448		4.1%	102.7%	1,532,066		3.9%	95.2%	
	課税標準額	3,069,370		4.7%	104.7%	2,819,226		4.2%	91.9%	
	算出税額	184,105		4.7%	104.7%	169,099		4.3%	91.8%	
	税額控除額	調整控除額	3,366		4.4%	99.3%	3,139		4.2%	93.3%
		配当控除	5		0.2%	62.5%	6		0.5%	120.0%
		住宅借入金等特別税額控除	1,449		2.7%	112.2%	1,754		3.0%	121.0%
		寄附金税額控除	3,712		12.8%	209.2%	5,005		12.0%	134.8%
		外国税額控除	0		0.0%	0.0%	0		0.0%	0.0%
	税額調整額	40		8.4%	67.8%	100		18.1%	250.0%	
	配当割額の控除額	144		9.8%	288.4%	98		4.1%	49.2%	
	株式等譲渡所得割額の控除額	55		5.4%		-		0.0%		
	所得割額	175,334		4.7%	103.6%	158,997		4.2%	90.7%	
農業所得者	総所得金額等	54,852		0.1%	82.5%	56,237		0.1%	102.5%	
	所得控除額	25,419		0.1%	102.5%	22,203		0.1%	87.3%	
	課税標準額	29,433		0.1%	70.6%	34,034		0.1%	115.6%	
	算出税額	1,764		0.1%	70.5%	2,041		0.1%	115.7%	
	税額控除額	調整控除額	64		0.1%	97.0%	55		0.1%	85.9%
		配当控除	0		0.1%	0.0%	0		0.0%	0.0%
		住宅借入金等特別税額控除	0		0.1%	0.0%	0		0.0%	0.0%
		寄附金税額控除	0		0.1%	0.0%	0		0.0%	0.0%
		外国税額控除	0		0.0%	0.0%	0		0.0%	0.0%
	税額調整額	0		0.1%	0.0%	0		0.0%	0.0%	
	配当割額の控除額	0		0.0%	0.0%	0		0.0%	0.0%	
	株式等譲渡所得割額の控除額	0		0.0%		0		0.0%		
	所得割額	1,700		0.1%	69.8%	1,986		0.1%	116.8%	

5 個人市民税の所得区分別課税状況の年度別推移(つづき)

所得者別・区分		年度		平成29年度			平成30年度		
		金	額	構成比	前年度比	金	額	構成比	前年度比
その他の所得者	総所得金額等	10,709,536	10.2%	100.6%	10,335,313	9.7%	96.5%		
	所得控除額	5,203,044	13.2%	99.4%	5,069,448	12.7%	97.4%		
	課税標準額	5,506,492	8.3%	101.8%	5,265,865	7.9%	95.6%		
	算出税額	330,130	8.4%	101.8%	315,695	8.0%	95.6%		
	税額控除額	調整控除額	16,383	21.6%	99.5%	15,794	20.9%	96.4%	
		配当控除	1,718	63.2%	145.7%	412	35.7%	24.0%	
		住宅借入金等特別税額控除	75	0.1%	115.4%	42	0.1%	56.0%	
		寄付金税額控除	1,053	3.6%	154.2%	1,460	3.5%	138.7%	
		外国税額控除	10	9.8%	111.1%	2	33.3%	20.0%	
	税額調整額	92	19.3%	117.9%	93	16.8%	101.1%		
	配当割額の控除額	544	36.9%	53.0%	559	23.5%	102.8%		
	株式等譲渡所得割額の控除額	66	6.4%		209	8.3%			
	所得割額	310,189	8.2%	101.8%	297,124	7.9%	95.8%		
	分離課税所得者	総所得金額等	1,790,637	1.7%	71.2%	2,787,565	2.6%	155.7%	
所得控除額		292,752	0.7%	88.5%	348,077	0.9%	118.9%		
課税標準額		1,497,885	2.3%	68.6%	2,439,488	3.7%	162.9%		
算出税額		63,828	1.6%	67.5%	99,814	2.5%	156.4%		
税額控除額		調整控除額	425	0.6%	103.9%	439	0.6%	103.3%	
		配当控除	318	11.7%	112.8%	273	23.7%	85.8%	
		住宅借入金等特別税額控除	42	0.1%	20.3%	75	0.1%	178.6%	
		寄付金税額控除	1,558	5.4%	86.6%	3,073	7.4%	197.2%	
		外国税額控除	0	0.0%	0.0%	1	0.0%	-	
税額調整額		0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%		
配当割額の控除額		547	37.1%	37.4%	1,472	62.0%	269.1%		
株式等譲渡所得割額の控除額	790	77.1%	1,846		73.0%				
所得割額	60,148	1.6%	68.1%	92,635	2.5%	154.0%			
合計	総所得金額等	105,449,024	100.0%	100.7%	106,611,041	100.0%	101.1%		
	所得控除額	39,475,258	100.0%	101.1%	39,777,752	100.0%	100.8%		
	課税標準額	65,973,766	100.0%	100.6%	66,833,289	100.0%	101.3%		
	算出税額	3,930,901	100.0%	100.8%	3,961,958	100.0%	100.8%		
	税額控除額	調整控除額	76,000	100.0%	99.9%	75,563	100.0%	99.4%	
		配当控除	2,719	100.0%	144.4%	1,153	100.0%	42.4%	
		住宅借入金等特別税額控除	53,568	100.0%	110.8%	58,394	100.0%	109.0%	
		寄付金税額控除	29,086	100.0%	167.8%	41,621	100.0%	143.1%	
		外国税額控除	102	100.0%	122.9%	6	100.0%	5.9%	
	税額調整額	477	100.0%	81.8%	553	100.0%	115.9%		
	配当割額の控除額	1,475	100.0%	46.9%	2,376	100.0%	196.2%		
株式等譲渡所得割額の控除額	1,025	100.0%	2,529		100.0%				
所得割額	3,766,211	100.0%	100.5%	3,779,763	100.0%	100.4%			

※構成比：給与所得者+営業所得者+農業所得者+その他の所得者+分離課税所得者

(単位:千円)

令和元年度			令和2年度			令和3年度					
金	額	構成比	前年度比	金	額	構成比	前年度比	金	額	構成比	前年度比
	10,112,551	9.4%	97.8%		10,010,609	9.1%	99.0%		10,853,757	9.5%	108.4%
	4,939,935	12.3%	97.4%		4,867,970	11.9%	98.5%		5,490,797	12.3%	112.8%
	5,172,616	7.7%	98.2%		5,142,639	7.5%	99.4%		5,362,960	7.7%	104.3%
	310,111	7.7%	98.2%		308,319	7.5%	99.4%		321,534	7.9%	104.3%
	15,291	20.3%	96.8%		14,971	20.0%	97.9%		15,012	20.1%	100.3%
	812	55.6%	197.1%		878	50.8%	108.1%		780	56.1%	88.8%
	80	0.1%	190.5%		77	0.1%	96.3%		58	0.1%	75.3%
	1,740	3.2%	119.2%		1,723	2.9%	99.0%		2,745	3.5%	159.3%
	0	0.0%	0.0%		3	0.0%	-		8	10.3%	266.7%
	72	10.1%	77.4%		80	27.6%	111.1%		59	20.0%	73.8%
	607	36.2%	93.2%		826	35.1%	136.7%		828	49.2%	95.9%
	109	7.5%			153	7.7%			111	4.8%	
	291,400	7.6%	98.1%		289,608	7.5%	99.4%		301,933	7.8%	104.3%
	2,598,549	2.4%	93.2%		2,403,585	2.2%	92.5%		3,423,556	3.0%	142.4%
	319,326	0.8%	91.7%		351,368	0.9%	110.0%		426,469	1.0%	121.4%
	2,279,223	3.4%	93.4%		2,052,217	3.0%	90.0%		2,997,087	4.3%	146.0%
	92,914	2.3%	93.1%		86,173	2.1%	92.7%		120,234	2.9%	139.5%
	405	0.5%	92.3%		466	0.6%	115.1%		502	0.7%	107.7%
	172	11.8%	63.0%		290	16.8%	168.6%		172	12.4%	59.3%
	23	0.0%	30.7%		15	0.0%	65.2%		167	0.2%	1113.3%
	3,225	6.0%	104.9%		3,762	6.3%	116.7%		4,812	6.1%	127.9%
	0	0.0%	-		0	0.0%	0.0%		1	1.3%	-
	0	0.0%	0.0%		0	0.0%	0.0%		0	0.0%	0.0%
	600	35.8%	43.3%		1,021	43.4%	72.6%		618	36.7%	94.9%
	836	57.5%			1,387	70.1%			1,666	72.8%	
	87,653	2.3%	94.6%		79,232	2.0%	85.5%		112,296	2.9%	141.7%
	107,877,392	100.0%	101.2%		109,578,960	100.0%	102.8%		113,731,460	100.0%	103.8%
	40,263,650	100.0%	101.2%		40,769,824	100.0%	102.5%		44,514,120	100.0%	109.2%
	67,613,742	100.0%	101.2%		68,809,136	100.0%	103.0%		69,217,340	100.0%	100.6%
	4,011,504	100.0%	101.3%		4,090,092	100.0%	103.2%		4,091,950	100.0%	100.0%
	75,146	100.0%	99.4%		74,790	100.0%	99.0%		74,751	100.0%	99.9%
	1,461	100.0%	126.7%		1,730	100.0%	150.0%		1,389	100.0%	80.3%
	64,896	100.0%	111.1%		65,542	100.0%	112.2%		69,786	100.0%	106.5%
	53,694	100.0%	129.0%		60,151	100.0%	144.5%		79,113	100.0%	131.5%
	0	100.0%	0.0%		356	100.0%	-		78	100.0%	21.9%
	710	100.0%	128.4%		290	100.0%	52.4%		295	100.0%	101.7%
	1,675	100.0%	63.8%		2,351	100.0%	88.3%		1,683	100.0%	91.7%
	1,455	100.0%			1,980	100.0%			2,290	100.0%	
	3,812,467	100.0%	100.9%		3,882,902	100.0%	102.7%		3,862,565	100.0%	99.5%

市町村税課税状況等の調より

6. 個人市民税の課税標準額段階別所得割額等に関する調

区分		納税義務者数	総所得金額等							
			総所得・山林所得・退職所得金額	分離長期譲渡所得金額	分離短期譲渡所得金額	株式等に係る譲渡所得等の金額	上場株式等に係る配当所得金額	先物取引に係る雑所得等の金額	計 (A)	
令和3年度	市民税	10万円以下	1,471	1,130,871	305,750	122	54,798	384	938	1,492,863
		10万円超	13,153	18,994,122	252,145	2,800	7,830	1,674	948	19,259,519
		100万円超	10,269	26,668,842	136,255	608	20,162	3,704	613	26,830,184
		200万円超	5,807	22,543,764	199,987	0	40,708	860	7,099	22,792,418
		300万円超	3,412	17,676,329	54,141	12,103	28,008	323	768	17,771,672
		400万円超	1,752	11,491,908	86,682	0	9,108	1,828	1,607	11,591,133
		550万円超	480	3,940,591	55,361	0	9,799	428	0	4,006,179
		700万円超	298	3,068,144	40,862	0	49,042	153	0	3,158,201
		1000万円超	298	6,159,702	60,231	31,421	572,767	3,678	1,492	6,829,291
		合計	36,940	111,674,273	1,191,414	47,054	792,222	13,032	13,465	113,731,460
	府民税	36,927	111,664,614	1,191,414	47,053	791,917	13,032	13,465	113,721,495	
令和2年度合計	市民税	36,959	108,326,283	814,240	7,613	406,857	14,539	9,428	109,578,960	
	府民税	36,948	108,318,489	814,239	7,613	406,857	14,540	9,428	109,571,166	
令和元年度合計	市民税	36,756	106,383,386	1,319,301	9,509	137,002	17,952	10,242	107,877,392	
	府民税	36,745	106,372,849	1,319,301	9,509	137,002	17,951	10,242	107,866,854	
平成30年度合計	市民税	36,723	105,029,885	1,374,276	2,991	156,833	35,959	11,097	106,611,041	
	府民税	36,713	105,025,240	1,374,275	2,991	156,833	35,959	11,097	106,606,395	
平成29年度合計	市民税	36,764	104,558,817	815,609	7,272	42,469	10,698	14,159	105,449,024	
	府民税	36,752	104,553,545	815,609	7,272	42,469	10,698	14,158	105,443,751	

Ⅱ 市民税

(単位:人、千円)

所得控除額	課税標準額						
	総所得・山林所得・退職所得金額に係るもの(a)	分離長期譲渡所得金額に係るもの	分離短期譲渡所得金額に係るもの	株式等に係る譲渡所得等の金額に係るもの	上場株式等に係る配当所得等の金額に係るもの	先物取引に係る雑所得等の金額に係るもの	計 (A)-(B)
(B)							
1,090,795	73,707	274,610	0	52,887	383	481	402,068
11,759,768	7,234,386	252,127	2,799	7,824	1,668	947	7,499,751
11,668,356	15,000,510	136,246	607	20,154	3,698	613	15,161,828
8,279,307	14,264,473	199,981	0	40,704	856	7,097	14,513,111
5,900,355	11,775,988	54,136	12,102	28,004	319	768	11,871,317
3,486,243	8,005,678	86,678	0	9,104	1,824	1,606	8,104,890
1,003,448	2,937,151	55,358	0	9,795	427	0	3,002,731
632,448	2,435,702	40,860	0	49,040	151	0	2,525,753
693,400	5,466,314	60,228	31,420	572,762	3,676	1,491	6,135,891
44,514,120	67,193,909	1,160,224	46,928	790,274	13,002	13,003	69,217,340
44,505,087	67,193,281	1,160,224	46,928	789,970	13,002	13,003	69,216,408
40,769,824	67,574,569	799,640	7,610	403,743	14,510	9,064	68,809,136
40,763,077	67,573,522	799,640	7,610	403,743	14,510	9,064	68,808,089
40,263,650	66,153,048	1,291,344	7,397	134,461	17,586	9,906	67,613,742
40,256,030	66,150,130	1,291,344	7,397	134,461	17,586	9,906	67,610,824
39,777,752	65,279,617	1,350,521	2,990	153,418	35,653	11,090	66,833,289
39,773,268	65,279,455	1,350,521	2,990	153,418	35,653	11,090	66,833,127
39,475,258	65,100,546	798,992	7,270	42,130	10,675	14,153	65,973,766
39,470,055	65,100,476	798,992	7,270	42,130	10,675	14,153	65,973,696

6 個人市民税の課税標準額段階別所得割額等に関する調(つづき)

区分		算出税額							
		総所得・山林所得・退職所得分 (b)	分離長期譲渡所得分	分離短期譲渡所得分	株式等に係る譲渡所得等分	上場株式等に係る配当所得等分	先物取引に係る雑所得等分	計 (D)	
令和3年度	市民税	10万円以下	4,363	8,235	0	1,587	11	14	14,210
		10万円超	433,538	7,562	151	235	50	28	441,564
		100万円超	899,615	4,082	33	605	111	18	904,464
		200万円超	855,628	5,998	0	1,221	26	213	863,086
		300万円超	706,418	1,623	654	840	10	23	709,568
		400万円超	480,267	2,599	0	273	55	48	483,242
		550万円超	176,210	1,661	0	293	13	0	178,177
		700万円超	146,128	1,225	0	1,471	5	0	148,829
		1000万円超	327,968	1,807	1,697	17,183	110	45	348,810
		合計	4,030,135	34,792	2,535	23,708	391	389	4,091,950
	府民税	2,686,237	23,188	1,689	15,800	260	260	2,727,434	
令和2年度合計	市民税	4,052,976	23,883	411	10,499	2,050	273	4,090,092	
	府民税	2,701,464	15,919	274	6,998	1,367	181	2,726,203	
令和元年度合計	市民税	3,967,703	38,545	399	4,033	527	297	4,011,504	
	府民税	2,644,528	25,693	266	2,689	352	198	2,673,726	
平成30年度合計	市民税	3,915,294	40,501	161	4,603	1,067	332	3,961,958	
	府民税	2,609,705	26,994	108	3,069	713	222	2,640,811	
平成29年度合計	市民税	3,904,554	23,945	393	1,265	320	424	3,930,901	
	府民税	2,602,546	15,961	262	843	214	283	2,620,109	

Ⅱ 市民税

(単位:人、千円)

税額控除額 (E)					税 額 調 整 額 (F)	配 当 割 除 額 の 控 除 額 (G)	株 式 等 譲 渡 所 得 割 除 額 の 控 除 額 (H)	所 得 割 除 額 (D)-(E)- (F)-(G)-(H) (I)	(I)の 構 成 比	平均税率 (b)／(a)
調 整 控 除	配 当 控 除	住 宅 借 入 金 等 特 別 税 額 控 除	寄 附 金 税 額 控 除	外 国 税 額 控 除						
1,793	2	0	38	0	1	17	7	12,352	0.3%	5.9%
31,060	125	4,138	1,591	0	181	302	271	403,896	10.5%	6.0%
23,427	189	27,325	6,570	3	113	463	264	846,110	21.9%	6.0%
9,207	255	31,746	13,755	0	0	276	90	807,757	20.9%	6.0%
5,113	137	6,508	13,849	29	0	214	348	683,370	17.7%	6.0%
2,626	96	69	12,290	46	0	98	121	467,896	12.1%	6.0%
717	39	0	6,485	0	0	71	38	170,827	4.4%	6.0%
442	241	0	5,721	0	0	115	476	141,834	3.7%	6.0%
366	305	0	18,814	0	0	127	675	328,523	8.5%	6.0%
74,751	1,389	69,786	79,113	78	295	1,683	2,290	3,862,565	100.0%	6.0%
49,830	1,032	46,524	53,470	52	197	1,107	1,527	2,573,695	-	4.0%
74,790	1,730	65,542	60,151	356	290	2,351	1,980	3,882,902	100.0%	6.0%
49,858	1,282	43,695	40,726	237	194	1,544	1,320	2,587,347	-	4.0%
75,146	1,461	64,896	53,694	0	710	1,675	1,455	3,812,467	100.0%	6.0%
50,094	1,064	43,264	36,541	0	473	1,064	970	2,540,256	-	4.0%
75,563	1,153	58,394	41,621	6	553	2,376	2,529	3,779,763	100.0%	6.0%
50,372	865	38,929	28,612	4	367	1,584	1,686	2,518,392	-	4.0%
76,000	2,719	53,568	29,086	102	477	1,475	1,025	3,766,449	100.0%	6.0%
50,665	2,039	35,712	20,077	68	318	984	684	2,509,562	-	4.0%

7. 個人市民税の所得控除額の年度別推移

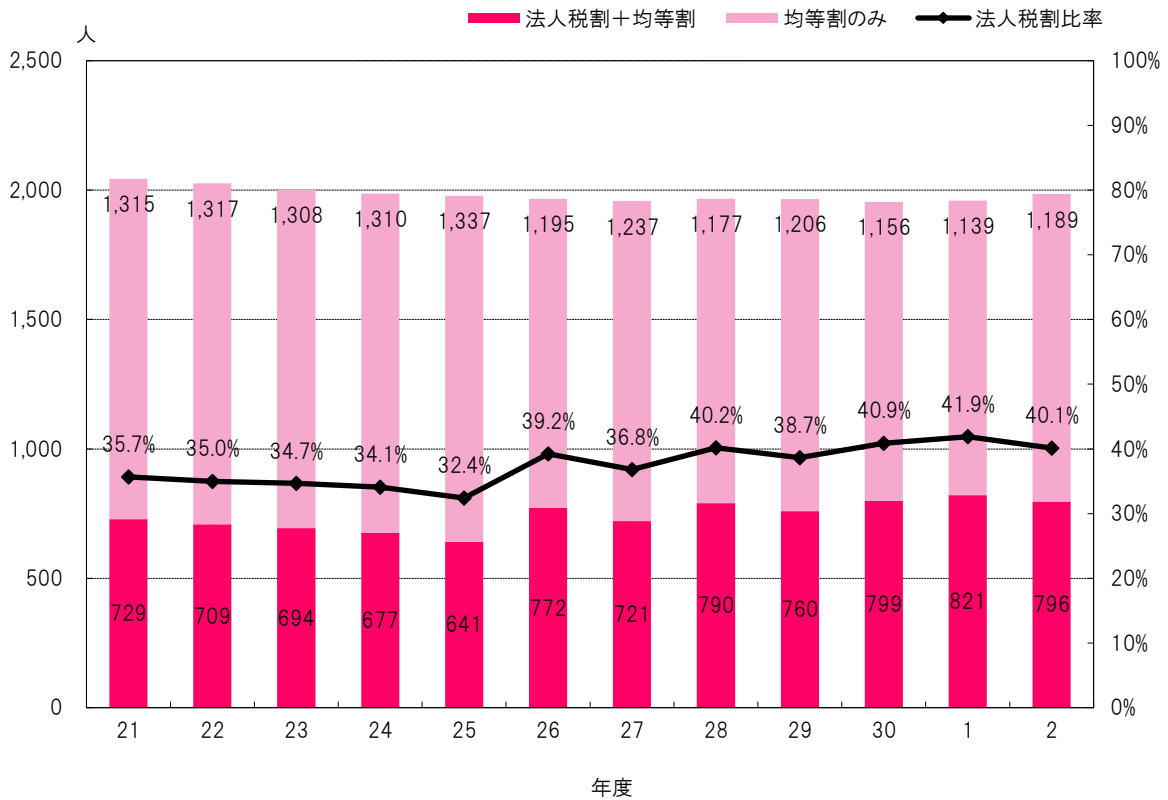
(単位:千円、%)

区分	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	前年 対比		前年 対比		前年 対比		前年 対比		前年 対比	
雑損控除	858	24.1	9,020	1,051.3	8,841	98.0	3,946	44.6	2,252	57.1
医療費控除	483,385	105.0	495,202	102.4	507,495	102.5	552,052	108.8	512,179	92.8
社会保険料控除	18,932,868	106.2	19,276,385	101.8	19,592,485	101.6	20,008,473	102.1	20,131,286	100.6
小規模企業共済等掛金控除	225,173	98.8	266,349	118.3	319,577	120.0	378,505	118.4	433,271	114.5
生命保険料控除	1,323,570	106.9	1,348,248	101.9	1,364,141	101.2	1,387,802	101.7	1,395,315	100.5
地震保険料控除	61,234	102.7	61,878	101.1	60,831	98.3	59,106	97.2	59,687	101.0
障害者控除(普通障害)	213,720	97.9	207,480	97.1	212,680	102.5	209,560	98.5	204,620	97.6
障害者控除(特別障害)	175,200	93.9	171,600	97.9	168,000	97.9	169,200	100.7	163,800	96.8
寡婦控除	207,900	103.3	215,560	103.7	219,180	101.7	223,820	102.1	82,420	36.8
寡夫控除	22,100	80.2	24,700	111.8	22,620	91.6	26,000	114.9	-	-
ひとり親控除	-	-	-	-	-	-	-	-	157,500	-
勤労学生控除	0	0.0	0	0.0	0	0.0	260	0.0	260	100.0
配偶者控除(一般)	2,271,060	95.3	2,186,910	96.3	1,964,710	89.8	1,844,370	93.9	1,787,170	96.9
配偶者控除(老人)	657,020	99.0	663,480	101.0	664,630	100.2	695,420	104.6	693,890	99.8
配偶者特別控除	235,560	98.1	221,150	93.9	558,180	252.4	600,910	107.7	585,580	97.4
扶養控除(一般)	1,051,710	97.6	1,040,160	98.9	1,023,990	98.4	999,240	97.6	986,040	98.7
扶養控除(特定)	760,500	96.7	764,550	100.5	753,300	98.5	736,200	97.7	795,600	108.1
扶養控除(老人)	166,060	87.4	172,900	104.1	155,420	89.9	152,760	98.3	151,620	99.3
扶養控除(同居老人)	486,450	96.0	466,200	95.8	470,700	101.0	457,650	97.2	455,850	99.6
同居特別障害加算	68,770	92.0	67,390	98.0	67,390	100.0	68,080	101.0	66,240	97.3
基礎控除	12,132,120	101.1	12,118,590	99.9	12,129,480	100.1	12,196,470	100.6	15,849,540	130.0
合計	39,475,258	102.9	39,777,752	100.8	40,263,650	101.2	40,769,824	101.3	44,514,120	109.2

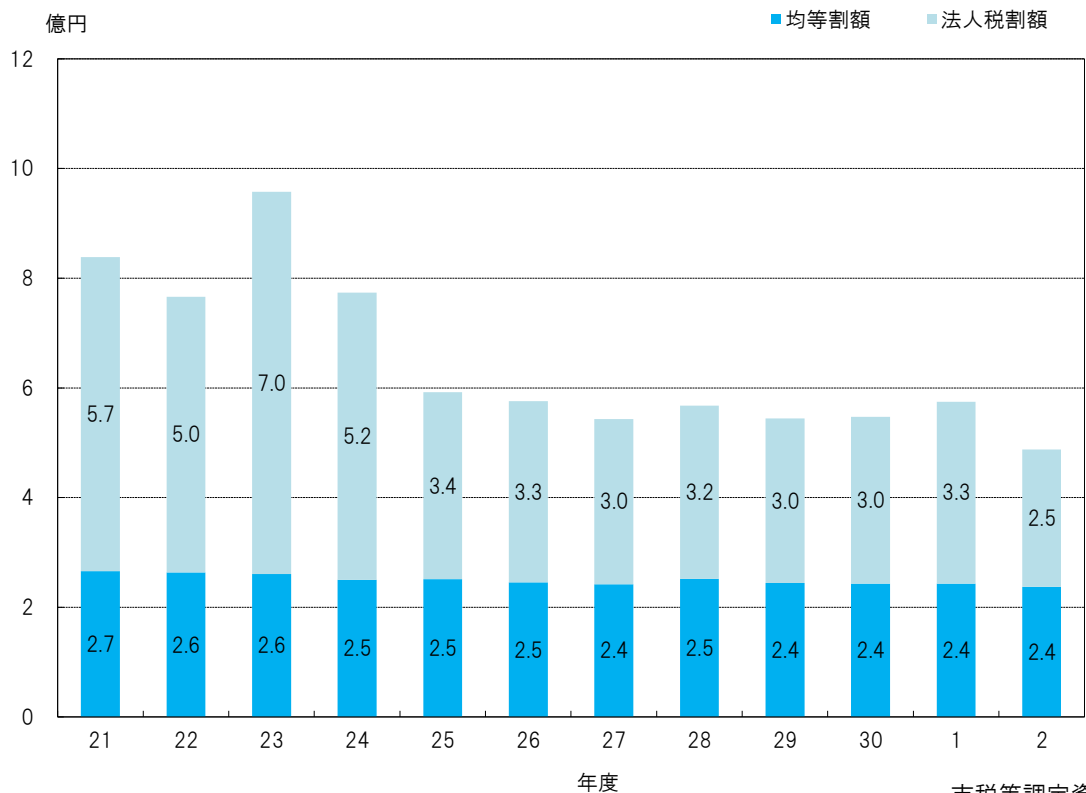
市町村税課税状況等の調より

8. 法人市民税関係グラフ

(1) 法人市民税の納税義務者数の推移



(2) 法人市民税の調定額の推移



市税等調定資料より

9. 法人市民税の納税義務者数の年度別推移

(単位:人)

区分		年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
均 等 割	資本金等の金額が50億円を超える法人で、市内従業者の数の合計数が50人を超えるもの		10	10	10	10	10
	資本金等の金額が10億円を超え、50億円以下である法人で、市内従業者の数の合計数が50人を超えるもの		4	3	3	3	2
	資本金等の金額が10億円を超える法人で、市内従業者の数の合計数が50人を以下であるもの		112	108	105	103	106
	資本金等の金額が1億円を超え、10億円以下である法人で、従業者の数の合計数が50人を超えるもの		7	8	8	8	9
	資本金等の金額が1億円を超え、10億円以下である法人で、従業者の数の合計数が50人以下であるもの		59	59	63	63	66
	資本金等の金額が1,000万円を超え、1億円以下である法人で、従業者の数の合計数が50人を超えるもの		25	25	23	23	20
	資本金等の金額が1,000万円を超え、1億円以下である法人で、従業者の数の合計数が50人以下であるもの		378	374	372	368	370
	資本金等の金額が1,000万円以下の法人で、従業者の数の合計数が50人を超えるもの		8	10	11	12	13
	資本金等の金額が1,000万円以下の法人で、従業者の数の合計数が50人以下のもの		1,355	1,359	1,350	1,360	1,379
	法人でない社団		9	10	10	10	10
合 計			1,967	1,966	1,955	1,960	1,985
上記のうち法人税割納税者数			790	760	799	821	796

市町村税課税状況等の調より

10 法人市民税の調定額の年度別推移

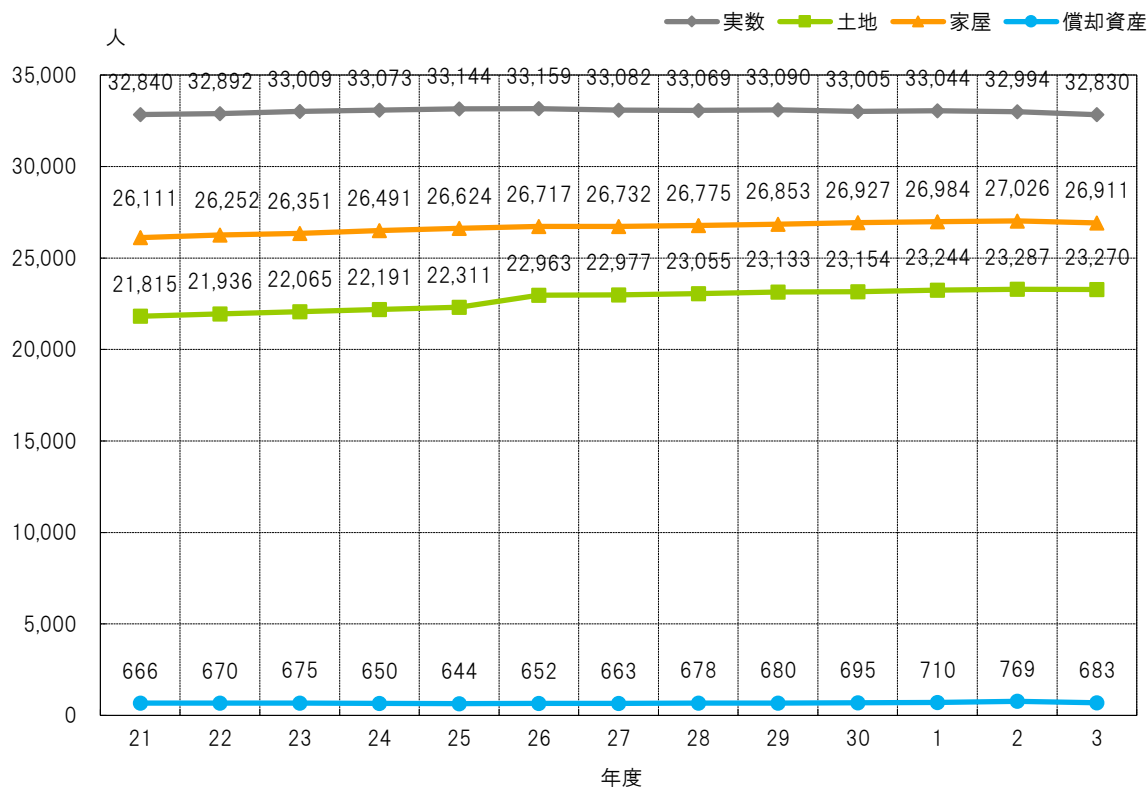
(単位:千円)

区分		年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
					前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
現 年 度	均 等 割 額	249,114	103.4	241,388	96.9	241,311	100.0	242,037	100.3	235,691	97.4		
	法 人 税 割 額	307,889	103.7	295,787	96.1	296,651	100.3	328,169	110.6	244,978	74.6		
	計	557,003	103.5	537,175	96.4	537,962	100.1	570,206	106.0	480,669	84.3		
過 年 度	均 等 割 額	2,795	285.2	2,692	96.3	1,482	55.1	1,254	84.6	1,640	130.8		
	法 人 税 割 額	7,562	183.1	4,402	58.2	7,709	175.1	3,335	43.3	5,272	158.1		
	計	10,357	202.7	7,094	68.5	9,191	129.6	4,589	49.9	6,912	150.6		
合 計	均 等 割 額	251,909	104.1	244,080	96.9	242,793	99.5	243,291	100.2	237,331	97.6		
	法 人 税 割 額	315,451	104.7	300,189	95.2	304,360	101.4	331,504	108.9	250,250	75.5		
	計	567,360	104.5	544,269	95.9	547,153	100.5	574,795	105.1	487,581	84.8		

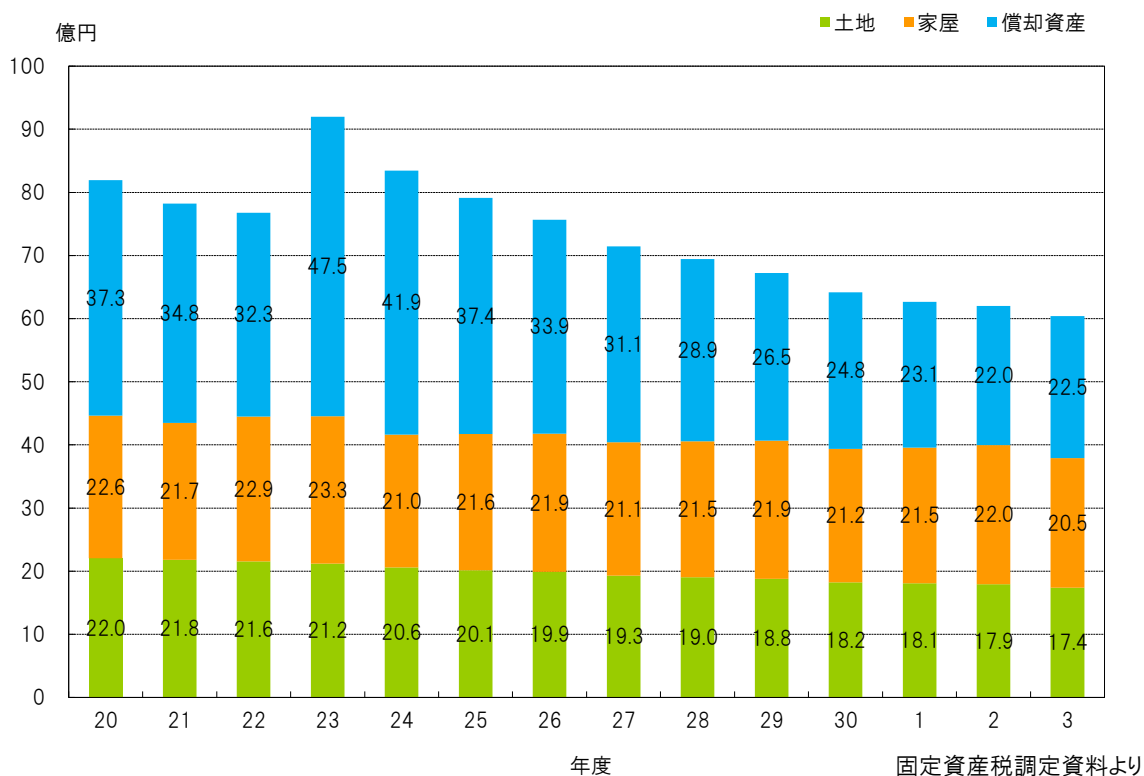
Ⅲ. 固定資産税

1. 固定資産税関係グラフ

(1) 固定資産税の納税義務者数の推移



(2) 固定資産税の当初調定額の推移



2. 固定資産税の納税義務者数の年度別推移

(単位:人、%)

区分		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
			前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
納税義務者数	土地	23,133	100.3	23,154	100.1	23,244	100.4	23,287	100.2	23,270	99.9
	家屋	26,853	100.3	26,927	100.3	26,984	100.2	27,026	100.2	26,911	99.6
	償却資産	680	100.3	695	102.2	710	102.2	769	108.3	683	88.8
	実数	33,090	100.1	33,005	99.7	33,044	100.1	32,994	99.8	32,830	99.5

当初調定より

3. 固定資産税の当初調定額の年度別推移

(単位:千円、%)

区分		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
			前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
当初調定額	土地	1,878,707	98.7	1,822,323	97.0	1,807,544	99.2	1,792,842	99.2	1,739,085	97.0
	家屋	2,190,948	101.7	2,116,660	96.6	2,150,730	101.6	2,203,609	102.5	2,051,154	93.1
	償却資産	2,653,229	91.8	2,477,882	93.4	2,307,488	93.1	2,203,413	95.5	2,247,861	102.0
	合計	6,722,884	96.8	6,416,867	95.4	6,265,763	97.6	6,199,864	98.9	6,038,100	97.4
備考			平成30年度 評価替え							令和3年度 評価替え	

当初調定より

4. 土地に関する調

(1)地目別評価総地積の年度別推移

(単位:㎡、%)

区分	年度	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
			前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
田	非課税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	総地積	12,799,971	99.3	12,796,453	100.0	12,767,899	99.8	12,715,735	99.6	12,921,217	101.6
	免税点未満	814,010	99.9	831,183	102.1	815,399	98.1	807,455	99.0	822,956	101.9
	免税点以上	11,985,961	99.3	11,965,270	99.8	11,952,500	99.9	11,908,280	99.6	12,098,261	101.6
市街化区域田等	非課税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	総地積	1,088,635	98.4	1,072,639	98.5	1,055,105	98.4	1,035,846	98.2	803,429	77.6
	免税点未満	1,667	96.7	1,429	85.7	1,465	102.5	1,466	100.1	2,840	193.7
	免税点以上	1,086,968	98.4	1,071,210	98.6	1,053,640	98.4	1,034,380	98.2	800,589	77.4
畑	非課税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	総地積	6,791,090	99.8	6,775,084	99.8	6,769,680	99.9	6,749,683	99.7	6,768,689	100.3
	免税点未満	795,664	100.3	815,835	102.5	814,224	99.8	816,127	100.2	829,108	101.6
	免税点以上	5,995,426	99.8	5,959,249	99.4	5,955,456	99.9	5,933,556	99.6	5,939,581	100.1
市街化区域畑等	非課税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	総地積	509,092	99.9	505,659	99.3	498,492	98.6	492,082	98.7	453,525	92.2
	免税点未満	5,670	98.2	5,474	96.5	5,376	98.2	5,244	97.5	4,904	93.5
	免税点以上	503,422	99.9	500,185	99.4	493,116	98.6	486,838	98.7	448,621	92.1
宅地	非課税	2,892,826	100.1	2,892,905	100.0	2,893,206	100.0	2,896,084	100.1	2,898,993	100.1
	総地積	12,584,367	100.2	12,602,298	100.1	12,620,183	100.1	12,631,740	100.1	12,653,494	100.2
	免税点未満	162,034	101.1	182,092	112.4	183,705	100.9	183,947	100.1	200,577	109.0
	免税点以上	12,422,333	100.2	12,420,206	100.0	12,436,478	100.1	12,447,793	100.1	12,452,917	100.0
池沼	非課税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	総地積	7,015	100.0	7,015	100.0	7,015	100.0	7,016	100.0	7,015	100.0
	免税点未満	3,294	100.0	3,370	102.3	3,294	97.7	3,294	100.0	3,285	99.7
	免税点以上	3,721	100.0	3,645	98.0	3,721	102.1	3,722	100.0	3,730	100.2
山林	非課税	7,831,200	100.0	7,831,200	100.0	7,831,200	100.0	7,831,200	100.0	7,831,200	100.0
	総地積	62,166,960	100.1	62,031,033	99.8	62,024,283	100.0	61,860,553	99.7	61,902,176	100.1
	免税点未満	6,908,431	98.5	6,959,131	100.7	6,923,083	99.5	6,936,868	100.2	7,096,970	102.3
	免税点以上	55,258,529	100.3	55,071,902	99.7	55,101,200	100.1	54,923,685	99.7	54,805,206	99.8
牧場	非課税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	総地積	19,545	100.0	19,545	100.0	19,545	100.0	19,546	100.0	19,545	100.0
	免税点未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	免税点以上	19,545	100.0	19,545	100.0	19,545	100.0	19,546	100.0	19,545	100.0
原野	非課税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	総地積	1,576,827	100.3	1,584,640	100.5	1,592,178	100.5	1,592,518	100.0	1,595,726	100.2
	免税点未満	261,709	100.6	270,154	103.2	270,078	100.0	266,608	98.7	268,138	100.6
	免税点以上	1,315,118	100.2	1,314,486	100.0	1,322,100	100.6	1,325,910	100.3	1,327,588	100.1
雑種地	非課税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	総地積	2,634,097	100.5	2,626,042	99.7	2,646,025	100.8	2,716,850	102.7	2,706,078	99.6
	免税点未満	87,113	102.5	86,978	99.8	92,016	105.8	93,106	101.2	89,017	95.6
	免税点以上	2,546,984	100.5	2,539,064	99.7	2,554,009	100.6	2,623,744	102.7	2,617,061	99.7
その他	非課税	231,218,375	100.0	231,385,487	100.1	231,405,189	100.0	231,581,147	100.1	231,568,913	100.0
	総地積		0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	免税点未満		0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	免税点以上		0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	非課税	241,942,401	100.0	242,109,592	100.1	242,129,595	100.0	242,308,431	100.1	242,299,106	100.0
	総地積	100,177,599	100.0	100,020,408	99.8	100,000,405	100.0	99,821,569	99.8	99,830,894	100.0
	免税点未満	9,039,592	99.0	9,155,646	101.3	9,108,640	99.5	9,114,115	100.1	9,317,795	102.2
	免税点以上	91,138,007	100.1	90,864,762	99.7	90,891,765	100.0	90,707,454	99.8	90,513,099	99.8

(2)地目別決定価格の年度別推移

(単位:千円、%)

年度 区分	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比	
田	総 額	1,228,982	99.3	1,229,585	100.0	1,232,183	100.2	1,228,606	99.7	1,257,033	102.3
	免税点未満	59,518	99.9	60,562	101.8	59,105	97.6	58,114	98.3	59,475	102.3
	免税点以上	1,169,464	99.2	1,169,023	100.0	1,173,078	100.3	1,170,492	99.8	1,197,558	102.3
	課 税 標 準	1,226,489	99.1	1,226,836	100.0	1,229,350	100.2	1,227,826	99.9	1,254,537	102.2
市街化区域田等	総 額	11,203,271	95.8	10,676,508	95.3	10,298,718	96.5	9,952,124	96.6	7,665,726	77.0
	免税点未満	13,585	94.2	11,950	88.0	11,941	99.9	11,822	99.0	21,779	184.2
	免税点以上	11,189,686	95.8	10,664,558	95.3	10,286,777	96.5	9,940,302	96.6	7,643,947	76.9
	課 税 標 準	3,386,492	96.9	3,286,996	97.1	3,203,120	97.4	3,117,210	97.3	2,477,912	79.5
畑	総 額	309,350	99.7	308,286	99.7	308,219	100.0	307,614	99.8	309,617	100.7
	免税点未満	29,560	99.9	30,083	101.8	30,081	100.0	30,206	100.4	30,937	102.4
	免税点以上	279,790	99.6	278,203	99.4	278,138	100.0	277,408	99.7	278,680	100.5
	課 税 標 準	309,286	99.7	308,227	99.7	308,166	100.0	307,566	99.8	309,418	100.6
市街化区域畑等	総 額	6,657,309	98.2	6,408,368	96.3	6,215,996	97.0	6,052,782	97.4	5,368,940	88.7
	免税点未満	37,894	95.7	37,008	97.7	35,264	95.3	33,855	96.0	30,442	89.9
	免税点以上	6,619,415	98.2	6,371,360	96.3	6,180,732	97.0	6,018,927	97.4	5,338,498	88.7
	課 税 標 準	2,014,854	102.6	1,982,123	98.4	1,962,296	99.0	1,954,751	99.6	1,773,305	90.7
宅 地	総 額	274,070,626	98.8	266,134,650	97.1	264,216,445	99.3	262,352,910	99.3	257,246,299	98.1
	免税点未満	1,324,778	101.0	1,419,487	107.1	1,442,351	101.6	1,459,140	101.2	1,525,740	104.6
	免税点以上	272,745,848	98.8	264,715,163	97.1	262,774,094	99.3	260,893,770	99.3	255,720,559	98.0
	課 税 標 準	98,655,752	98.6	95,734,983	97.0	95,034,910	99.3	94,085,124	99.0	91,950,518	97.7
池 沼	総 額	65	100.0	65	100.0	65	100.0	66	101.5	65	98.5
	免税点未満	16	100.0	17	106.3	16	94.1	15	93.8	16	106.7
	免税点以上	49	100.0	48	98.0	49	102.1	51	104.1	49	96.1
	課 税 標 準	65	100.0	65	100.0	65	100.0	66	101.5	65	98.5
山 林	総 額	950,207	100.1	949,389	99.9	949,295	100.0	947,083	99.8	948,473	100.1
	免税点未満	94,020	98.9	94,458	100.5	93,709	99.2	93,977	100.3	95,825	102.0
	免税点以上	856,187	100.2	854,931	99.9	855,586	100.1	853,106	99.7	852,648	99.9
	課 税 標 準	950,204	100.1	949,385	99.9	949,293	100.0	947,082	99.8	948,471	100.1
牧 場	総 額	547	100.0	547	100.0	547	100.0	548	100.2	547	99.8
	免税点未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	免税点以上	547	100.0	547	100.0	547	100.0	548	100.2	547	99.8
	課 税 標 準	547	100.0	547	100.0	547	100.0	548	100.2	547	99.8
原 野	総 額	11,304	100.3	11,346	100.4	11,393	100.4	11,396	100.0	11,413	100.1
	免税点未満	1,805	100.4	1,861	103.1	1,854	99.6	1,839	99.2	1,841	100.1
	免税点以上	9,499	100.3	9,485	99.9	9,539	100.6	9,557	100.2	9,572	100.2
	課 税 標 準	11,304	100.3	11,346	100.4	11,393	100.4	11,396	100.0	11,413	100.1
雑 種 地	総 額	16,491,278	99.8	15,817,033	95.9	15,643,688	98.9	15,829,915	101.2	15,308,081	96.7
	免税点未満	30,509	100.2	31,814	104.3	31,632	99.4	31,348	99.1	30,876	98.5
	免税点以上	16,460,769	99.8	15,785,219	95.9	15,612,056	98.9	15,798,567	101.2	15,277,205	96.7
	課 税 標 準	11,355,609	99.9	10,931,690	96.3	10,820,817	99.0	10,951,352	101.2	10,535,755	96.2
そ の 他	総 額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	免税点未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	免税点以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	課 税 標 準	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	総 額	310,922,939	98.7	301,535,777	97.0	298,876,549	99.1	296,683,044	99.3	288,116,194	97.1
	免税点未満	1,591,685	100.6	1,687,240	106.0	1,705,953	101.1	1,720,316	100.8	1,796,931	104.5
	免税点以上	309,331,254	98.7	299,848,537	96.9	297,170,596	99.1	294,962,728	99.3	286,319,263	97.1
	課 税 標 準	117,910,602	98.8	114,432,198	97.0	113,519,957	99.2	112,602,921	99.2	109,261,941	97.0

概要調書より

(3)地目別平均価格の年度別推移

(単位:円/㎡、%)

年度 区分		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
			前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
田	平均価格	96	100.0	96	100.0	97	101.0	97	100.0	97	100.0
	最高価格	189	100.0	189	100.0	189	100.0	189	100.0	189	100.0
市街化区域田等	平均価格	10,291	97.3	9,953	96.7	9,761	98.1	9,608	98.4	9,541	99.3
	最高価格	40,814	97.3	40,268	98.7	39,928	99.2	39,928	100.0	36,602	91.7
畑	平均価格	46	100.0	46	100.0	46	100.0	46	100.0	46	100.0
	最高価格	163	100.0	163	100.0	163	100.0	163	100.0	163	100.0
市街化区域畑等	平均価格	13,077	98.3	12,673	96.9	12,470	98.4	12,300	98.6	11,838	96.2
	最高価格	40,840	98.9	40,624	99.5	40,496	99.7	40,068	98.9	39,640	98.9
宅地	平均価格	21,779	98.6	21,118	97.0	20,936	99.1	20,769	99.2	20,330	97.9
	最高価格	89,208	100.0	89,208	100.0	89,208	100.0	95,090	106.6	89,208	93.8
池沼	平均価格	9	100.0	9	100.0	9	100.0	9	100.0	9	100.0
	最高価格	74	100.0	74	100.0	74	100.0	74	100.0	74	100.0
山林	平均価格	15	100.0	15	100.0	15	100.0	15	100.0	15	100.0
	最高価格	66	100.0	66	100.0	66	100.0	66	100.0	66	100.0
牧場	平均価格	28	100.0	28	100.0	28	100.0	28	100.0	28	100.0
	最高価格	28	100.0	28	100.0	28	100.0	28	100.0	28	100.0
原野	平均価格	7	100.0	7	100.0	7	100.0	7	100.0	7	100.0
	最高価格	60	100.0	60	100.0	60	100.0	60	100.0	60	100.0
雑種地	平均価格	6,261	99.3	6,023	96.2	6,969	115.7	5,827	83.6	5,657	97.1
	最高価格	68,093	100.0	68,002	99.9	68,002	100.0	68,002	100.0	68,002	100.0
その他	平均価格	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	最高価格	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
平均価格		3,104	98.8	3,015	97.1	2,989	99.1	2,972	99.4	2,886	97.1

概要調書より

5. 家屋に関する調

(1)棟数・床面積・決定価格の年度別推移

区分		年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
					前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
棟数(件)	木造	総数	40,338	100.0	40,290	99.9	40,201	99.8	40,135	99.8	39,955	99.6	
		免税点未満	4,108	98.5	4,051	98.6	3,963	97.8	3,895	98.3	3,864	99.2	
		免税点以上	36,230	100.1	36,239	100.0	36,238	100.0	36,240	100.0	36,091	99.6	
	非木造	総数	7,827	100.4	7,842	100.2	7,859	100.2	7,874	100.2	7,882	100.1	
		免税点未満	55	93.2	61	110.9	58	95.1	57	98.3	236	414.0	
		免税点以上	7,772	100.5	7,781	100.1	7,801	100.3	7,817	100.2	7,646	97.8	
	合計	総数	48,165	100.0	48,132	99.9	48,060	99.9	48,009	99.9	47,837	99.6	
		免税点未満	4,163	98.4	4,112	98.8	4,021	97.8	3,952	98.3	4,100	103.7	
		免税点以上	44,002	100.2	44,020	100.0	44,039	100.0	44,057	100.0	43,737	99.3	
床面積(m ²)	木造	総床面積	3,872,231	100.1	3,879,273	100.2	3,884,309	100.1	3,889,863	100.1	3,882,995	99.8	
		免税点未満	231,545	98.6	227,983	98.5	223,497	98.0	220,190	98.5	223,581	101.5	
		免税点以上	3,640,686	100.2	3,651,290	100.3	3,660,812	100.3	3,669,673	100.2	3,659,414	99.7	
	非木造	総床面積	2,410,836	100.5	2,413,552	100.1	2,417,520	100.2	2,429,968	100.5	2,443,856	100.6	
		免税点未満	1,912	93.1	2,246	117.5	2,062	91.8	2,045	99.2	92,681	4,532.1	
		免税点以上	2,408,924	100.5	2,411,306	100.1	2,415,458	100.2	2,427,923	100.5	2,351,175	96.8	
	合計	総床面積	6,283,067	100.2	6,292,825	100.2	6,301,829	100.1	6,319,831	100.3	6,326,851	100.1	
		免税点未満	233,457	98.5	230,229	98.6	225,559	98.0	222,235	98.5	316,262	142.3	
		免税点以上	6,049,610	100.3	6,062,596	100.2	6,076,270	100.2	6,097,596	100.4	6,010,589	98.6	
決定価格(千円)	木造	総数	54,049,960	102.7	52,454,433	97.0	54,119,085	103.2	55,814,317	103.1	53,958,946	96.7	
		免税点未満	295,025	98.2	290,556	98.5	284,794	98.0	279,395	98.1	362,442	129.7	
		免税点以上	53,754,935	102.7	52,163,877	97.0	53,834,291	103.2	55,534,922	103.2	53,596,504	96.5	
	非木造	総数	86,840,388	100.9	83,656,030	96.3	84,244,654	100.7	86,081,005	102.2	84,977,186	98.7	
		免税点未満	7,595	93.5	8,737	115.0	8,245	94.4	8,222	99.7	3,640,389	44,276.2	
		免税点以上	86,832,793	100.9	83,647,293	96.3	84,236,409	100.7	86,072,783	102.2	81,336,797	94.5	
	合計	総数	140,890,348	101.6	136,110,463	96.6	138,363,739	101.7	141,895,322	102.6	138,936,132	97.9	
		免税点未満	302,620	98.1	299,293	98.9	293,039	97.9	287,617	98.1	4,002,831	1,391.7	
		免税点以上	140,587,728	101.6	135,811,170	96.6	138,070,700	101.7	141,607,705	102.6	134,933,301	95.3	
単位当りの価格(円)	木造	総額(イ)	13,958	102.6	13,522	96.9	13,933	103.0	14,349	103.0	13,896	96.8	
		免税点未満	1,274	99.6	1,274	100.0	1,274	100.0	1,269	99.6	1,621	127.7	
		免税点以上	14,765	102.5	14,286	96.8	14,706	102.9	15,133	102.9	14,646	96.8	
	非木造	総額(イ)	36,021	100.5	34,661	96.2	34,848	100.5	35,425	101.7	34,772	98.2	
		免税点未満	3,972	100.4	3,890	97.9	3,999	102.8	4,021	100.6	39,279	976.8	
		免税点以上	36,046	100.5	34,690	96.2	34,874	100.5	35,451	101.7	34,594	97.6	
	合計	総額	22,424	101.4	21,629	96.5	21,956	101.5	22,452	102.3	21,960	97.8	
		免税点	1,296	99.5	1,300	100.3	1,299	99.9	1,294	99.6	12,657	978.1	
		免税点以上	23,239	101.3	22,401	96.4	22,723	101.4	23,224	102.2	22,449	96.7	

概要調書より

(2) 新增築家屋に関する調

(ア) 棟数の課税年度別推移

(単位: 棟、%)

区分	年度	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
			前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
木造	新增築分	234	96.3	242	103.4	237	97.9	258	108.9	194	75.2
	減失分	272	91.9	308	113.2	344	111.7	349	101.5	389	111.5
	差引増減分	△ 38	-	△ 66	-	△ 107	-	△ 91	-	△ 195	-
非木造	新增築分	53	68.8	54	101.9	48	88.9	43	89.6	55	127.9
	減失分	31	55.4	39	125.8	33	84.6	32	97.0	42	131.3
	差引増減分	22	-	15	-	15	-	11	-	13	-
合計	新增築分	287	89.7	296	103.1	285	96.3	301	105.6	249	82.7
	減失分	303	86.1	347	114.5	377	108.6	381	101.1	431	113.1
	差引増減分	△ 16	-	△ 51	-	△ 92	-	△ 80	-	△ 182	-

概要調査より

(イ) 床面積の課税年度別推移

(単位: m²、%)

区分	年度	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
			前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
木造	新增築分	26,503	95.1	29,432	111.1	29,364	99.8	30,084	102.5	23,699	78.8
	減失分	22,372	104.6	21,771	97.3	22,856	105.0	24,897	108.9	28,778	115.6
	差引増減分	4,131	-	7,661	-	6,508	-	5,187	-	△ 5,079	-
非木造	新增築分	10,252	63.3	10,146	99.0	11,439	112.7	32,899	287.6	23,614	71.8
	減失分	4,135	62.6	6,159	148.9	6,604	107.2	15,754	238.6	6,903	43.8
	差引増減分	6,117	-	3,987	-	4,835	-	17,145	-	16,711	-
合計	新增築分	36,755	83.4	39,578	107.7	40,803	103.1	62,983	154.4	47,313	75.1
	減失分	26,507	94.7	27,930	105.4	29,460	105.5	40,651	138.0	35,681	87.8
	差引増減分	10,248	-	11,648	-	11,343	-	22,332	-	11,632	-

概要調査より

(ウ) 評価額の課税年度別推移

(単位: 千円、%)

区分	年度	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
			前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
木造	新增築分	1,549,879	95.0	1,808,325	116.7	1,764,895	97.6	1,833,217	103.9	1,541,924	84.1
	減失分	120,063	106.5	106,435	88.6	94,956	89.2	138,422	145.8	128,452	92.8
	差引増減分	1,429,816	-	1,701,890	-	1,669,939	-	1,694,795	-	1,413,472	-
非木造	新增築分	733,249	61.0	698,173	95.2	837,294	119.9	2,415,611	288.5	2,315,437	95.9
	減失分	147,839	91.5	163,391	110.5	246,408	150.8	560,918	227.6	174,769	31.2
	差引増減分	585,410	-	534,782	-	590,886	-	1,854,693	-	2,140,668	-
合計	新增築分	2,283,128	80.6	2,506,498	109.8	2,602,189	103.8	4,248,828	163.3	3,857,361	90.8
	減失分	267,902	97.7	269,826	100.7	341,364	126.5	699,340	204.9	303,221	43.4
	差引増減分	2,015,226	-	2,236,672	-	2,260,825	-	3,549,488	-	3,554,140	-

概要調査より

(3)新築住宅に対する軽減税額の課税年度別推移

(単位:棟、㎡、千円、%)

区分		年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		戸数	前年度比	戸数	前年度比	戸数	前年度比	戸数	前年度比	戸数	前年度比	戸数	前年度比
るの 規法 定附 税則 による 第1 新5 築条 住宅 6に 第1 対1 す項	戸数	711	100.9	688	96.8	659	95.8	652	98.9	577	88.5		
	床面積	64,447	100.3	63,670	98.8	62,065	97.5	61,625	99.3	54,822	89.0		
	軽減税額(A)	32,069	100.7	30,528	95.2	30,860	101.1	31,137	100.9	27,128	87.1		
税層の 額耐規法 火定附 建に則 築よ第 物る1 〜新5 に築条 対住宅 する6 る〜第 軽減中 減高2 項	戸数	54	120.0	81	150.0	125	154.3	222	177.6	205	92.3		
	床面積	3,085	107.6	4,469	144.9	6,948	155.5	12,063	173.6	11,112	92.1		
	軽減税額(B)	2,060	112.3	3,003	145.8	4,830	160.8	8,257	171.0	6,969	84.4		
宅の に規法 対定附 するよ 軽減第 税新1 額築5 長期7 優第 良1 住項	戸数	338	88.9	311	92.0	291	93.6	294	101.0	305	103.7		
	床面積	38,111	89.0	34,730	91.1	32,339	93.1	32,541	100.6	33,803	103.9		
	軽減税額(A)	19,025	92.0	16,853	88.6	16,395	97.3	16,795	102.4	17,115	101.9		
す宅の 軽減中 減高に 税層よ 額耐る 火新1 建築5 長期7 物優第 〜良2 対住項	戸数	3	100.0	2	66.7	3	150.0	3	100.0	2	66.7		
	床面積	345	99.7	225	65.2	346	153.8	346	100.0	226	65.3		
	軽減税額(B)	160	100.0	84	52.5	167	198.8	167	100.0	116	69.5		
軽減税額合計 (A)+(B) (千円)		53,314	97.8	50,468	94.7	52,252	103.5	56,356	107.9	51,328	91.1		

概要調書より

6. 償却資産の決定価格の課税年度別推移

(単位:千円、%)

年度 区分		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度			
			前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		
市長決定分	構築物	決定価格	8,359,971	100.1	8,176,757	97.8	8,027,781	98.2	8,992,789	112.0	8,692,220	96.7	
		課税標準	8,300,579	100.0	8,118,179	97.8	7,979,696	98.3	8,920,590	111.8	8,375,507	93.9	
	機械及び装置	決定価格	17,907,173	97.9	18,904,643	105.6	18,171,498	96.1	20,757,547	114.2	23,963,036	115.4	
		課税標準	17,529,457	98.3	18,484,890	105.5	17,865,790	96.7	19,985,432	111.9	23,193,474	116.1	
	船舶	決定価格	312,942	119.7	510,496	163.1	341,290	66.9	305,315	89.5	172,620	56.5	
		課税標準	202,448	130.4	335,842	165.9	232,490	69.2	228,435	98.3	123,175	53.9	
	車両運搬具	決定価格	350,189	103.2	308,912	88.2	404,618	131.0	423,749	104.7	406,523	95.9	
		課税標準	350,189	103.2	308,912	88.2	404,618	131.0	423,749	104.7	372,363	87.9	
	工具・器具・備品	決定価格	5,179,532	87.5	5,073,934	98.0	5,054,347	99.6	5,131,042	101.5	5,482,647	106.9	
		課税標準	5,178,665	87.5	5,073,545	98.0	5,051,338	99.6	5,112,068	101.2	5,353,269	104.7	
	小計	決定価格	32,109,807	96.8	32,974,742	102.7	31,999,534	97.0	35,610,442	111.3	38,717,046	108.7	
		課税標準	31,561,338	97.0	32,321,368	102.4	31,533,932	97.6	34,670,274	109.9	37,417,788	107.9	
	法389条関係	総務大臣配分	決定価格	144,434,849	91.7	132,316,612	91.6	120,913,546	91.4	109,812,345	90.8	108,940,632	99.2
			課税標準	134,310,888	90.7	122,626,116	91.3	112,773,425	92.0	103,126,540	91.4	103,166,798	100.0
		知事配分	決定価格	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
			課税標準	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		小計	決定価格	144,434,849	91.7	132,316,612	91.6	120,913,546	91.4	109,812,345	90.8	108,940,632	99.2
			課税標準	134,310,888	90.7	122,626,116	91.3	112,773,425	92.0	103,126,540	91.4	103,166,798	100.0
合計	決定価格	176,544,656	92.6	165,291,354	93.6	152,913,080	92.5	145,422,787	95.1	147,657,678	101.5		
	課税標準	165,872,226	91.8	154,947,484	93.4	144,307,357	93.1	137,796,814	95.5	140,584,586	102.0		

概要調書より

7. 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する調

(1) 資産別交付金及び納付金の年度別推移

(単位:千円、%)

区分	年度	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
			前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
台帳価格	土地	5,421,989	93.3	5,154,124	95.1	5,015,367	97.3	5,091,235	101.5	4,999,217	98.2
	家屋	8,093,915	93.1	7,889,658	97.5	8,177,717	103.7	8,079,004	98.8	7,941,158	98.3
	資産却	92,162	80.7	78,295	85.0	103,367	132.0	251,710	243.5	222,193	88.3
	合計	13,608,066	93.1	13,122,077	96.4	13,296,451	101.3	13,421,949	100.9	13,162,568	98.1
算定標準額		4,777,597	93.3	4,605,547	96.4	4,715,017	102.4	4,842,237	102.7	4,749,084	98.1
調定額		66,886	93.3	64,477	96.4	66,009	102.4	67,791	102.7	66,486	98.1

(2) 機関別交付金の年度別推移

(単位:千円、%)

区分	年度	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		
			前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比	
交付金	国	件数	7	100.0	7	100.0	7	100.0	7	100.0	7	100.0
		金額	26,299	84.8	24,588	93.5	23,953	97.4	25,632	107.0	24,415	95.3
	京都府	件数	2	100.0	2	100.0	2	100.0	2	100.0	2	100.0
		金額	40,587	99.8	39,889	98.3	42,056	105.4	42,159	100.2	42,071	99.8
	合計	件数	9	100.0	9	100.0	9	100.0	9	100.0	9	100.0
		金額	66,886	93.3	64,477	96.4	66,009	102.4	67,791	102.7	66,486	98.1

税務課調

8. 固定資産評価審査状況等の年度別推移

(単位:人、件、筆、棟)

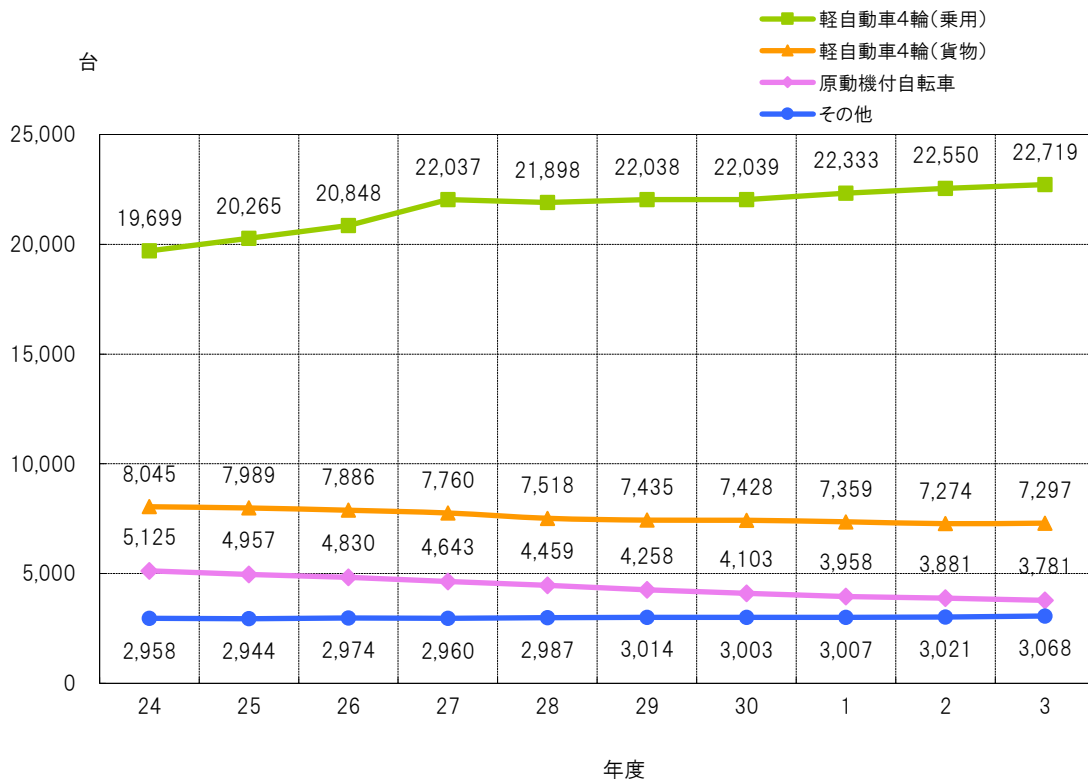
区分		年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
閲覧 (縦覧) 者数	土地		1	7	3	2	2	
	家屋		0	0	1	0	0	
	償却		0	0	0	0	0	
	合計		1	7	4	2	2	
	(内実人数)		(1)	(7)	(3)	(2)	(2)	
審査申出件数	受理	土地	0	1	2	0	0	
		家屋	0	0	0	0	0	
		償却	0	0	0	0	0	
		計	0	1	2	0	0	
	(取下げ) 却下	土地	0	0	0	0	0	
		家屋	0	0	0	0	0	
		償却	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	
	合計	土地	0	1	2	0	0	
		家屋	0	0	0	0	0	
		償却	0	0	0	0	0	
		計	0	1	2	0	0	
	審査決定件数	却下件数	土地	0	1	0	0	0
			家屋	0	0	0	0	0
			償却	0	0	0	0	0
			計	0	1	0	0	0
棄却件数		土地	0	0	2	0	0	
		家屋	0	0	0	0	0	
		償却	0	0	0	0	0	
		計	0	0	2	0	0	
認容件数		土地	0	0	0	0	0	
		家屋	0	0	0	0	0	
		償却	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	
合計		土地	0	1	2	0	0	
		家屋	0	0	0	0	0	
		償却	0	0	0	0	0	
		計	0	1	2	0	0	

税務課調

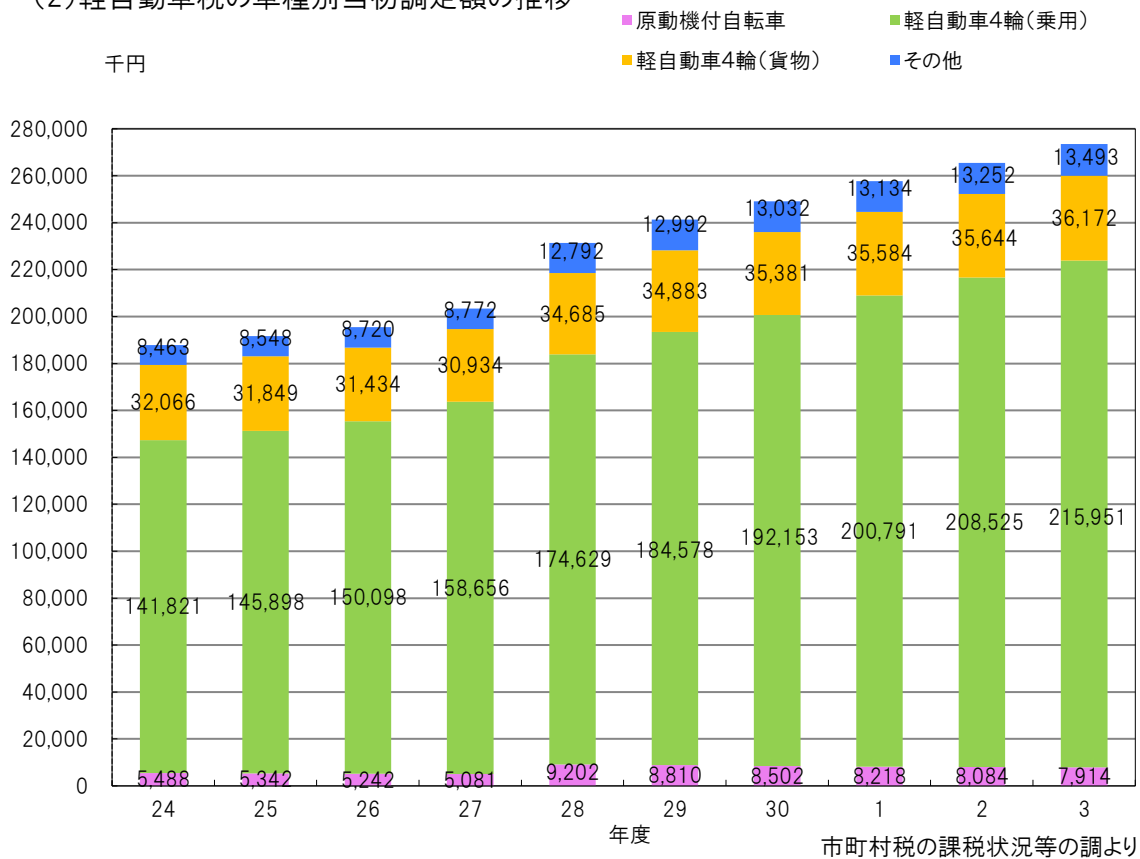
IV. その他の市税

1. 軽自動車税関係グラフ

(1) 軽自動車税の車種別課税台数の推移



(2) 軽自動車税の車種別当初調定額の推移



市町村税の課税状況等の調より

2. 軽自動車税の車種別課税台数の年度別推移

(単位:台、%)

区分 車種		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度			
			前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		
原動機付自転車	50cc以下	3,326	93.9	3,159	95.0	2,993	94.7	2,866	95.8	2,700	94.2		
	50cc超 90cc以下	353	97.2	351	99.4	349	99.4	354	101.4	370	104.5		
	90cc超 125cc以下	531	104.9	548	103.2	573	104.6	617	107.7	659	106.8		
	ミニカー	48	100.0	45	93.8	43	95.6	44	102.3	52	118.2		
	小計	4,258	95.5	4,103	96.4	3,958	96.5	3,881	98.1	3,781	97.4		
軽自動車	二輪車	877	104.4	874	99.7	884	101.1	907	102.6	962	106.1		
	三輪車	3	75.0	3	100.0	3	100.0	3	100.0	3	100.0		
	四輪車	乗用	営業用	7	116.7	7	100.0	6	85.7	5	83.3	4	80.0
			自家用	22,031	100.6	22,032	100.0	22,327	101.3	22,545	101.0	22,715	100.8
	貨物	営業用	99	96.1	99	100.0	105	106.1	111	105.7	107	96.4	
		自家用	7,336	98.9	7,329	99.9	7,254	99.0	7,163	98.7	7,190	100.4	
	小計	30,353	100.3	30,344	100.0	30,579	100.8	30,734	100.5	30,981	100.8		
小型特殊自動車	専ら雪上を走行するもの	0	-	0	-	0	-	2	-	-	-		
	農耕用	739	96.0	714	96.6	688	96.4	664	96.5	643	96.8		
	特殊作業用	271	99.3	281	103.7	299	106.4	302	101.0	303	100.3		
	小計	1,010	96.8	995	98.5	987	99.2	968	98.1	946	97.7		
二輪の小型自動車		1,124	102.2	1,131	100.6	1,133	100.2	1,143	100.9	1,157	101.2		
合計		36,745	99.7	36,573	99.5	36,657	100.2	36,726	100.2	36,865	100.4		

市町村税の課税状況等の調より

3. 軽自動車税の車種別当初調定額の年度別推移

(単位:千円、%)

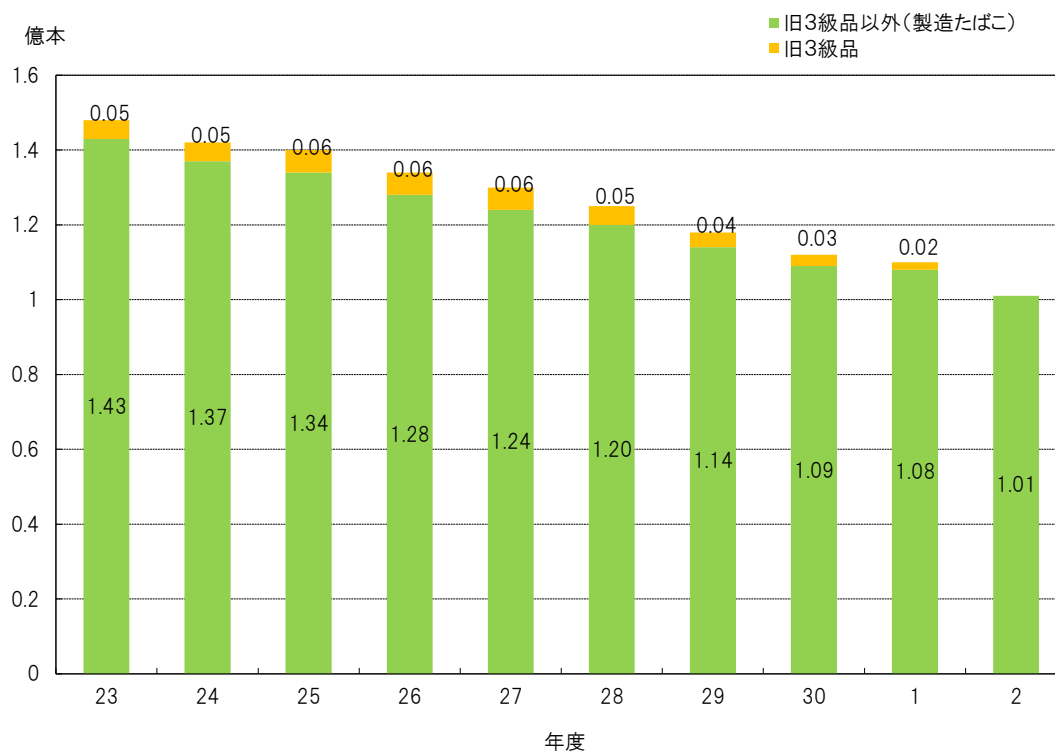
区分		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度			
			前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		
原動機付自転車	50cc以下	6,652	93.9	6,318	95.0	5,986	94.7	5,732	95.8	5,400	94.2		
	50cc超 90cc以下	706	97.2	702	99.4	698	99.4	708	101.4	740	104.5		
	90cc超 125cc以下	1,274	104.9	1,315	103.2	1,375	104.6	1,481	107.7	1,582	106.8		
	ミニカー	178	100.0	167	93.8	159	95.2	163	102.5	192	117.8		
	小計	8,810	95.7	8,502	96.5	8,218	96.7	8,084	98.4	7,914	97.9		
軽自動車	二輪車	3,157	104.4	3,146	99.7	3,182	101.1	3,265	102.6	3,463	106.1		
	三輪車	14	77.8	14	100.0	14	100.0	14	100.0	14	100.0		
	四輪車	乗用	営業用	38	108.6	44	115.8	36	81.8	31	86.1	25	80.6
			自家用	184,540	105.7	192,109	104.1	200,755	104.5	208,494	103.9	215,926	103.6
	四輪車	貨物	営業用	317	96.9	330	104.1	356	107.9	388	109.0	385	99.2
			自家用	34,566	100.6	35,051	101.4	35,228	100.5	35,256	100.1	35,787	101.5
小計	222,632	104.8	230,694	103.6	239,571	103.8	247,448	103.3	255,600	103.3			
小型特殊自動車	専ら雪上を走行するもの	0	-	0	-	0	-	5	-	-	-		
	農耕用	1,478	96.0	1,428	96.6	1,376	96.4	1,328	96.5	1,286	96.8		
	特殊作業用	1,599	99.3	1,658	103.7	1,764	106.4	1,782	101.0	1,788	100.3		
	小計	3,077	97.7	3,086	100.3	3,140	101.7	3,115	99.2	3,074	98.7		
二輪の小型自動車		6,744	102.2	6,786	100.6	6,798	100.2	6,858	100.9	6,942	101.2		
合計		241,263	104.3	249,068	103.2	257,727	103.5	265,505	103.0	273,530	103.0		

市町村税の課税状況等の調より

4. 市たばこ税関係グラフ

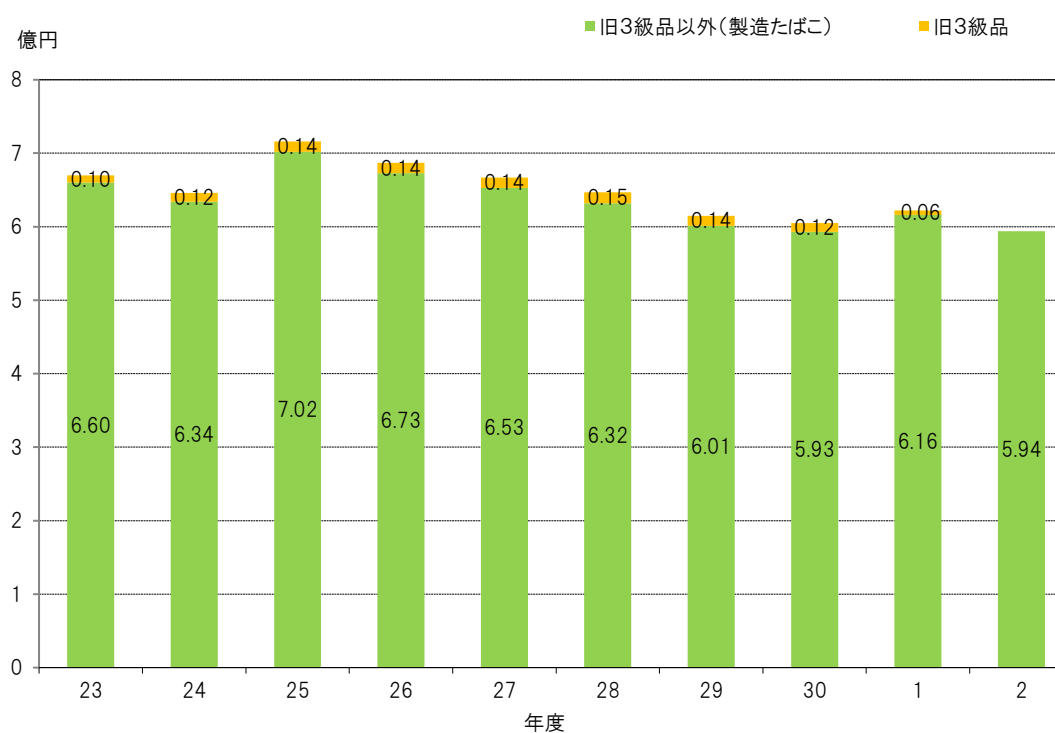
(1) 売渡本数の推移

(旧3級品区分は令和元年10月1日より廃止)



(2) 調定額(決算額)の推移

(旧3級品区分は令和元年10月1日より廃止)



5. 市たばこ税の年度別推移

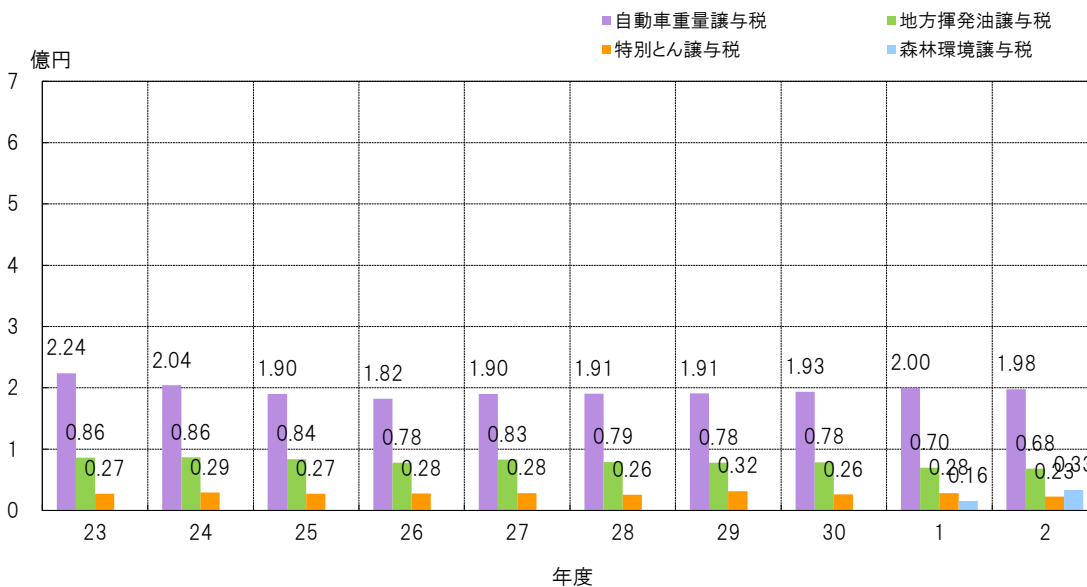
(単位:円、本、%)

項目		年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
旧3級品以外 (製造たばこ)	売 渡 本 数			120,073,791	114,309,127	109,181,995	108,041,725	101,198,819
	前年対比			96.8	95.2	95.5	99.0	93.7
	調 定 額			631,828,290	601,494,626	593,111,314	615,678,854	593,931,407
	前年対比			96.8	95.2	98.6	103.8	96.5
旧3級品	売 渡 本 数			5,172,640	4,088,700	3,116,740	1,621,700	
	前年対比			91.0	79.0	76.2	52.0	
	調 定 額			14,918,337	13,544,802	12,282,790	6,518,972	
	前年対比			103.8	90.8	90.7	53.1	
合計	売 渡 本 数			125,246,431	118,397,827	112,298,735	109,663,425	101,198,819
	前年対比			96.5	94.5	94.8	97.7	92.3
	調 定 額			646,746,627	615,039,428	605,394,104	622,197,826	593,931,407
	前年対比			96.9	95.1	98.4	102.8	95.5
税率	旧3級品以外	平成25年4月分より 5,262円/1,000本			平成30年10月1日より 5,692円/1,000本			令和2年10月1日より 6,122円/1,000本
	旧3級品	平成28年4月分より 2,925円/1,000本	平成29年4月分より 3,355円/1,000本	平成30年4月分より 4,000円/1,000本	令和元年10月1日より 5,692円/1,000本	特例税率が廃止され、一般品と同じ税率になり、当該区分は廃止となる		

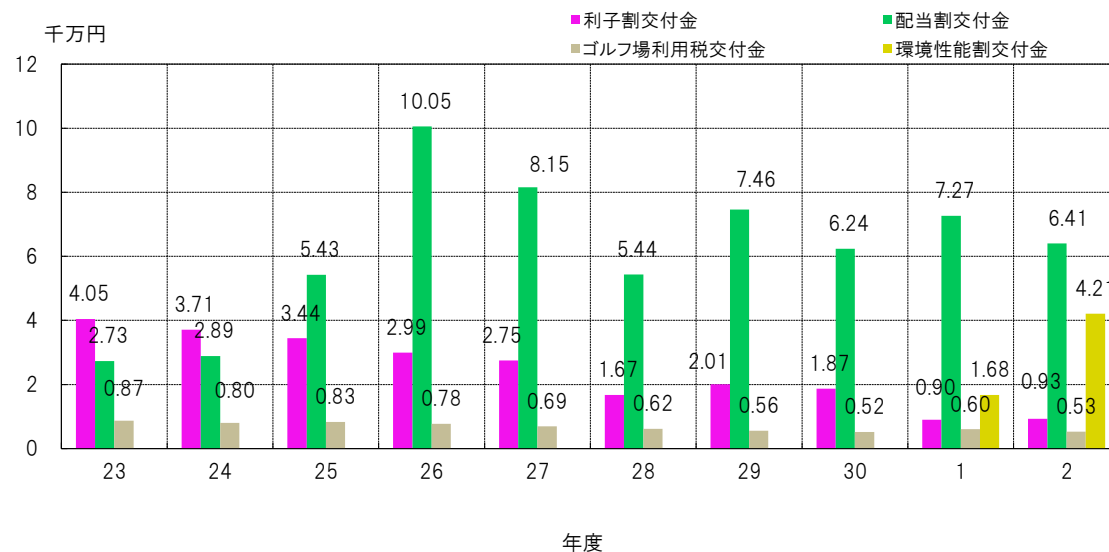
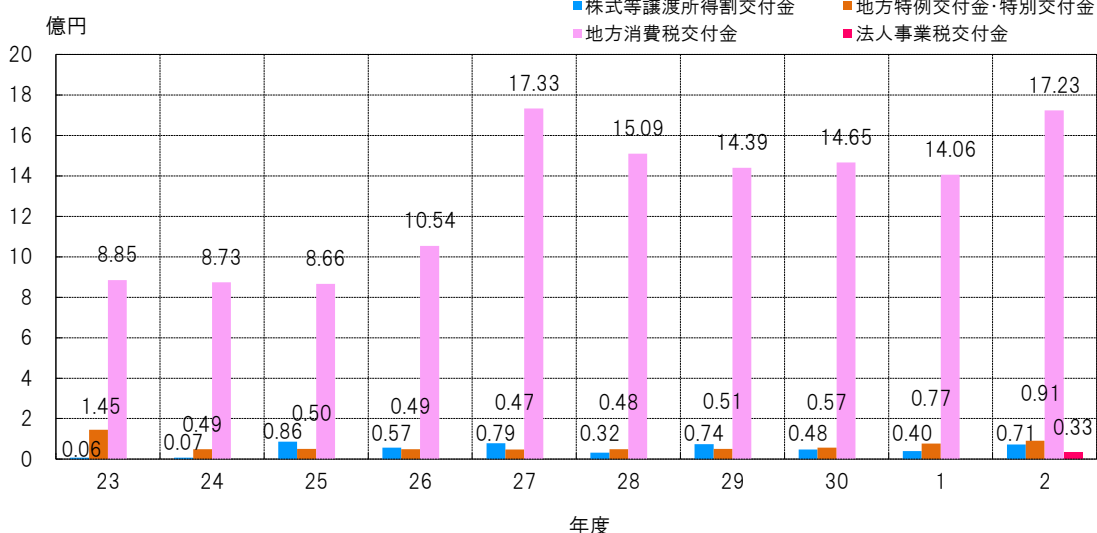
V. 譲与税・交付金

1. 地方譲与税・交付金関係グラフ

(1) 地方譲与税の推移



(2) 交付金の推移



2. 地方譲与税の年度別推移

(単位:千円、%)

区分		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
自動車重量譲与税	6月譲与	52,134	97.6	55,884	107.2	50,329	90.1	55,614	110.5	51,915	93.3
	11月譲与	77,618	97.6	79,003	101.8	78,840	99.8	83,638	106.1	81,118	97.0
	3月譲与	60,923	107.1	56,000	91.9	64,133	114.5	61,110	95.3	64,765	106.0
	合計	190,675	100.4	190,887	100.1	193,302	101.3	200,362	103.7	197,798	98.7
地方揮発油譲与税	6月譲与	22,776	87.6	22,575	99.1	21,958	97.3	19,396	88.3	23,469	121.0
	11月譲与	33,279	126.7	32,566	97.9	31,820	97.7	29,240	91.9	20,666	70.7
	3月譲与	22,620	74.0	22,723	100.5	24,692	108.7	20,937	84.8	23,850	113.9
	合計	78,675	95.0	77,864	99.0	78,470	100.8	69,573	88.7	67,985	97.7
特別とん譲与税	9月譲与	10,231	71.2	17,214	168.3	13,213	76.8	12,824	97.1	7,028	54.8
	3月譲与	15,591	110.9	14,286	91.6	12,947	90.6	15,320	118.3	15,723	102.6
	合計	25,822	90.8	31,500	122.0	26,160	83.0	28,144	107.6	22,751	80.8
森林環境譲与税	9月譲与	-	-	-	-	-	-	7,840	皆増	16,662	212.5
	3月譲与	-	-	-	-	-	-	7,841	皆増	16,662	212.5
	合計	-	-	-	-	-	-	15,681	皆増	33,324	212.5
合計		295,172	98.0	300,251	101.7	297,932	99.2	313,760	105.3	321,858	102.6

※地方揮発油譲与税は平成21年度から。(地方道路譲与税を地方揮発油譲与税に改名)

平成21年度以前の未譲与分について不定期で入金有り。(H27年度:3円 H31年度:27円)

※森林環境譲与税は平成31年度から。

3. 交付金の年度別推移

(単位:千円、%)

区分	年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
利子割交付金	8月交付	5,270	38.0	7,453	141.4	7,279	97.7	3,705	50.9	3,573	96.4
	12月交付	6,419	96.2	7,654	119.2	7,483	97.8	3,070	41.0	3,113	101.4
	3月交付	5,040	72.4	4,947	98.2	3,921	79.3	2,207	56.3	2,636	119.4
	合計	16,729	60.9	20,054	119.9	18,683	93.2	8,982	48.1	9,322	103.8
配当割交付金	8月交付	15,918	88.8	17,622	110.7	18,097	102.7	19,507	107.8	18,664	95.7
	12月交付	2,697	101.2	3,227	119.7	2,967	91.9	3,356	113.1	3,451	102.8
	3月交付	35,767	58.7	53,770	150.3	41,313	76.8	49,801	120.5	41,943	84.2
	合計	54,382	66.7	74,619	137.2	62,377	83.6	72,664	116.5	64,058	88.2
株式等譲渡所得割交付金	8月交付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	12月交付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3月交付	31,865	40.4	73,828	231.7	47,525	64.4	39,714	83.6	71,291	179.5
	合計	31,865	40.4	73,828	231.7	47,525	64.4	39,714	83.6	71,291	179.5
地方消費税交付金	6月交付	378,767	120.3	345,203	91.1	359,127	104.0	365,755	101.8	393,835	107.7
	9月交付	487,532	69.9	471,228	96.7	463,837	98.4	455,310	98.2	581,633	127.7
	12月交付	274,504	88.5	255,274	93.0	259,832	101.8	194,799	75.0	310,612	159.5
	3月交付	368,580	89.7	367,316	99.7	382,594	104.2	389,946	101.9	437,375	112.2
	合計	1,509,383	87.1	1,439,021	95.3	1,465,390	101.8	1,405,810	95.9	1,723,455	122.6
環境性能割交付金	8月交付	-	-	-	-	-	-	-	-	10,397	皆増
	12月交付	-	-	-	-	-	-	3,203	皆増	12,594	393.2
	3月交付	-	-	-	-	-	-	13,582	皆増	19,157	141.0
	合計	-	-	-	-	-	-	16,785	皆増	42,148	251.1
ゴルフ場利用税交付金	8月交付	2,446	91.4	2,308	94.4	2,120	91.9	2,094	98.8	1,773	84.7
	12月交付	2,587	85.9	2,386	92.2	2,152	90.2	1,962	91.2	2,438	124.3
	3月交付	1,135	90.7	936	82.5	924	98.7	1,170	126.6	1,064	90.9
	合計	6,168	88.9	5,630	91.3	5,196	92.3	5,226	100.6	5,275	100.9
地方特別交付金	4月交付	24,551	100.2	25,869	105.4	29,602	114.4	64,398	217.5	40,105	62.3
	9月交付	23,485	102.9	25,052	106.7	27,318	109.0	12,617	46.2	50,788	402.5
	11月交付(追加)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	48,036	101.5	50,921	106.0	56,920	111.8	77,015	135.3	90,893	118.0
法人事業税交付金	8月交付	-	-	-	-	-	-	-	-	22,501	皆増
	12月交付	-	-	-	-	-	-	-	-	4,067	皆増
	3月交付	-	-	-	-	-	-	-	-	6,728	皆増
	合計	-	-	-	-	-	-	-	-	33,296	皆増

※環境性能割交付金は令和元年度、法人事業税交付金は令和2年度から。

4. 地方譲与税の譲与基準

税 目 等	譲与基準及び譲与時期
自動車重量譲与税 ・昭和46年5月創設 〔譲与団体〕 ・市町村 〔使途〕 ・(平成20年度まで) ・道路に関する費用 ・(平成21年度以降) ・条件、制限なし	＊自動車重量税の収入額の1000分の407に相当する額を自動車重量譲与税とする。 ＊自動車重量譲与税の2分の1を市町村の道路の延長で、他の2分の1を道路の面積であん分して譲与する。 ＊譲与時期 6月(2月～4月收入分)、11月(5月～9月收入分)、3月(10月～1月收入分)
特別とん譲与税 ・昭和32年4月創設 〔譲与団体〕 ・開港所在市町村 〔使途〕 ・条件、制限なし	＊特別とん税の収入額に相当する額を特別とん譲与税とし、開港に係る港湾施設が設置されている市町村に譲与する。 ＊譲与時期 9月(3月～8月收入分)、3月(9月～2月收入分)
地方揮発油譲与税 ・平成21年4月創設 ※旧地方道路譲与税 〔譲与団体〕 ・都道府県 ・市町村 〔使途〕 ・条件、制限なし	＊地方揮発油税の収入額に相当する額を地方揮発油譲与税とする。 ＊地方揮発油譲与税の100分の42に相当する額を、市町村の道路の延長及び面積であん分して市町村に譲与する。 (100分の58に相当する額は都道府県及び指定都市) ＊譲与時期 6月(3月～5月收入分)、11月(6月～10月收入分)、3月(11月～2月收入分)
森林環境譲与税 ・平成31年4月創設 〔譲与団体〕 ・都道府県 ・市町村 〔使途〕 ・森林の整備 ・森林の整備を担うべき人材の育成及び確保 ・森林の有する公益的機能に関する普及啓発 ・木材の利用の促進	＊森林環境税(令和6年度～)の収入に相当する額を、客観的な譲与基準(私有林人工林面積、林業従事者数、人口)により、都道府県及び市町村に譲与する。令和6年度までの譲与税財源は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。 ＊譲与時期 9月、3月

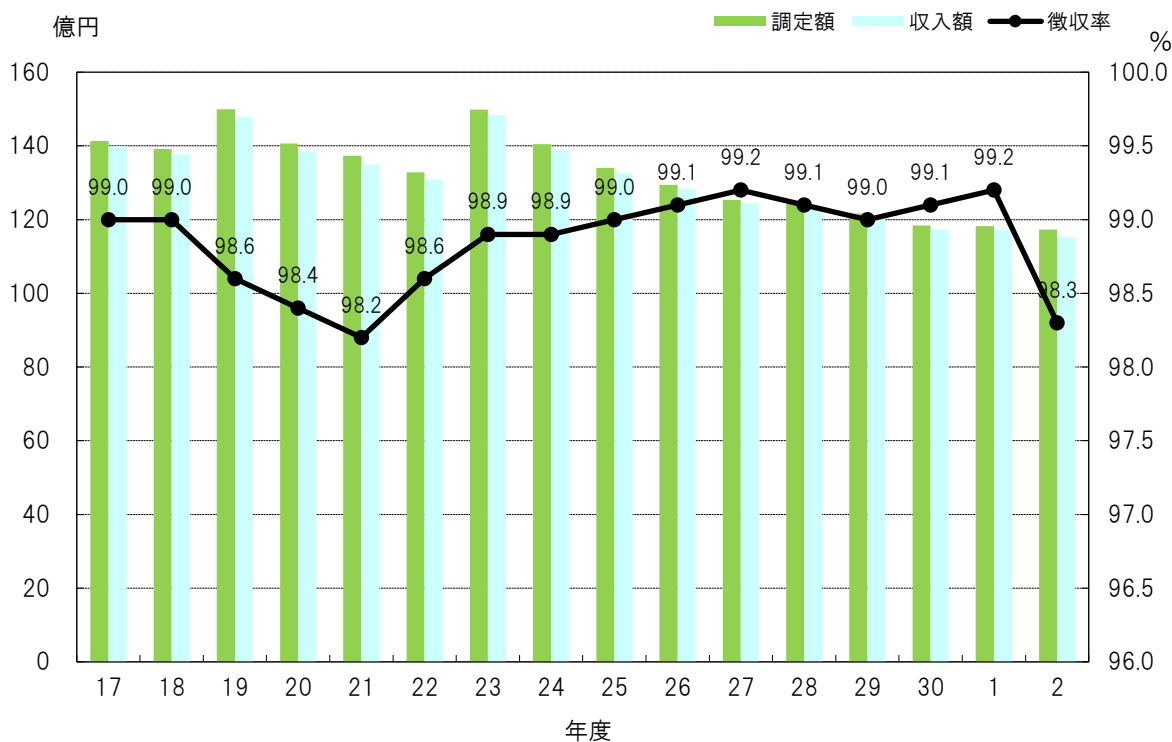
5. 交付金の交付基準

税 目 等	交付基準及び交付時期
利子割交付金 ・昭和63年4月創設 [交付団体] ・市町村	＊道府県に納入された利子割相当額に、政令で定める率（100分の99）を乗じて得た額の5分の3相当額を利子割交付金の総額とする。 ＊利子割交付金の総額を、当該道府県内の市町村に係る個人道府県民税の額であん分して交付する。 ＊道府県民税利子割の概要 ・課税標準 支払を受けるべき利子等の額 ・税率 100分の5 ＊交付時期 8月（前年度3月～7月收入分）、12月（8月～11月收入分）、3月（12月～2月收入分）
配当割交付金 ・平成16年1月創設 [交付団体] ・市町村	＊道府県に納入された配当割相当額に、政令で定める率（100分の99）を乗じて得た額の5分の3相当額を、配当割交付金の総額とする。 ＊配当割交付金の総額を、当該道府県内の市町村に係る個人道府県民税の額であん分して交付する。 ＊道府県民税配当割の概要 ・課税標準 支払を受けるべき特定配当等の額 ・税率 100分の5 ＊交付時期 8月（前年度3月～7月收入分）、12月（8月～11月收入分）、3月（12月～2月收入分）
株式等譲渡所得割交付金 ・平成16年1月創設 [交付団体] ・市町村	＊道府県に納入された株式譲渡所得割相当額に、政令で定める率（100分の99）を乗じて得た額の5分の3相当額を、株式譲渡所得割交付金の総額とする。 ＊株式譲渡所得割交付金の総額を、当該道府県内の市町村に係る個人道府県民税の額であん分して交付する。 ＊道府県民税株式譲渡所得割の概要 ・課税標準 支払を受けるべき特定株式譲渡所得等の額 ・税率 100分の5 ＊交付時期 3月（3月～2月收入分）
地方消費税交付金 ・平成9年4月創設 [交付団体] ・市町村	＊道府県に納付された地方消費税相当額につき、各道府県の消費に相当する額に応じて清算を行った後の金額の2分の1を地方消費税交付金の総額とする。 ＊従来分に相当する額の2分の1を市町村の人口で、他の2分の1を従業者数であん分して交付する。 ＊地方消費税の概要 ・課税標準 消費税額 ・税率 平成26年3月31日まで：100分の25（従来分） ＊交付時期 6月（2月～4月收入分）、9月（5月～7月收入分）、12月（8月～10月收入分）、3月（11月～1月收入分）
ゴルフ場利用税交付金 ・平成元年4月創設 [交付団体] ・ゴルフ場所在市町村	＊ゴルフ場所在市町村に対し、当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の10分の7相当額を交付する。 ＊ゴルフ場利用税の概要 ・1人／日のゴルフ場の利用につき、600円～1,200円 ・利用者数は、舞鶴市と高浜町であん分する。（舞鶴市分：0.9941） ＊交付時期 8月（3月～7月收入分）、12月（8月～11月收入分）、3月（12月～2月收入分）
環境性能割交付金 ・令和元年10月創設 [交付団体] ・市町村	＊自動車の取得に対し環境性能に応じて課税される自動車税環境性能割収入額に95%を乗じて得た額の100分の43に相当する額を、都道府県が市町村に対して2分の1の額を市町村道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して交付する。（経過措置あり） ＊交付時期 8月（前年度3月～7月收入分）、12月（8月～11月收入分）、3月（12月～2月收入分）
法人事業税交付金 ・令和元年10月創設 [交付団体] ・市町村	＊地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減収を補てんするため、都道府県が法人事業税の収入額も7.7%（R2は3.4%）を乗じた額を、市町村に対し従業員数で按分して交付する。（経過措置あり） ＊交付時期 8月（前年度3月～7月收入分）、12月（8月～11月收入分）、3月（12月～2月收入分）

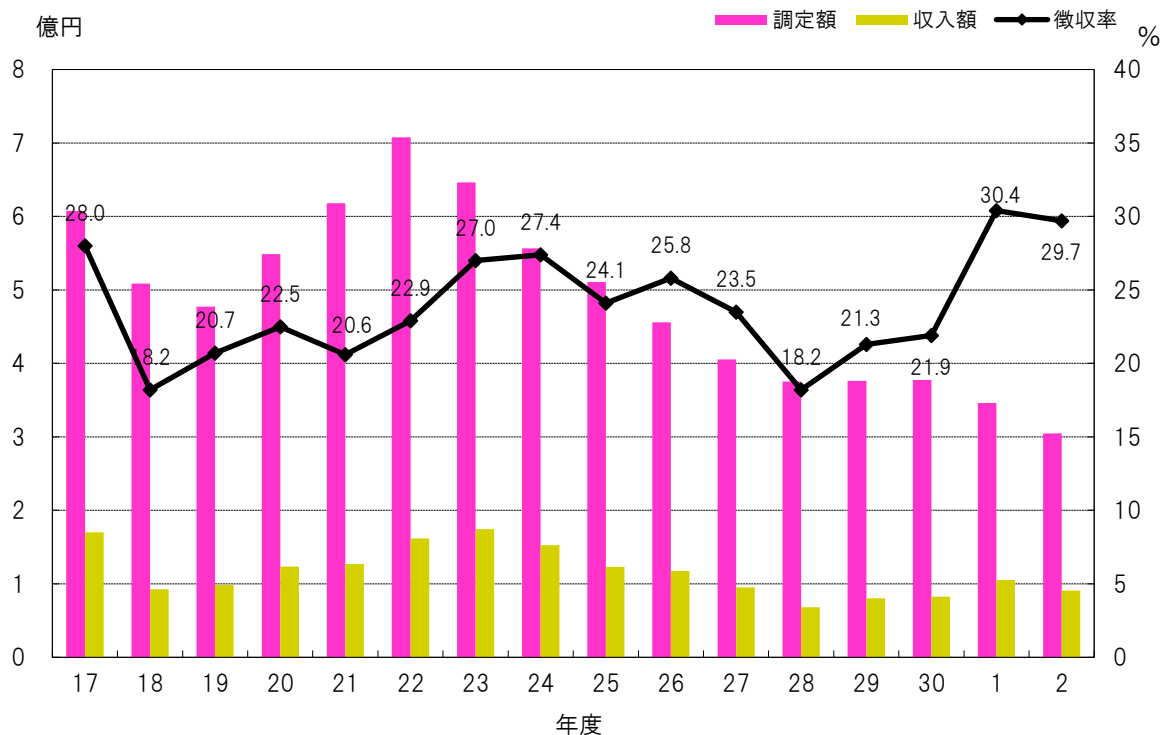
VI. 徵收關係

1. 徴収関係グラフ

(1) 市税現年課税分の調定額・収入額・徴収率の推移



(2) 市税滞納繰越分の調定額・収入額・徴収率の推移



2. 市税の収入状況の年度別推移

(1) 現年課税分

(単位:千円)

区分		年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
個人市民税	調定額		3,942,975	3,961,373	3,949,990	4,010,191	4,071,757
	収入額		3,900,217	3,917,594	3,914,792	3,974,501	4,049,427
	不納欠損額		190	181	130	46	254
	収入未済額		42,568	43,598	35,068	35,644	22,075
	徴収率		98.9%	98.9%	99.1%	99.1%	99.5%
法人市民税	調定額		567,360	544,269	547,153	574,795	487,581
	収入額		564,597	541,358	544,125	572,706	478,758
	不納欠損額		0	0	0	5	0
	収入未済額		2,763	2,910	3,029	2,084	8,823
	徴収率		99.5%	99.5%	99.4%	99.6%	98.2%
純固定資産税	調定額		6,966,421	6,734,857	6,422,079	6,289,875	6,224,952
	収入額		6,910,487	6,666,961	6,361,644	6,232,967	6,057,052
	不納欠損額		27	156	0	244	478
	収入未済額		55,906	67,741	60,435	56,664	167,422
	徴収率		99.2%	99.0%	99.1%	99.1%	97.3%
国有資産交付金	調定額		71,695	66,886	64,477	66,010	67,791
	収入額		71,695	66,886	64,477	66,010	67,791
	不納欠損額		0	0	0	0	0
	収入未済額		0	0	0	0	0
	徴収率		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
軽自動車税	種別割	調定額	232,041	241,273	249,151	257,803	265,429
		収入額	226,474	235,911	244,183	253,118	262,477
		不納欠損額	29	31	43	41	35
		収入未済額	5,538	5,332	4,925	4,644	2,917
		徴収率	97.6%	97.8%	98.0%	98.2%	98.9%
	環境性能割	調定額				5,055	18,090
		収入額				5,055	18,090
		不納欠損額				0	0
		収入未済額				0	0
		徴収率				100.0%	100.0%
市たばこ税	調定額	646,747	615,039	605,394	622,198	593,931	
	収入額	646,747	615,039	605,394	622,198	593,931	
	不納欠損額	0	0	0	0	0	
	収入未済額	0	0	0	0	0	
	徴収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
市税計	調定額	12,427,238	12,163,697	11,838,244	11,825,926	11,729,530	
	収入額	12,320,217	12,043,750	11,734,615	11,726,554	11,527,526	
	不納欠損額	246	367	173	336	768	
	収入未済額	106,775	119,580	103,457	99,035	201,237	
	徴収率	99.1%	99.0%	99.1%	99.2%	98.3%	

※特別土地保有税は掲載省略

(2)滞納繰越分

(単位:千円)

年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
区分						
個人市民税	調定額	156,623	151,271	141,066	136,108	120,222
	収入額	32,157	38,360	32,723	37,144	41,336
	不納欠損額	15,539	15,406	7,181	13,977	6,488
	収入未済額	108,927	97,506	101,163	84,987	72,398
	徴収率	20.5%	25.4%	23.2%	27.3%	34.4%
法人市民税	調定額	8,001	8,731	7,991	8,033	7,975
	収入額	1,482	1,877	2,087	1,710	1,518
	不納欠損額	551	1,774	899	431	943
	収入未済額	5,968	5,080	5,004	5,891	5,514
	徴収率	18.5%	21.5%	26.1%	21.3%	19.0%
純固定資産税	調定額	200,569	203,881	215,271	188,267	164,158
	収入額	32,228	36,753	44,622	62,117	43,316
	不納欠損額	18,020	18,916	42,037	17,093	11,076
	収入未済額	150,321	148,212	128,612	109,057	109,767
	徴収率	16.1%	18.0%	20.7%	33.0%	26.4%
軽自動車税 (種別割)	調定額	10,256	12,376	13,048	13,514	12,467
	収入額	2,450	3,282	3,199	4,308	4,414
	不納欠損額	944	1,317	1,222	1,328	1,328
	収入未済額	6,862	7,776	8,627	7,878	6,725
	徴収率	23.9%	26.5%	24.5%	31.9%	35.4%
市税計	調定額	375,449	376,259	377,376	345,922	304,822
	収入額	68,318	80,272	82,632	105,279	90,583
	不納欠損額	35,054	37,413	51,338	32,829	19,835
	収入未済額	272,077	258,574	243,406	207,814	194,404
	徴収率	18.2%	21.3%	21.9%	30.4%	29.7%

(3)合計分

(単位:千円)

区分		年度					
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
個人市民税	調定額	4,099,598	4,112,644	4,091,056	4,146,299	4,191,978	
	収入額	3,932,374	3,955,954	3,947,515	4,011,645	4,090,763	
	不納欠損額	15,730	15,586	7,310	14,024	6,742	
	収入未済額	151,495	141,103	136,230	120,630	94,473	
	徴収率	95.9%	96.2%	96.5%	96.8%	97.6%	
法人市民税	調定額	575,361	553,000	555,144	582,827	495,556	
	収入額	566,079	543,235	546,212	574,416	480,276	
	不納欠損額	551	1,774	899	436	943	
	収入未済額	8,731	7,991	8,033	7,975	14,337	
	徴収率	98.4%	98.2%	98.4%	98.6%	96.9%	
純固定資産税	調定額	7,166,990	6,938,739	6,637,350	6,478,142	6,389,110	
	収入額	6,942,715	6,703,714	6,406,266	6,295,084	6,100,367	
	不納欠損額	18,047	19,072	42,037	17,336	11,554	
	収入未済額	206,227	215,952	189,048	165,721	277,188	
	徴収率	96.9%	96.6%	96.5%	97.2%	95.5%	
国有資産交付金	調定額	71,695	66,886	64,477	66,010	67,791	
	収入額	71,695	66,886	64,477	66,010	67,791	
	不納欠損額	0	0	0	0	0	
	収入未済額	0	0	0	0	0	
	徴収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
軽自動車税	種別割	調定額	242,297	253,649	262,199	271,317	277,897
		収入額	228,925	239,193	247,382	257,426	266,891
		不納欠損額	972	1,348	1,265	1,369	1,363
		収入未済額	12,400	13,108	13,552	12,523	9,642
		徴収率	94.5%	94.3%	94.3%	94.9%	96.0%
	環境性能割	調定額				5,055	18,090
		収入額				5,055	18,090
		不納欠損額				0	0
		収入未済額				0	0
		徴収率				100.0%	100.0%
市たばこ税	調定額	646,747	615,039	605,394	622,198	593,931	
	収入額	646,747	615,039	605,394	622,198	593,931	
	不納欠損額	0	0	0	0	0	
	収入未済額	0	0	0	0	0	
	徴収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
市税計	調定額	12,802,688	12,539,957	12,215,620	12,171,847	12,034,353	
	収入額	12,388,535	12,124,023	11,817,247	11,831,834	11,618,109	
	不納欠損額	35,300	37,780	51,511	33,165	20,603	
	収入未済額	378,852	378,154	346,863	306,849	395,641	
	徴収率	96.8%	96.7%	96.7%	97.2%	96.5%	

※特別土地保有税は掲載省略

3. 口座振替利用状況の年度別推移

(単位:件、千円)

区分		年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		件数	金額					
市 府 民 税 (普 通 徴 収)	調 定	件数		40,262	37,323	30,942	30,177	29,402
		金額		1,315,210	1,227,578	1,049,881	1,073,884	1,029,837
	収 入	件数		37,833	35,175	29,243	28,692	28,222
		金額		1,247,034	1,159,449	996,979	1,019,301	995,973
	振 替	件数		8,049	7,755	6,472	6,369	6,359
		金額		404,096	400,292	355,162	356,399	361,978
振替率 (対収入)	件数		21.3%	22.0%	22.1%	22.2%	22.5%	
	金額		32.4%	34.5%	35.6%	35.0%	36.3%	
固 定 資 産 税	調 定	件数		131,488	131,614	131,207	131,451	131,235
		金額		6,966,421	6,734,857	6,422,079	6,289,875	6,224,952
	収 入	件数		128,948	129,143	128,885	129,082	129,313
		金額		6,910,487	6,666,961	6,361,644	6,232,967	6,057,052
	振 替	件数		48,635	48,878	49,285	49,525	49,289
		金額		4,045,645	3,829,483	3,602,486	3,471,854	3,356,629
振替率 (対収入)	件数		37.7%	37.8%	38.2%	38.4%	38.1%	
	金額		58.5%	57.4%	56.6%	55.7%	55.4%	
軽 自 動 車 税 (種 別 割)	調 定	件数		37,150	36,775	36,599	36,680	36,724
		金額		232,041	241,273	249,151	257,803	265,429
	収 入	件数		36,407	36,068	35,976	36,077	36,342
		金額		226,474	235,911	244,183	253,118	262,477
	振 替	件数		5,929	5,753	5,894	5,936	5,892
		金額		32,620	32,950	35,274	36,899	37,504
振替率 (対収入)	件数		16.3%	16.0%	16.4%	16.5%	16.2%	
	金額		14.4%	14.0%	14.4%	14.6%	14.3%	
合 計	調 定	件数		208,900	205,712	198,748	198,308	197,361
		金額		8,513,671	8,203,708	7,721,111	7,621,561	7,520,218
	収 入	件数		203,188	200,386	194,104	193,851	193,877
		金額		8,383,995	8,062,321	7,602,806	7,505,386	7,315,502
	振 替	件数		62,613	62,386	61,651	61,830	61,540
		金額		4,482,361	4,262,726	3,992,923	3,865,151	3,756,111
振替率 (対収入)	件数		30.8%	31.1%	31.8%	31.9%	31.7%	
	金額		53.5%	52.9%	52.5%	51.5%	51.3%	

4. 督促状発送件数の年度別推移

(単位:件)

区分		年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
(普通府民徴収税)	調定件数 A		40,262	37,323	30,942	30,177	29,402
	督促件数 B		7,835	7,126	5,972	5,755	4,884
	率 B/A		19.5%	19.1%	19.3%	19.1%	16.6%
(特別府民徴収税)	調定件数 A		29,832	31,427	34,537	35,149	35,492
	督促件数 B		687	740	982	999	773
	率 B/A		2.3%	2.4%	2.8%	2.8%	2.2%
法人市民税	調定件数 A		3,945	3,815	3,815	3,952	3,954
	督促件数 B		103	104	102	100	81
	率 B/A		2.6%	2.7%	2.7%	2.5%	2.0%
固定資産税	調定件数 A		131,488	131,614	131,207	131,451	131,235
	督促件数 B		10,807	10,878	10,445	10,377	9,665
	率 B/A		8.2%	8.3%	8.0%	7.9%	7.4%
特別土地保有税	調定件数 A		-	-	-	-	-
	督促件数 B		-	-	-	-	-
	率 B/A		-	-	-	-	-
(軽自動車税)	調定件数 A		37,150	36,775	36,599	36,680	36,724
	督促件数 B		3,987	3,722	3,509	3,267	2,586
	率 B/A		10.7%	10.1%	9.6%	8.9%	7.0%
合計	調定件数 A		242,677	240,954	237,100	237,409	236,807
	督促件数 B		23,419	22,570	21,010	20,498	17,989
	率 B/A		9.7%	9.4%	8.9%	8.6%	7.6%

5. 滞納繰越分における滞納件数・金額の年度別推移

(単位:件、千円、%)

年度 区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
個人市民税	1,803	108,927	1,651	97,506	1,594	101,163	1,378	84,987	1,124	72,401
法人市民税	72	5,968	67	5,080	63	5,004	63	5,891	59	5,519
固定資産税	1,566	150,321	1,532	148,212	1,552	128,612	1,498	109,057	1,307	109,767
軽自動車税 (種別割)	1,200	6,862	1,158	7,776	1,127	8,627	911	7,878	756	6,726
合計	4,641	272,077	4,408	258,574	4,336	243,406	3,850	207,814	3,246	194,412
対前年比	100.0	95.7	95.0	95.0	98.4	94.1	88.8	85.4	84.3	93.6

6. 不納欠損の件数・金額の年度別推移

(単位:件、千円、%)

年度 区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
個人市民税	867	15,730	852	15,586	611	7,310	697	14,024	470	6,742
法人市民税	7	551	22	1,774	13	899	8	436	10	943
固定資産税	616	18,047	882	19,072	661	42,037	761	17,336	677	11,554
軽自動車税 (種別割)	203	972	257	1,348	260	1,265	284	1,369	233	1,363
合計	1,693	35,300	2,013	37,780	1,545	51,511	1,750	33,165	1,390	20,603
対前年比	82.7	128.3	118.9	107.0	76.8	136.3	113.3	64.4	79.4	62.1

7. 不納欠損理由別の件数・金額の年度別推移

(単位:件、千円)

年度 区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
法第15条 の7第4項	626	20,126	759	20,517	428	32,899	602	19,850	457	9,013
法第15条 の7第5項	84	4,331	269	3,828	59	2,739	21	1,471	121	2,837
法第18条 第1項	983	10,843	985	13,435	1,058	15,873	1,127	11,844	812	8,752
合計	1,693	35,300	2,013	37,780	1,545	51,511	1,750	33,165	1,390	20,603

※法…地方税法

8. 差押状況の年度別推移

(単位:件、千円)

年度 区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
債 権	242	54,231	305	39,704	264	25,234	479	173,047	527	125,323
動 産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不 動 産	3	6,836	2	644	15	4,320	5	1,889	12	2,705
合 計	245	61,067	307	40,348	279	29,554	484	174,936	539	128,028

9. 公売状況の年度別推移

(単位:件、千円)

年度 区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	動 産	公売公告 件数	0	0	0	0	0	0	0	0
売却決定		件数	0	0	0	0	0	0	0	
		配当金額	0	0	0	0	0	0	0	
不 動 産	公売公告 件数	0	0	0	0	0	0	0		
	売却決定	件数	0	0	0	0	0	0		
		配当金額	0	0	0	0	0	0		

10. 参加差押及び交付要求

(単位:件、千円)

区分 \ 年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
交付要求等件数	62		60		115		77		102	
交付要求等金額	12,822		5,134		19,912		18,398		2,955	

11. 交付要求等による配当等の年度別推移

(単位:件、千円)

区分 \ 年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
配当等件数	15		17		7		27		15	
配当等金額	1,567		678		417		2,696		1,757	

12. 還付状況の年度別推移

(1) 歳出還付分

(単位:件、千円)

区分 \ 年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
個人市府民税	157	13,626	161	11,723	362	13,310	102	8,539	337	9,261
法人市民税	120	8,044	105	22,203	134	11,797	34	7,875	151	11,076
固定資産税	31	3,937	30	2,602	21	1,353	32	2,453	29	1,905
軽自動車税	5	21	9	96	6	45	5	98	6	83
合計	313	25,627	305	36,624	523	26,504	173	18,966	523	22,325

(2) 還付加算金

(単位:件、千円)

区分 \ 年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
還付加算金	48	295	55	462	27	179	27	153	54	212

VII. その他

1. 税務機構等

令和3年4月1日現在

		＜職員数：人＞		
		(再任用・業務支援職員含む)		
		(男)	(女)	(計)
総務部 部長	税務課			
	課長	1	0	1
	主幹	1	0	1
	市民税係	2	8	10
	資産税係	7	4	11
	納税係	2	3	5
	京都地方税機構派遣	3	1	4
	計	16	16	32
市民文化環境部	西支所 総務・税務係			
	総務・税務係	4	4	8
	計	4	4	8

2. 事務分掌

課名		事務分掌
税務課	市民税係	1. 個人市・府民税の賦課及び調定に関する事 2. 個人市・府民税の証明関係事務に関する事 3. 軽自動車税、法人市民税の賦課及び調定に関する事 4. 自動車の臨時運行許可に関する事 5. 固定資産評価審査委員会に関する事 6. 課の庶務に関する事
	資産税係	1. 固定資産税(土地、家屋、償却資産)の賦課及び調定に関する事 2. 固定資産課税台帳(土地、家屋、償却資産)の証明関係事務に関する事
	納税係	1. 窓口事務(市税等の収納、納税証明の発行)に関する事 2. 市税等歳入の管理に関する事 3. 市税等の収納に係る企画立案に関する事 4. 地方税機構とのデータ連携に関する事 5. 市たばこ税の賦課及び調定に関する事
西支所	総務・税務係	1. 個人市・府民税の申告受付及び証明関係事務に関する事 2. 固定資産課税台帳の証明関係事務に関する事 3. 市税等の収納事務に関する事 4. 自動車の臨時運行許可に関する事

3. 令和3年度税率等一覧表

税目		区分	課税客體	納税義務者	賦課期日	課税標準	申告期限	徴収方法・納期
市民税	個人		<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する個人 (均等割・所得割) ・市内に住所を有しないが、事務所事業所又は家屋敷を有する個人 (均等割) 		1月1日	前年中の所得金額	市府民税申告書 所得税申告書 4月15日 (例年より1か月延長)	◎普通徴収 1期 6月30日 2期 8月31日 3期 11月1日 4期 1月4日
							給与支払報告書 1月末日	◎給与からの特別徴収 6月～5月毎月
						公的年金等 支払報告書 1月末日		◎年金からの特別徴収 4月 6月 8月 10月 12月 2月
	法人		<ul style="list-style-type: none"> ・市内に事務所又は事業所を有する法人 (均等割・法人税割) ・市内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所及び事業所を有しないもの (均等割) ・市内に事務所又は事務所を有する公益法人や法人でない社団などのうち、収益事業を行なうもの (均等割・法人税割) 			資本金等の金額 及び市内従業員数	申告納付 ・一般の確定申告 事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内 ・中間申告 事業年度開始の日から6月を経過した日から2ヶ月以内	
						法人税額		

税 率 等		
・均等割	市民税 3,500円	府民税 2,100円
・所得割	一律10%(市民税6% 府民税4%)	
《所得控除》		
・雑損控除…下記イ・ロのいずれか多い金額	・基礎控除……………43万円	
イ 実質損失額－(総所得金額等の合計額×10%)	・配偶者控除………最高33万円	
ロ 実質損失額のうち災害関連支出金額－5万円	(老人 最高38万円)	
・医療費控除…下記の イーロ(最高200万円)	・配偶者特別控除………最高33万円	
イ 支払医療費－補てん金等	(配偶者控除と重複不可)	
ロ 10万円又は総所得金額等の合計額の5%の いずれか少ない金額	・扶養控除………33万円	
・社会保険料控除…全額	(特定 45万円、老人 38万円、同居老親 45万円)	
・小規模企業共済等掛金控除…全額	・障害者控除…26万円	
・生命保険料控除…最高 35,000円	(特別障害者 30万円、同居特別障害者 53万円)	
(個人年金・介護医療保険料を含む場合 最高70,000円)	・寡婦控除…26万円	
・地震保険料控除…最高 25,000円	・ひとり親控除…30万円	
(旧長期のみの場合 最高 10,000円)	・勤労学生控除…26万円	
・事業専従者控除…下記イ・ロのいずれか少ない金額		
イ (事業所得+不動産所得+山林所得)÷(事業専従者数+1)		
ロ 配偶者である事業専従者は86万円、それ以外事業専従者は50万円		
・均等割	(資本等の金額)	(従業員数)
9号	50億円超	50人超 3,600千円
8号	10億円超 ～ 50億円以下	50人超 2,100千円
7号	10億円超	50人以下 492千円
6号	1億円超 ～ 10億円以下	50人超 480千円
5号	1億円超 ～ 10億円以下	50人以下 192千円
4号	1千万円超 ～ 1億円以下	50人超 180千円
3号	1千万円超 ～ 1億円以下	50人以下 156千円
2号	1千万円以下	50人超 144千円
1号	1千万円以下	50人以下 60千円
・法人税割	12.1/100	8.4/100(R1.10.1～)

3. 令和3年度税率等一覧表(つづき)

	課税客体	納税義務者	賦課期日	課税標準	申告期限	徴収方法・納期
固定資産税	固定資産 ・土地 ・家屋 ・償却資産	固定資産の所有者	1月1日	課税台帳に登録された 固定資産の価格		普通徴収 1期 4月30日 2期 8月2日 3期 11月30日 4期 1月31日
交付金	国・地方公共団体 所有の固定資産	国・地方公共団体	交付金 前年3月31日	算定標準額 国有財産台帳 記載価格等		国・地方公共団体 6月30日
軽自動車税	・原動機付自転車 ・軽自動車及び小型 特殊自動車 ・2輪の小型自動車	軽自動車等の所有者	4月1日		・取得 取得の日から15日以内 ・廃車 廃車の日から30日以内 ・変更 変更の日から15日以内	普通徴収 5月31日
市たばこ税	小売販売業者への 売り渡しにかかる製造 たばこ	製造たばこの製造者 ・特定販売業者 ・卸売販売業者		本数	申告納付 翌月末日	
特別土地保有税	土地 ※15年度より新規の 課税は停止	土地の取得者及び 保有者	保有 1月1日 取得 1月1日 7月1日	取得価格	申告納付 保有 1月1日保有 5月31日 取得 1月1日前1年以内 2月末日 7月1日前1年以内 8月31日	

4. 地方税制の推移

年度		平成7年度	平成8年度
税目			
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・定率による特別減税 個人住民税所得割額15%相当額(限度額2万円) ・所得割税率の適用区分の改正 <ul style="list-style-type: none"> 200万円以下 3% 200万円超え 8% 700万円超え 11% ・基礎控除等の引上げ <ul style="list-style-type: none"> 基礎控除 33万円 配偶者控除一般 33万円 〃 老人 38万円 配偶者特別控除(限度額) 33万円 扶養控除一般 33万円 特定扶養親族 41万円 老人 〃 38万円 ・配偶者控除又は扶養控除の適用対象者の所得限度額引上げ38万円(8年度適用) ・白色事業専従者控除額引上げ 配偶者 86万円 配偶者以外 50万円(8年度適用) ・長期譲渡所得に係る税率等の改正(8年度適用) ・給与所得控除額の引上げ(8年度適用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・定率による特別減税 個人住民税所得割額15%相当額(限度額2万円) ・均等割の税率引き上げ(2,500円) ・長期譲渡所得に係る税率等の改正(9年度適用) ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る税率の改正(10年度適用) ・肉用牛売却による課税特例期限の延長(13年度まで)
	法人		
固定資産税		<ul style="list-style-type: none"> ・地価の下落に対応した臨時的な課税標準の特例措置の導入(8年度まで) ・非課税等の整理合理化 	<ul style="list-style-type: none"> ・地価の下落に対応した緊急・臨時的な課税標準の特例措置の導入 ・非課税等の整理合理化
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画税 固定資産税と同様の措置 ・特別土地保有税 非課税等の整理合理化 ・軽自動車税 電気自動車に係る特例措置の廃止 ・地方消費税の創設に伴う、消費譲与税の廃止(9年度4月適用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画税 固定資産税と同様の措置 ・特別土地保有税 非課税等の整理合理化

年度		平成9年度	平成10年度
税目			
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> 適用課税所得金額 700万円を超える金額の所得割の税率改正(12%) (ただし退職所得については、平成10年1月1日以後に支払うべき退職手当に適用) 土地の譲渡等に係る課税事業所得等の金額に適用される税率改正(9%) 超短期所有土地の譲渡等に係る課税事業所得等の金額に適用される税率改正(12%) 課税短期譲渡所得金額に適用される税率改正(9%) 特別減税の廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 定額による特別減税 納税者 17,000円 扶養親族一人につき 8,500円 (住民税所得割の額を限度) 均等割及び所得割の制限税率の廃止 土地譲渡益課税の見直し (1)平成10年1月1日から平成12年12月31日までの間に長期所有土地等を譲渡した場合の課税の特例 (2)平成10年1月1日から平成12年12月31日までの間の短期所有土地の譲渡については、分離課税を適用しない (3)超短期所有土地の譲渡等に係る分離課税は平成9年12月31日までの譲渡をもって廃止する 所得控除額の引上げ 特定扶養控除 43万円(11年度適用) 特別障害者控除 30万円(11年度適用) 同居特別障害者控除 56万円(11年度適用) 均等割非課税限度額の引上げ 35万円×(1+扶養数)+14万4千円…3級地 (注) 扶養者を有する場合のみ加算額有り 所得割非課税限度額の引上げ 35万円×(1+扶養数)+30万円 (注) 扶養者を有する場合のみ加算額有り
	法人		
固定資産税		<ul style="list-style-type: none"> 評価替えに伴い、土地に係る税負担の調整措置(平成11年度まで) 非課税等の整理合理化 固定資産評価審査委員会規定の改正 	<ul style="list-style-type: none"> 税率に係る自治大臣への届出制度の廃止 固定資産課税台帳等の電磁的記録による備付け 非課税であった資産が新たに課税されることとなった場合の通知規定の創設 下落修正通知に代わる公示制度の創設(11年度分) 用途変更宅地等に係る税負担の調整措置(11年度分) 非課税措置等の整理合理化
その他			<ul style="list-style-type: none"> 都市計画税 用途変更宅地等に係る税負担の調整措置(11年度分) 非課税措置等の整理合理化 特別土地保有税 (1)市街化区域内の土地で保有期間が10年を超えたものについて、課税対象から除外 (2)地価下落に対応した課税標準額の簡易な修正 軽自動車税 身体障害者等に対する減免対象範囲の拡大 その他 秘密漏えいに関する罪の罰金額の引上げ(30万円) 納税管理人制度の改正

4 地方税制の推移(つづき)

年度		平成11年度	平成12年度
税目			
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・定率による税額控除(恒久的減税) <ul style="list-style-type: none"> 個人住民税所得割額の15%相当額(限度額4万円) ・所得割最高税率の引下げ <ul style="list-style-type: none"> 700万円超え適用税率 10% ・所得控除額の引上げ <ul style="list-style-type: none"> 特定扶養控除 45万円(12年度適用) ・所得割非課税限度額の引上げ <ul style="list-style-type: none"> 35万円×(1+扶養数)+31万円 (注)扶養者を有する場合のみ加算額有り ・土地譲渡益課税の見直し <ul style="list-style-type: none"> 平成11年1月1日から平成12年12月31日までの間に長期所有土地等を譲渡した場合の課税の特例 ・居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の繰越控除制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> 平成11年1月1日から平成12年12月31日までの間の一定の居住用財産の譲渡について適用 	<ul style="list-style-type: none"> ・肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例期間の延長 ・均等割非課税限度額の引上げ <ul style="list-style-type: none"> 35万円×(1+扶養数)+15万2千円…3級地 (注)扶養者を有する場合のみ加算額有り ・所得割非課税限度額の引上げ <ul style="list-style-type: none"> 35万円×(1+扶養数)+32万円 (注)扶養者を有する場合のみ加算額有り ・医療費控除額の対象となる医療費の範囲の拡大 ・損害保険料控除の対象となる共済に係る契約の範囲の拡大 ・特定中小会社が発行した株式譲渡所得等の課税の特例の創設
	法人		
固定資産税		<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税の価格等に係る審査申出制度の改正 <ul style="list-style-type: none"> (1)審査申出期間の延長 (2)審査申出に係る合理化 (3)審査手続の整備 (4)その他所要の規定の整備 ・非課税措置等の整理合理化 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価替えに伴い、土地に係る税負担調整措置を平成9年度評価替えに引き続き継続 ・非課税措置等の整理合理化
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画税 <ul style="list-style-type: none"> 非課税措置等の整理合理化 ・特別土地保有税 <ul style="list-style-type: none"> 徴収猶予制度の拡充 <ul style="list-style-type: none"> (1)認定要件等の緩和 (2)住宅・宅地供給に資する土地に係る特例措置の創設 (3)徴収猶予期間の延長措置の創設 ・たばこ税 <ul style="list-style-type: none"> 千本につき 2,668円 旧3級品千本につき 1,266円 (平成11年5月1日以後の売渡等に適用) ・その他 <ul style="list-style-type: none"> 延滞金等の割合の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画税 <ul style="list-style-type: none"> 固定資産税と同様の措置 非課税措置等の整理合理化 ・特別土地保有税 <ul style="list-style-type: none"> 非課税措置等の整理合理化 ・軽自動車税 <ul style="list-style-type: none"> 非課税範囲の拡大(日本赤十字社) ・その他 <ul style="list-style-type: none"> 口座振替(申告納付・納入に係る)に係る納期限の特例措置

年度		平成13年度	平成14年度
税目			
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> 土地譲渡益課税の特例適用期間の延長 長期所有土地等を譲渡した場合の課税の特例 (直近改正平成11年度＝譲渡益に対する税率 一律4%)の平成16年度までの延長 優良住宅地造成等土地譲渡益課税の特例適用期間の延長 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合 の長期譲渡所得に係る課税の特例 (譲渡益4千万円以下＝税率3.4%, 4千万円超過＝ 税率4.0%)の平成16年度までの延長 商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例の創設 総合課税から分離課税への移行 4%課税(平成14年度～16年度適用) 長期所有上場株式等譲渡益課税の特別控除の創設 申告分離課税を選択した場合 譲渡所得額から100万までを控除 (平成14年度～16年度適用) 	<ul style="list-style-type: none"> 均等割非課税限度額の引上げ 35万円×(1+扶養数)+19.2万円…3級地 所得割非課税限度額の引上げ 35万円×(1+扶養数)+36万円 (注)所得割、均等割とも扶養者を有する場合のみ加算額有り 土地等長期譲渡所得に係る段階税率の見直し 課税長期譲渡所得金額が8千万円を超える部分の6%を 廃止し、当該部分の税率を5.5%に引下げ 長期所有上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得に係る特別 控除の適用期間の延長(直近改正＝平成13年度) 平成14年度～平成18年度適用(さらに2年延長) 上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得に係る税率の引下げ 税率3.4%に引下げ 平成15年1月1日以後の譲渡に適用(恒久扱い) 長期所有上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得に係る税率 の一定期間引下げ(前記税率引下げに対する追加措置) 平成15年1月1日～平成17年12月31日の譲渡に適用 (適用税率2%) 前記暫定税率適用期間中の公開株式に係る特例適用の停止 特例適用停止後の税率10% 証券会社に特定口座を設ける投資家について住民税の申告を 不要とする特例の創設 過去一定期間内に生じた上場株式等の譲渡に係る損失金額を 一定限度内で繰越控除を行うことを可能とする制度の創設 平成15年1月1日以後の譲渡で前年前3年間分対象株式 譲渡所得等の額を限度として控除
	法人		<ul style="list-style-type: none"> 均等割…資本の金額又は出資金額と資本積立金額 又は連結個別資本積立金額との合計額 法人税割…連結申告法人の課税標準額を個別帰属 法人税額とする等
固定資産税		<ul style="list-style-type: none"> 被災住宅用地に係る特例の創設 平成12年1月2日以降の被災土地について引き続き 住宅用地とみなす特例を被災後2年度分適用 非課税措置等の整理合理化 	<ul style="list-style-type: none"> 情報開示に係る改正 (1)縦覧制度の改正 (2)課税台帳の閲覧制度の法定化 (3)課税台帳記載事項の証明制度の法定化 (4)課税台帳に価格等を登録した旨の公示制度の創設 (5)課税明細書の交付制度の法定化 (6)宅地の標準的な価格の閲覧制度の法定化 (7)固定資産の価格等の決定期限等の改正 (8)固定資産評価審査委員会への審査申出期間の改正 非課税措置等の整理合理化
その他		<ul style="list-style-type: none"> 都市計画税 固定資産税と同様の措置 	<ul style="list-style-type: none"> 市府民税、固定資産税の前納報奨金に限度額(10万円)を設定

4 地方税制の推移(つづき)

年度		平成15年度
税目		
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者控除対象者上乗せ適用部分の配偶者特別控除の廃止 ・所得割の納税義務者に係る配当割額または株式譲渡所得割額の控除及び控除の特例の創設 ・長期所有特定上場株式等の譲渡所得から100万円を控除する特例の廃止 ・長期所有上場株式等の譲渡所得等課税に係る暫定税率の特例を廃止し、新たに上場株式等の譲渡所得課税に優遇税率の特例を措置する改正 ・特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例対象に、特定口座における発行日分取引を加える改正 ・上場株式等取引特定口座に係る証券業者による取引報告書の提出義務の廃止 ・特定中小会社の特定株式を上場等の日以後に譲渡した場合の譲渡所得等の特例課税の要件とされている譲渡期間を、上場等の日以後3年に延長 ・商品先物取引の雑所得に係る課税の特例について、適用対象に有価証券先物取引等雑所得を加えた上、税率を引下げる改正 ・所得割納税義務者の前年前3年以内の各年に生じた先物取引の差金等決済に係る損失金額について、当該取引の雑所得等金額を限度に控除する特例の創設
	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・法人である政党または政治団体について、収益事業を行わない場合に限り均等割を非課税とする改正 ・中小企業者等に係る法人税割について、課税標準となる法人税額から試験研究費の一定割合を控除する改正
固定資産税		<ul style="list-style-type: none"> ・地価下落認定土地について、修正基準による修正価格を課税標準とする改正 ・平成15年度評価替えに際し、宅地及び農地等土地に係る負担調整措置を現行と同様の負担水準に応じて継続する措置 ・著しい地価下落に対応した臨時的な税負担据え置き措置を変更する改正 ・市街化区域農地に対し負担調整措置を適用する制度の創設 ・負担調整措置を受ける土地の課税明細書に負担水準及び課税標準額を記載することとする制度の創設 ・大規模償却資産の課税決定額に係る普通交付税額算出誤りの補正を行えることとする改正 ・非課税措置等の整理合理化
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税 申告書及び報告書を省令様式に統一する改正 ・たばこ税 千本につき 2,977円、旧3級品は千本につき 1,412円とする改正(平成15年7月1日以後の売渡等に適用) 平成15年7月1日前売渡し所持業者に対する手持品課税の実施 ・特別土地保有税 当分の間、新たな課税を停止する措置の創設 ・免除土地審議に係る審議会及び審議会付議要件を廃止する改正 ・徴収猶予の継続及び納税義務の免除に係る特例措置の適用期間の延長 ・都市計画税 固定資産税と同様の措置 非課税措置等の整理合理化

年度		平成16年度
税目		
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・均等割非課税限度額の引下げ 28万円×(1+扶養数)+17.6万円…3級地 ・所得割非課税限度額の引下げ 35万円×(1+扶養数)+35万円 (注)所得割・均等割とも扶養者を有する場合のみ加算額有り ・均等割の納税義務を負う夫と生計同一の妻に対する均等割の非課税措置の廃止 (平成17年度から適用) (経過措置:平成17年度は1,500円) ・均等割の標準税率の統一 人口段階別の税率を改め、3,000円に統一 ・公的年金等控除における65歳以上の者に対する控除額と最低保障額の見直し (平成18年度から適用) 定額控除100万円→50万円、最低保障額140万円→120万円 ・老年者控除の廃止 (平成18年度から適用) ・土地譲渡益課税の見直し等 (1)長期譲渡所得に係る100万円特別控除及び他の所得との損益通算の廃止、特例税率の引下げ (2)優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例税率の引下げ等 (3)短期譲渡所得、特例税率の引下げ ((1)~(3)平成17年度から適用) (4)短期譲渡所得が事業所得等に該当する場合の課税の特例の適用停止措置の期限を5年延長 ・居住用財産の譲渡損失の繰越控除 (平成17年度から適用) (1)特定居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の繰越控除について、ローン残高を有する条件を除外し、適用期限を3年延長 (2)特定居住用財産の譲渡損失に係る繰越控除の特例を創設(譲渡の適用期間:H16年~H18年) ・金融証券税制の見直し等 (平成17年度から適用) (1)公募株式投資信託の譲渡所得について、上場株式等を譲渡した場合の特例の優遇税率(3%)を適用する。(平成17年度から適用) (2)非上場株式の譲渡益に対する税率の引下げ (平成17年度から適用) (3)特定中小会社の特定株式の譲渡所得等の課税の特例について、譲渡期間要件等の緩和 (平成16年4月1日以後の譲渡から適用)
	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・欠損金の繰越期間の延長(H13年4月以後に開始した事業年度に生じた欠損金から適用) ・更正、決定等の期間制限の延長(H16年4月以後に法定納期限が到来するものから適用) ・連結付加税廃止に伴い個別帰属法人税額の割り落とし措置を廃止
固定資産税		<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税及び都市計画税に係る条例減額制度の創設 ・固定資産税の制限税率の撤廃 ・家屋の附帯設備に係る課税関係の見直し ・新築住宅等に係る固定資産税額の減額措置の縮減及び延長 ・郵便局で取扱うことができる事務に固定資産税課税台帳記載事項に係る証明書交付事務を追加 ・非課税措置等の整理合理化
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・たばこ税 交付金制度の創設

4 地方税制の推移(つづき)

年度		平成17年度
税目		
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢65歳以上の者に係る非課税措置の廃止(18年度適用) 〔経過措置〕 (平成17年1月1日現在65歳以上の者で、前年の合計所得が125万円以下のものに適用) 18年度:住民税(均等割・所得割)の3分の2を減額 19年度:住民税(均等割・所得割)の3分の1を減額(20年度から全額課税) ・肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例の適用期間の延長(18年度→21年度) ・公開株式に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止(19年度適用) ・特定口座で管理されていた株式の無価値化によるみなし譲渡損の特例の創設 (17年4月1日以降に事実が発生する場合について適用) ・エンジェル税制の適用期限を2年延長(19年3月31日まで) ・住民税の定率減税の縮減(控除15%→7.5%、限度4万円→2万円、18年度適用) ・給与支払報告書の提出対象者の範囲拡大(19年度適用) 中途退職者分(支払金額30万円以下除く)についても提出を義務づける ・都道府県が特例として行う個人住民税の徴収・滞納処分の要件緩和 実施期間の上限:3か月→1年、地域単位要件:あり→なし 対象要件:滞納繰越分のみ→現年滞納分も併せて実施可
	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等に対する人材投資(教育訓練)促進税制の創設 法人税割の課税標準である法人税額について、17年4月1日から20年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、教育訓練費に係る法人税額の控除後の額とする
固定資産税		<ul style="list-style-type: none"> ・被災住宅用地に係る特例措置の充実 被災土地について、避難指示等が翌年度に及ぶときは、避難指示解除後3年度分に至るまで、みなし住宅用地特例が適用可能
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・特別土地保有税の徴収猶予制度の見直し 非課税土地と特例譲渡等について、現行の徴収猶予期間の終期到来後、原則延長期間を最大で10年間に制限

年度		平成18年度
税目		
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税所得割の10%比例税率化（平成19年度以降適用） 市市民税…6% 府市民税…4% ・個人住民税における調整控除（平成19年度以降適用） ・税源移譲における所得税と住民税の人的控除の差額に基因する負担増を調整するため、新たな控除を創設する。 ・所得税における住宅ローン控除に係る経過措置（平成20年度から平成28年度まで適用） ・税源移譲により当該控除の適用者について、税負担の変動が生じないよう、移譲前の所得税額において、控除できた額と同等の負担減となるよう、個人住民税の減額処置を講じる。 ・申告分離課税に係る所得割における道府県民税・市町村民税の税率割合を変更（平成19年度以降適用） ・道府県民税株式等譲渡所得割及び配当割の市町村への交付率の見直し（平成20年度交付以降適用） ・配当控除における道府県民税・市町村民税の控除割合の変更（平成20年度交付以降適用） ・配当割又は株式等譲渡所得所得割額控除における道府県民税・市町村民税の控除割合の変更（平成20年度交付以降適用） ・山林所得の五分五乗規定、平均課税の規定の廃止（平成19年度以降適用） ・税源移譲時の年度間の所得の変動に係る経過措置（平成19年度のみ適用） ・退職所得に係る特別徴収税額表の廃止（平成19年退職所得分以降適用） ・定率減税の廃止 平成18年度 7.5%(2万円を上限)、平成19年度 廃止 ・損害保険料控除を改組し地震保険料控除を創設（平成20年度以降適用） ・均等割非課税限度額の引下げ 28万円×(1+扶養数)+16.8万円…3級地 ・所得割非課税限度額の引下げ 35万円×(1+扶養数)+32万円
	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・均等割…法人税法に規定する資本等の額又は連結個別資本金等の額
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地等 <ul style="list-style-type: none"> ①課税の公平及び制度の簡素化の観点から、負担水準が低い土地について、負担水準の均衡化を一層促進する措置を講ずる。 (1)前年度課税標準額に当該年度の評価額(住宅用にあつては評価額×1/6又は1/3。以下同じ。)の5%を加えた額を課税標準額とする。 (2)ただし、当該額が、商業地等にあつては評価額の60%、住宅用地にあつては評価額の80%を上回る場合には60%又は80%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。 ②商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置を継続する。 ・農地(特定市街化区域農地を除く) <ul style="list-style-type: none"> 一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置を講ずる。 ・著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置を廃止する。 ・住宅の耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の創設 昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、建築基準法に定める耐震基準に適合するよう改修工事(1戸当たりの工事費が30万円以上のものに限る)が行われた場合に、その住宅にかかる固定資産税が翌年度から一定期間減額される。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税 制限税率を引き上げる。(標準税率の1.5倍) ・市たばこ税 平成18年7月1日以降の売渡し等分税率 旧3級品以外 3,298円/1,000本 旧3級品 1,564円/1,000本 ・市府民税、固定資産税の前納報奨金制度を廃止 	

4 地方税制の推移(つづき)

年度		平成19年度
税目		
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の適用期限の延長 上場株式等の配当等に係る軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例(適用期限:平成20年3月31日)及び、上場株式等に係る譲渡所得等に係る軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例(適用期限:平成19年12月31日)について適用期限をそれぞれ1年間延長する。 ・特定中小会社の特定株式に係る譲渡所得等の課税の特例の対象となる株式の取得期間の延長 特例の対象となる特定株式の取得期間を平成21年3月31日まで延長する。 ・居住用財産の買換え等の場合における譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長 適用期限を3年延長し、平成21年12月31日までの譲渡について適用する。 ・特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長 適用期限を3年延長し、平成21年12月31日までの譲渡について適用する。
	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・信託法の改正に伴う所要の措置 信託法の改正により、市町村内に事務所又は事業所を有する法人課税信託の引受けを行う個人は法人とみなし、法人税割額を課する。
固定資産税		<ul style="list-style-type: none"> ・住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置の創設 高齢者、障害者等が居住する既存住宅について、一定のバリアフリー改修工事(補助金等を除く自己負担が30万円以上のもの)を行った場合、翌年度分の固定資産税を100㎡分までを限度として3分の1を減額する。(平成22年度3月31日まで3年間) ・固定資産税における鉄軌道用地の評価方法の変更を平成19年度に実施するため、所要の措置 次回評価替年度である平成21年度を待たずに、平成19年度から実施するための、課税標準に関する規定の整備を行う。
その他		

年度		平成20年度
税目		
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附金税制の拡充 <ul style="list-style-type: none"> (1) 所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、地方公共団体が条例により指定した寄附金を寄附金控除の対象とする制度を創設するとともに、控除方式を所得控除から税額控除に改め、控除対象寄附金の上限額の引き上げ及び適用下限額の引き下げを行う。 <ul style="list-style-type: none"> 上限額 総所得金額等の25% → 総所得金額等の30% 適用下限額 10万円 → 5千円 (2) 地方公共団体に対する寄附金のうち、適用下限額(5千円)を超える部分について、基本控除に加え、特例控除額として所得割の1割を限度として控除する。(ふるさと納税) ・上場株式等に係る譲渡所得等に対する課税の見直し <ul style="list-style-type: none"> 上場株式等の譲渡所得に係る税率については、平成20年12月31日をもって軽減税率を廃止し、特例措置として、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間の上場株式等に係る譲渡所得のうち500万円以下の部分の税率については、軽減税率(所得税7%、住民税3%)を適用する。 ・上場株式等の配当所得に対する課税の見直し <ul style="list-style-type: none"> (1) 上場株式等の配当等に係る税率については、平成20年12月31日をもって軽減税率を廃止し、特例措置として、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等に係る配当所得の金額のうち100万円以下の部分の税率については、軽減税率(所得税7%、住民税3%)を適用する。 (2) 平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等に係る配当所得について申告した場合、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択できることとする。 (3) 平成22年度分以降の個人住民税について、同一年中又は過去3年以内に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額と申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得との間で損益通算を行うことを可能とする。(源泉徴収選択口座を活用した方式については、平成22年1月を目途として適用) ・公的年金からの特別徴収制度の導入(平成21年10月支給分から) <ul style="list-style-type: none"> 公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化を図る観点から、公的年金からの特別徴収を導入する。 ・住宅ローン特別控除の申告書の提出期限に係る宥恕規定の整備 <ul style="list-style-type: none"> 住宅ローン特別税額控除について、納税通知書が送達された後に申告書が提出された場合においても、市町村長がやむを得ない理由があると認めるときは、税額控除を適用できることとする。 ・肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例 ・特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止 ・公益法人等に係る課税の特例
	法人	
固定資産税		<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の創設 <ul style="list-style-type: none"> 住宅の省エネ化を促進するため、既存の住宅において一定の省エネ改修工事を行った場合に、翌年度分の固定資産税の税額から3分の1を減額する。(120㎡分までに限る) ・新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限の延長 <ul style="list-style-type: none"> 新築住宅に係る固定資産税について、最初の3年度分(中高層耐火住宅は5年度分)、税額から2分の1を減額する措置の適用期限を2年延長する。 ・「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」が改正され、償却資産の機械及び装置を中心に、資産区分の見直し、耐用年数の変更が行われた。
その他		

4. 地方税制の推移(つづき)

年度		平成21年度
税目		
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅借入金等特別税額控除の創設 個人住民税所得割の納税義務者が住宅の取得等をして平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの間に居住の用に供した場合、前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額から前年分の所得税の額(住宅借入金等特別税額控除等の税額控除の適用があった場合には、その適用がなかったものとして計算した額)を控除した金額に相当する金額(所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の5に相当する金額(当該金額が97,500円を超える場合には、97,500円)を限度とする。)を、所得割の額から控除する。 ・短期所有土地の譲渡等をした場合の事業所得等の課税の特例(重課措置)の適用停止措置の延長 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例の適用停止措置の期限を平成25年12月31日まで延長する。 ・特定の土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設 個人が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得(特別の関係がある者からの取得並びに相続、遺贈、贈与及び交換によるものその他一定のものを除く)をした国内にある土地等で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、当該土地等に係る長期譲渡所得の金額から1,000万円(当該長期譲渡所得の金額が1,000万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額)を控除するものとする。 ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を平成26年度まで延長する。 ・上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る課税の見直し 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率を3%軽減税率(道府県税1.2%、市町村民税1.8%)とする。 ・上場株式等の配当等に係る特別徴収税率の特例の延長 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に個人に対して支払う上場株式等に係る配当割の3%軽減税率の特例を1年延長する。 ・源泉徴収選択口座における特別徴収税率の特例の延長 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間の源泉徴収選択口座における株式譲渡所得割等の3%軽減税率の特例を1年延長する。 ・特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の拡充 特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象に、平成21年1月4日において特定管理株式であった株式で同年1月5日に特定管理口座から払い出されたもののうち、同日以後に当該株式と同一銘柄の株式を売買していないことが証明されたものを追加する。 ・先物取引に係る雑所得等の課税の特例の拡充 先物取引に係る雑所得等の課税の特例の対象に、平成22年1月1日以後に行う金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券で金融商品取引所に上場されているもの(カバードワラント)に表示される権利の行使若しくは放棄又は当該有価証券の一定の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得を追加する。
	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想経理に係る控除・還付制度の拡充(平成21年4月1日以後適用) ・間接外国税額控除制度の廃止(平成21年4月1日以後に開始する事業年度において適用)
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ・長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置の施行 平成20年度税制改正により、認定長期優良住宅に係る固定資産税について、最初の5年度分(中高層耐火住宅等は7年度分)、税額から2分の1を減額する制度が創設され、平成21年6月4日から平成22年3月31日までに新築された住宅に適用される。 ・社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する固定資産に係る非課税措置の創設(平成22年度課税から適用) ・宅地等に係る固定資産税の負担調整措置の延長 負担水準が一定割合未満の宅地等については、前年度課税標準額に評価額の5%を加算し、負担水準が一定割合以上の宅地等については、前年度課税標準額を引き下げ又は据置とする。(平成21年度から平成23年度まで適用) 	
その他		

年度		平成22年度
税目		
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・諸控除の見直し (1)16歳未満の年少扶養親族に係る扶養控除を廃止する。特定扶養親族のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養親族の上乗せ部分(12万円)を廃止し、扶養控除の額を33万円とする。 (2)同居特別障害者加算の特例の改組 扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に23万円を加算する措置(同居特別障害者加算の特例措置)について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除の額に23万円を加算する措置に改める。【平成24年度分以後から適用】 ・諸控除の見直しに伴う所要の措置 個人住民税の非課税限度額制度等に活用するため、扶養控除見直し後も市町村が扶養親族に関する事項を把握できるようにし、現行の調整控除についても、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止等に伴う所要の措置が講じられた。 扶養控除の見直しに伴い、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書についてその記載事項及び様式の見直しが行われた。【平成24年度分以後から適用】 ・非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設 個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化にあわせて、平成24年から平成26年までの間に金融商品取引業者等の営業所の長を経由して税務署長に届け出た口座(以下非課税口座という)内の上場株式等の配当所得及び譲渡所得については、当該非課税口座を開設した日の属する年の1月1日から10年以内に限り、非課税とする。 ・生命保険料控除の見直し 生命保険料控除を改組し、次の①、②による各保険料控除の合計適用限度額を7万円とする。 ①平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)に係る生命保険料控除 新たに介護医療保険料控除を設け、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額を2.8万円とする。 ②平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に係る生命保険料控除 従前と同様の一般生命保険料控除、個人年金保険料控除(それぞれの適用限度額3.5万円)を適用する。 【平成25年度分以後から適用】 ・65歳未満の者の公的年金等所得に係る所得割の徴収方法の見直し 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等に係る所得に係る所得割額を、給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与から特別徴収の方法により徴収することができることとする。【平成22年度から適用】 ・上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例の廃止 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例について、平成22年12月31日まで適用する措置を講じた上、廃止する。 ・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用期限を2年延長する。 ・特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用期限を2年延長する。
	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・法人住民税等に係る還付加算金の起算日について、法人税の決定を受けて法人住民税等の期限後申告を行い、その後減額更正を受けた場合について、当該期限後申告に係る納付の日の翌日から還付加算金を計算するよう、所要の措置が講じられた。 ・完全支配関係がある法人の間の取引に係る税制及び資本に係る取引等に係る税制について、所要の措置が講じられた。
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ・新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限の延長 新築住宅に係る固定資産税について、120㎡までについて最初の3年度分(中高層耐火住宅は5年度分)、税額から2分の1を減額する措置の適用期限を2年延長する。 ・長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限の延長 認定長期優良住宅に係る固定資産税について、120㎡までについて最初の5年度分(中高層耐火住宅等は7年度分)、税額から2分の1を減額する措置の適用期限を2年延長する。 ・省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限の延長 住宅の省エネ化を促進するため、既存の住宅において一定の省エネ改修工事を行った場合に、翌年度分の固定資産税を120㎡分までを限度として3分の1を減額する措置の適用期限を3年延長する。 ・住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置の適用期限の延長 高齢者、障害者等が居住する既存住宅について、一定のバリアフリー改修工事(補助金を除く自己負担が30万円以上のもの)を行った場合、翌年度分の固定資産税を100㎡分までを限度として3分の1を減額する措置の適用期限を3年延長する。 ・公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、見直し(廃止・率縮減等)を行ったうえでその適用期限を2年延長する。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市たばこ税 平成22年10月1日以降の売渡し等分税率 旧3級品以外 4,618円/1,000本 旧3級品 2,190円/1,000本 	

4. 地方税制の推移(つづき)

年度		平成23年度
税目		
市民税	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附金税制に関する措置 寄附金税額控除の適用下限を2,000円(現行5,000円)に引き下げる。【平成24年度分以後から適用】 ・肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例に関する措置 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について、免税対象飼育牛の売却頭数が年間1,500頭(現行2,000頭)を超える場合にはその超える部分の所得について免税対象から除外する見直しを行ったうえ、その適用期限を平成27年度まで延長する。 ・罰則の見直し (1) 税務職員の守秘義務違反に対する罰則について所要の措置を講ずる。 (2) 秩序犯に係る法定刑の引き上げ等を行う。 (3) 脱税犯に対する罰則について、所要の措置を講ずる。 ・上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る課税の特例の延長 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する3%軽減税率(府民税1.2%、市民税1.8%)の特例を2年延長する。 ・上場株式等の配当等に係る特別徴収税率の特例の延長 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に個人に対して支払う上場株式等の配当等に係る配当割の3%軽減税率の特例を2年延長する。 ・源泉徴収選択口座における特別徴収税率の特例の延長 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の源泉徴収選択口座における株式等譲渡所得割の3%軽減税率の特例を2年延長する。 ・非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例の施行日の延長 非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例について、施行日を2年延長し、平成27年1月1日とする。 <p>【震災関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災によりその者の有する資産について受けた損失の金額の特例措置 (1) 東日本大震災によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、納税義務者の選択により、平成22年において生じた損失の金額として、平成23年度以後の年度分の府民税および市民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができる。 (2) 雑損控除額の控除を適用して総所得金額から控除しても控除しきれない金額についての繰越期間を3年から5年に延長する。 ・東日本大震災による住宅借入金等特別税額控除の特例措置 住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き住宅借入金等特別税額控除を適用することができる。
	法人	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税割の課税標準である法人税額についての措置 (1) 法人税割の課税標準である法人税額について、国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の適用を受ける前の額とする措置を講ずる。 (2) 法人税割の課税標準である法人税額について、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り、中小企業者等の雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の適用を受けた額とする特例措置を講ずる。
固定資産税		<ul style="list-style-type: none"> ・税負担軽減措置等の見直し <p>【震災関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波により甚大な被害を受けた区域内の土地及び家屋に対する平成23年度分の課税免除 津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋について、平成23年度分の課税を免除する。 ・被災住宅用地の特例 大震災による災害により滅失・損壊した住宅(被災住宅)の敷地の用に供されていた土地(被災住宅用地)を被災後10年度分については、当該土地を住宅用地とみなす。 ・被災代替住宅用地の特例 被災住宅用地の所有者等が当該被災住宅用地に代わる土地(被災代替土地)を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、当該被災代替土地のうち被災住宅用地に相当する分について、取得後3年度分、当該土地を住宅用地とみなす。 ・被災代替家屋の特例 大震災による災害により滅失・損壊した家屋(被災家屋)の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋(被災代替家屋)を平成33年3月31日までの間に取得し、又は改築した場合には、当該被災代替家屋に係る税額のうち当該被災家屋の床面積相当分について、4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1を減額する。 ・被災代替償却資産の特例 大震災による災害により滅失・損壊した償却資産の所有者等が当該償却資産に代わる償却資産を平成28年3月31日までの間に、被災地域において取得し、又は改良した場合には、課税標準を4年度分2分の1とする。
	その他	<p>【震災関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災代替自動車に係る軽自動車税の非課税 東日本大震災により滅失・損壊した軽自動車に代わる自動車(被災代替自動車)に係る平成23年度から平成25年度までの各年度分の軽自動車税を非課税とする。

年度		平成24年度
税目		
市民税	個人	<p>○退職所得に係る個人住民税の10%税額控除の廃止 平成25年から、退職所得の分離課税に係る所得割について、その所得割の額からその10分の1に相当する金額を控除する措置を廃止する。</p> <p>○年金所得者の寡婦(寡夫)控除に係る申告手続きの簡素化 公的年金所得等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする。</p> <p>○給与支払報告書等の電子的提出の義務化 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する場合において、当該源泉徴収票に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用して送付する方法又は光ディスク等を提出する方法によらなければならない者は、当該報告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用して送付する方法または光ディスク等を提出する方法のいずれかにより市町村長に提出しなければならない。</p> <p>○「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の制定 東日本大震災からの復興を図ることを目的として、平成23年度から27年度までの間に実施する施策のうち、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率について、平成26年度から平成35年度までの各年度分限り、個人の道府県民税均等割を標準税率(旧1,000円)に500円を加算した額とし、個人の市町村民税均等割については、標準税率(旧3,000円)に500円を加算した額とする。</p> <p>○東日本大震災によりその者の有する資産について受けた損失の金額の特例措置 ・居住用財産の買換えの特例等について、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、一定の要件の下、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から同日以降7年(改正前3年)を経過する日の属する年の12月31日までに延長する。 ・居住用財産の買換えの特例等について、東日本大震災のため、その買換え資産等を予定期間内に取得等を行うことが困難となった場合には、一定の要件のもと、その予定期間を2年の範囲内で延長する。</p> <p>○東日本大震災による住宅借入金等特別税額控除の特例措置 東日本大震災により、自己の居住用家屋が滅失等をし居住の用に供することができなくなった納税義務者が住宅の再取得又は増改築等をした場合において、所得税における東日本大震災に係る特例措置の適用を受けたときは、現行の個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除の対象とする。</p> <p>○雑損控除等に係る災害関連支出の対象期間の延長の特例 雑損控除等の適用対象となる災害に関連する支出について、大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合に災害のやんだ日から1年超3年以内に支出する費用を追加する。</p>
	法人	<p>○欠損金の繰越控除制度の見直し 欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。</p> <p>○道府県民税法人税割額からの道府県民税利子割額の控除に係る申告の義務化 道府県民税利子割額を道府県民税法人税割額から控除することについて、当該法人税割額に係る申告書又は更正請求書に控除額等を記載した書類の添付がある場合に限り適用する。</p>
固定資産税		<p>○固定資産税の負担調整措置 ・商業地等 商業地等については、平成24年度から平成26年度まで、従来と同様の負担調整措置を継続する。 ・住宅用地 住宅用地については、措置特例を廃止する。ただし、平成25年度までは負担水準が90%以上の住宅用地については、前年度の課税標準額を据え置く。 負担水準が90%未満の住宅用地については、前年度の課税標準額が当該年度の評価額に住宅用地特例割合(6分の1または3分の1)を乗じて得た額(以下「本則課税標準額」という。)以下の住宅用地については、前年度の課税標準額に本則課税標準額の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、その額が、本則課税標準額を上回る場合には本則課税標準額とし、本則課税標準額の20%を下回る場合には20%相当額とする。 ・農地 一般農地、一般市街化区域農地については、平成24年度から平成26年度まで従来と同様の負担調整率を継続する。 ・新築住宅に係る固定資産税の減額措置を2年延長。</p> <p>○土地に係る下落修正措置 措置年度において地価が下落している場合に簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を平成25年度及び平成26年度も継続する。</p> <p>○税負担軽減措置等の拡充 ・外国貿易船及び国際船舶に係る課税標準の特例措置の見直し及び延長 など</p> <p>○税負担軽減措置等の延長・整理合理化 ・下水道除害施設に係る課税標準の特例措置の見直し及び延長(わがまち特例) ・特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の見直し及び延長(わがまち特例) など</p>
	その他	<p>○市たばこ税 平成25年4月1日以降の売渡し等分税率 旧3級品以外 5,262円/1,000本 旧3級品 2,495円/1,000本</p>

4. 地方税制の推移(つづき)

年度		平成25年度
税目		
市民税	個人	<p>○住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長及び控除限度額の拡充【施行期日:平成27年1月1日】 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を居住年が平成29年12月31日であるものまで延長するとともに、所得割の納税義務者が住宅の取得等をして平成26年4月から平成29年12月までの間に居住し、かつ、当該住宅の取得等に係る対価の消費税率が8%及び10%となる場合に、控除限度額を所得税の課税総所得金額等の100分の7に相当する金額(上限136,500円)まで引き上げる。</p> <p>○公的年金からの特別徴収制度の見直し【施行期日:平成28年10月1日】 ・特別徴収対象者が賦課期日後に市町村の区域外に転出した場合においても、特別徴収を継続する。 ・年金所得に係る仮特別徴収税額を、前年度分の個人住民税のうち前々年中の公的年金等の所得に係る住民税額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>○地方公共団体への寄附金(ふるさと寄附金)制度の見直し【施行期日:平成26年1月1日】 地方公共団体に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除について、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、特例控除額の算定に用いる所得税の税率に、当該所得税率に復興特別所得税率(100分の2.1)を乗じて得た率を加算する措置が講じられた。</p> <p>○東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例等【施行期日:平成26年1月1日】 東日本大震災により居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった者の相続人が、当該家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合には、相続人は、当該家屋を被相続人が取得をした日から所有していたものとみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができる。</p> <p>○東日本大震災により居住用家屋が滅失等した場合の住宅借入金等特別税額控除の特例【施行期日:平成26年1月1日】 東日本大震災により居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった納税義務者が住宅の再取得等をして平成26年4月から平成29年12月までの間に居住の用に供した場合、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の控除限度額を所得税の課税総所得金額等の100分の7に相当する金額(上限136,500円)とする。</p> <p>○金融所得課税の一体化等【施行期日:平成29年1月1日】 ・平成28年1月1日以後に納税義務者が支払いを受けるべき一定の特定公社債等の利子等について納税義務者が申告した場合には、所得割の課税対象とし、税率5%(市民税3%・府民税2%)の分離課税とする。 ・上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を加え、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限り。)及び譲渡所得等との損益通算を可能とする。 ・株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とした上で、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税並びに一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組する。</p>
	法人	<p>○法人税割額から利子割額を控除する制度等の廃止 平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき利子等に係る利子割の納税義務者について、利子等の支払を受ける法人を除外し、利子等の支払いを受ける個人に限定する。</p>
固定資産税	<p>○税負担軽減措置 ・耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の拡充 耐震改修が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅のうち当該耐震改修が完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律に掲げる通行障害既存耐震不適格建築物であったものに係る減額を当該耐震改修が完了した年の翌年度から2年度分とするともに、その対象となる耐震改修に要した費用の要件を50万円超とすることとする。 証明書の発行主体に住宅瑕疵担保責任保険法人を追加。 ・日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の軽減及び延長 郵政民営化に伴い合併前の郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が日本郵政公社から承継し、かつ、日本郵便株式会社が所有する一部固有資産に係る固定資産税の課税標準を3/5とした上、その適用期限を平成27年度分まで延長する。 ・省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限の延長 外壁、窓等を通して熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる改修工事に要した費用の要件を50万円超とした上、その対象資産の改修期限を平成28年3月31日まで延長する。 ・住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の減額措置の適用期限の延長 高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる改修工事に要した費用の要件を50万円超とした上、その対象資産の改修期限を平成28年3月31日まで延長する。</p>	
その他	<p>○延滞金、還付加算金の利率の引き下げ【施行期日:平成26年1月1日】 ・延滞金 14.6% → 見込み9.3%(納期限後1カ月以内 4.3% → 見込み3.0%) ・還付加算金 4.3% → 2.0%</p>	

年度		平成26年度
税目		
市民税	個人	<p>○給与所得控除にかかる特定支出控除の見直し【施行期日：平成29年1月1日】 給与所得控除の上限の引下げに伴い、給与所得者の特定支出の控除の特例について、一律に、前年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1に相当する金額を超える場合には、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算することとした。</p> <p>○寄附金税額控除における特例控除額の算定方法の見直し【施行期日：平成28年1月1日】 平成27年分以後の所得税について最高税率が引き上げられたことに伴い、平成28年度以後の寄附金税額控除に係る特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率を、課税所得4,000万円超の場合は45%とすることとした。</p> <p>○東日本大震災に係る雑損控除等の災害関連支出の対象期間の特例【施行期日：平成27年1月1日】 東日本大震災により住宅、家財等又は事業用資産に損失が生じた場合において、被災したこれらの試算に関連する原状回復費用等をその災害のやんだ日から3年以内に支出することが困難な事情があるときは、その困難な事情がやんだ日の翌日から3年以内に支出される原状回復費用等を雑損控除及び雑損失の繰越控除又は被災事業用資産の損失の繰越控除の特例の対象となる災害関連支出としてこれらの特例の適用を受けることができることとした。</p> <p>○非課税口座内上場株式等の譲渡に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例【施行期日：平成27年1月1日】 非課税口座内上場株式等を非課税口座から一般口座に払い出した場合等においては、その払出時の時価で同一銘柄・同一数の上場株式等の譲渡があったものとみなすこととした。</p>
	法人	<p>○法人税割の税率の引き下げ【施行期日：平成26年10月1日】 ・法人税割 12.1/100</p>
固定資産税		<p>○税負担軽減措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置 平成28年度までに取得したCO2ショーケース、空気冷凍システムなど、自然冷媒を利用した業務用冷凍・冷蔵機器に対して特例措置を創設 ・公害防止用設備に係る課税標準の特例措置 汚水、廃液処理施設や活性炭吸着回収装置などの有害物質の排出抑制施設の特例措置を2年延長する
その他		<p>○軽自動車税の税率の見直し【施行期日：平成27年4月1日】 ・原付、軽二輪及び小型二輪の税率を約1.5倍(最低2,000円)に引上げ ・軽四輪車等(三輪以上の軽自動車)及び小型特殊自動車の税率を自家用乗用車にあつては1.5倍 その他の区分の車両にあつては約1.25倍に引上げ</p> <p>【施行期日：平成28年4月1日】 ・最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について、標準税率の概ね20%の重課を導入</p>

4. 地方税制の推移(つづき)

年度		平成27年度
税目		
市民税	個人	<p>○ふるさと納税の特例控除限度額の引上げ【施行期日:平成27年4月1日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方団体に対する寄附金に係る特例控除額について、道府県民税及び市町村民税の所得割の額の100分の20に相当する金額を限度とすることとした。 <p>○ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設【施行期日:平成27年4月1日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方団体に対する寄附金について、所得割の納税義務者が当該寄附金に係る寄附金税額控除の適用を受けようとする場合、個人住民税の申告書を提出することなく寄附金税額控除の適用を受けることができるものとした。 <p>○未成年者口座内上場株式等の譲渡所得の計算の特例【施行期日:平成28年1月1日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算することとした。 <p>○住宅ローン減税制度の適用期限の延長【施行期日:平成27年4月1日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税における住宅借入金等特別税額控除制度の適用期限を1年半延長することとした。 <p>○所得税における国外転出時の譲渡所得課税の特例の創設に伴う個人住民税の課税標準の計算の特例【施行期日:平成27年4月1日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税における譲渡所得課税の特例制度の創設後は、個人住民税の課税標準の計算に当たり、国外転出時における未実現のキャピタルゲインに対する譲渡所得を除いて計算することとした。 <p>○扶養控除等の適用における日本国外に居住する親族に係る書類の個人住民税の申告書への添付等義務化【平成29年度以後適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税の申告において、日本国内に住所を有しない親族に係る扶養控除等の適用又は非課税限度額制度の適用を受ける者は、親族関係書類及び送金関係書類を個人住民税の申告書に添付し、又は個人住民税の申告書の提出の際提示しなければならないこととした。
	法人	<p>○均等割における資本金等の額の見直し【施行期日:平成27年4月1日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人住民税均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について、資本金又は資本準備金を欠損の補てん又は損失の補てんに充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算する措置を講ずることとした。 ・資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額とする措置を講ずることとした。
固定資産税	<p>○税負担軽減措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市と管理協定を締結した津波避難施設の課税標準の特例措置 平成27年度～29年度の間に市と津波避難施設の管理協定を結んだ固定資産について課税標準を2分の1に減額する。 ・サービス付き高齢者向け賃貸住宅の固定資産税減額措置 平成27年度～28年度に新築されたサービス付き高齢者向け賃貸住宅に対し、固定資産税を3分の1に減額する。 	
その他	<p>○軽自動車税の税率の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車及び二輪車の税率の引上げについて、適用開始時期を、平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年間延期する。【施行期日:平成27年3月31日】 ・平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新車新規登録した一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じ税率を軽減することとした。【施行期日:平成27年4月1日】 <p>○市たばこ税の税率の見直し【施行期日:平成28年4月1日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧3級品の製造たばこに係る市たばこ税の特例税率を段階的に廃止する。 ・平成28年4月1日から平成31年4月1日までに、4段階で税率引上げを実施する。 	

年度		平成28年度
税目		
市民税	個人	<p>○特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)のオンライン送付【施行期日:平成28年4月1日】 給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収する旨の特別徴収義務者に対する通知について、当該特別徴収義務者の同意がある場合には、当該通知に代えて電子情報処理組織を使用する方法により通知事項を提供できることとし、当該提供が行われた場合には、当該通知が行われたものとみなす。</p> <p>○居住用財産の買換え等に係る措置の期限延長及び空き家を売却した際の譲渡所得の特別控除の導入【施行期日:平成28年4月1日】 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等について、適用期限を2年延長し、空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例と重複適用できる。</p> <p>○スイッチOTC医薬品控除制度(医療費控除の特例)の創設【施行期日:平成30年1月1日】 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費が1万2千円を超える場合において、前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行っているときには、その超える部分の金額(8万8千円を限度とする。)を総所得金額等から控除する。</p> <p>○地方税関係手続における個人番号利用の見直し 次に掲げる書類については、申請者等の個人番号の記載を要しないこととした。 ア. 給与支払報告書等の提出の特例の適用を受けるための申請書 イ. 給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例の適用を受けるための申請書 ウ. 給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例の適用を受けるための要件を欠いた場合の届出書</p>
	法人	<p>○法人税割の税率の引き下げ【施行期日:平成31年10月1日】 ・法人税割 8.4/100</p>
固定資産税		<p>○税負担軽減措置 ・新築住宅家屋 軽減を2年延長 ・既存住宅家屋 耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修を平成29年度末まで延長 ・わがまち特例 (売電目的の太陽光発電を除く)再生可能エネルギー施設を2年延長 都市再生特別措置法に基づく公共施設を2年延長 津波対策の施設4年延長 ・生産性向上設備について最初の3年間で1/2 ・日本郵便株式会社の一定の固定資産の課税標準額を4/5にして2年延長 ・西日本高速道路株式会社の一定の固定資産税について非課税措置を平成37年度まで延長</p> <p>○税負担強化 ・農業委員会から勧告をうけた遊休農地は0.55を乗じない</p>
その他		<p>○軽自動車税のグリーン化特例(軽課)を1年間延長【平成28年4月1日】</p> <p>○軽自動車税の種別割・環境性能割の創設【平成31年10月1日】 ・種別割(市町村が徴収) ・環境性能割(都道府県が徴収)</p>

4. 地方税制の推移(つづき)

年度		平成29年度
税目		
市民税	個人	<p>○配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し【施行期日：平成31年1月1日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者控除の定義を改め、現行の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に名称を変更する。 ・合計所得金額が900万円超の納税義務者の配偶者控除及び配偶者特別控除の適用について、納税義務者本人の所得制限を設け、合計所得金額に応じて控除額を減・消失することとした。 ・配偶者特別控除について、控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限額を最高額76万円未満から123万円以下へ引き上げることとした。 <p>○上場株式等の配当所得等に係る個人住民税の課税方式の選択に係る所要の措置【施行期日：平成29年4月1日】</p> <p>上場株式等に係る配当所得等について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市町村長が課税方式を決定できることを明確化した。</p> <p>○肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長【施行期日：平成29年4月1日】</p> <p>肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年間延長する。</p> <p>○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例【施行期日：平成29年4月1日】</p> <p>優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、特定非常災害のため、予定期間内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合には、一定の要件の下、その予定期間を2年の範囲内で延長するものとした上、その適用期限を3年延長することとした。</p>
	法人	
固定資産税		<p>○居住用超高層建築物に係る課税の見直し</p> <p>60mを超える建築物に階層に応じて補正【平成29年1月2日以降に新築されたものから適用】</p> <p>○税負担軽減措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災代替家屋・償却資産の特例措置 ・被災住宅用地特例措置を4年に拡充 <p>【平成29年度課税から適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業主導型保育事業の特例措置を創設【施行期日：平成29年4月1日・平成30年度課税から適用】 ・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業についてわがまち特例制定 <p>【公布日：平成29年6月30日・平成30年度課税から適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民公開緑地に特例措置創設【施行期日：平成29年4月1日・平成30年度課税から適用】 ・耐震改修、省エネ改修に長期優良住宅の改修を行った家屋を2/3 <p>【施行期日：平成29年4月1日・平成30年度課税から適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断を義務付けられた既存建物が補助を受けて耐震改修を行った減額措置を2年延長 <p>【施行期日：平成29年4月1日・平成30年度課税から適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス付き高齢者向け住宅の減額措置を2年延長【施行期日：平成29年4月1日・平成30年度課税から適用】
その他		

年度		平成30年度
税目		
市民税	個人	<p>○基礎控除の見直し等【施行期日：平成33年1月1日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与所得控除・公的年金等控除について、10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げることとした。 ・障害者、未成年者、寡婦又は寡夫に該当する者の住民税非課税限度額を10万円引き上げることとした。 ・均等割及び所得割の非課税限度額を10万円引き上げることとした。 ・前年の合計所得金額が2,400万円を超える所得割の納税義務者については、その前年の合計所得金額に応じて基礎控除額が逡減し、前年の合計所得金額が2,500万円を超える場合は控除の適用はできないこととした。 <p>○年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直し【施行期日：平成30年4月1日】</p> <p>公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が、源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすることとした。</p> <p>○居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長【施行期日：平成30年4月1日】</p> <p>居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用期限を2年延長し、平成31年12月31日までとした。</p> <p>○特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長【施行期日：平成30年4月1日】</p> <p>特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除について適用期限を2年延長し、平成31年12月31日までとした。</p> <p>○ふるさと納税に係る申告特例通知書の電子的送付【施行期日：平成30年4月1日】</p> <p>平成30年以後の都道府県又は市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）に係る個人住民税における寄附金税額控除の申告特例通知書について、電子的送付が可能となるよう措置が講じられた。</p>
	法人	<p>○外国子会社合算税制等の見直しに伴う税額控除制度の創設【施行期日：平成30年4月1日】</p> <p>外国子会社合算税制により親会社への所得の合算をされた外国子会社の支払った所得税、法人税及び法人住民税等の額のうち、合算された所得に対応する金額について、法人税及び地方法人税から控除しきれなかった金額を法人住民税法人税割から控除する制度を創設した。</p>
固定資産税	<p>○税負担軽減措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 首都圏のデータバックアップのために首都圏以外に整備したデータセンター設備に係る特例措置の創設 バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る減額措置の創設 津波避難施設に係る特例措置について、対象施設を追加し3年延長 新築住宅に係る減額措置を2年延長 耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修の減額措置を2年延長 郵政特例の課税標準特例率を見直し2年延長 公害防止施設の特例率を見直し2年延長 再生可能エネルギーの発電設備について内容、特例率を見直す <p>○土地税制</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地の負担調整措置を3年延長 <p>○生産性革命実現に向けた中小企業の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産性革命集中期間中の設備投資について3年間の時限措置を創設 	
その他	<p>○市たばこ税の税率の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年10月1日～平成32年9月30日まで 5,692円/1,000本 ・平成32年10月1日～平成33年9月30日まで 6,122円/1,000本 ・平成33年10月1日以後 6,552円/1,000本 <p>○加熱式たばこの課税方式の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造たばこの区分として、新たに「加熱式たばこ」の区分を創設した。 ・紙巻たばこの本数への換算方法について、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方式とする。 	

4. 地方税制の推移(つづき)

年度		令和元年度
税目		
市民税	個人	<p>○ふるさと納税制度の見直し【施行期日：令和元年6月1日】 ・総務大臣は、地方財政審議会の意見を聴いた上で、次の基準に適合する地方団体をふるさと納税(特例控除)の対象として指定する。 ア 寄附金の募集を適正に実施する地方団体 イ (アの地方団体で)返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方団体 ・返礼品の返戻割合を3割以下とすること ・返礼品を地場産品とすること 指定を受けようとする地方団体は、寄附金の募集の適正な実施に関する事項を記載した申出書に基準に適合していることを証する書類を添えて総務大臣に提出しなければならないこととした。</p> <p>○住宅ローン控除の拡充に伴う措置【施行期日：平成31年4月1日】 所得税の住宅ローン控除の改正により延長される控除期間(11年目～13年目)において、所得税額から控除しきれない額について、これまでと同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除することとした。</p> <p>○子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置【施行期日：令和3年1月1日】 子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親(単身児童扶養者)に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずることとした。</p> <p>○個人住民税の申告書記載事項の見直し【施行期日：令和2年1月1日】 個人住民税の申告書について、住民税申告で適用を受ける所得控除の額のうち次の控除については、所得税において年末調整で適用を受けた所得控除額の額と対応する金額である所得控除については、その内訳の記載を要しないこととした。</p>
	法人	<p>○電子申告義務の有無措置【施行期日：平成31年4月1日】 大法人の電子申告に関して、電気通信回線の故障、災害、その他の理由により、eLTAXを使用することが困難と認められる場合において、書面により申告書を提出することができると認められるときは、地方団体の長の承認を受けて、申告書及び添付書類を書面により提出できることとした。</p>
固定資産税		<p>○税負担軽減措置【施行期日：平成31年4月1日】 ・高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置を創設 ・サービス付き高齢者向け賃貸住宅減額措置を2年延長 ・特定所有者不明土地を利用した地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置を創設 ・福島県原発事故による避難住民の帰還推進を目的とした帰還環境整備推進法人が整備する一定の公共施設に係る課税標準の特例措置を創設 ・熊本地震による被災住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用期間を2年延長</p>
その他		<p>○軽自動車税(種別割)のグリーン化特例【施行期日：令和元年10月1日 令和3年4月1日】 ・軽自動車税(種別割)のグリーン化特例を2年間延長することとした。(令和2年度、3年度) ・グリーン化特例の対象を電気自動車に限定することとした。(令和4年度、5年度)</p> <p>○環境性能割の臨時的軽減【施行期日：令和元年10月1日】 令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得された自家用の軽自動車の環境性能割を臨時的に1%軽減することとした。</p>

年度		令和2年度
税目		
市民税	個人	<p>○未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し【施行期日:令和3年1月1日】 全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するために、以下の措置を講じることとされた。 ・未婚のひとり親について寡婦(寡夫)控除を適用する。(控除額30万) この際、適用する条件は死別・離別の場合と同様とする。 ・寡婦に寡夫と同じ所得制限(前年の合計所得金額500万円(年収678万円)を設ける。 ・住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合には、控除の対象外とする。 ・子ありの寡夫の控除額(現行:26万円)について、子ありの寡婦の控除額(30万円)と同額とする。 ・上記の対応を踏まえ、人的非課税措置の対象となる未婚のひとり親について、児童扶養手当受給者(18歳以下の児童の父又は母)に限定しないこととする。</p> <p>○寄附金税額控除の特例【施行期日:令和3年1月1日】 新型コロナウイルス感染症の影響により、文化芸術、スポーツに係る一定のイベント等の中止等により生じた当該指定行事の入場料金等の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を指定期間内に行った場合は、当該放棄した金額のうち、市が条例で指定するものについて、寄附金税額控除の対象とする。</p> <p>○住宅借入金等特別税額控除の特例【施行期日:令和3年1月1日】 新型コロナウイルス感染症特例法の適用を受けた場合において、住宅借入金等特別税額控除の特例の適用期間を1年延長し、令和16年度までとする。</p>
	法人	<p>○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の拡充等 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人住民税法人税割額及び法人事業性の特別控除制度について、次の措置を講じた上、その適用期限を5年延長(令和6年度まで)することとされた。 ・税額控除率を、法人道府県民税法人税割については5.7%(現行2.9%)、法人市町村民税法人税割については34.3%(現行7.1%)、法人事業税については20%(現行10%)にそれぞれ引き上げるもの。 ・地域再生計画に記載されるまち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、対象事業に一定の補助金等による事業を加えた上、関係法令の改正を前提に、個別事業を認定する方式から包括的に事業を認定する方式に転換する認定手続きの簡素化を行うもの等</p> <p>○大法人の電子申告の義務化(施行期日:令和2年4月1日) 経済社会のICT化を踏まえ、官民あわせたコストの削減や企業の生産性向上を推進する観点から大法人の電子申告が義務化された(平成30年度税制改正による) ・大法人・・・事業年度開始時において資本金額または出資金額が1億円を超える法人、相互会社、投資法人、特定目的会社をいう。 ・義務化された税目・・・法人税、地方法人税、消費税、地方消費税、法人住民税、法人事業税</p>
固定資産税		<p>○所有者不明土地等に係る固定資産税の課税への対応【施行期日:令和2年6月29日】 所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、以下の措置を講じることとされた。 ・登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者(相続人等)に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする。 ・調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができることとする。</p> <p>○中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置【令和3年度課税のみ】 新型コロナウイルス感染症等の影響により、厳しい経営関係にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする。 ※令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上が、前年の同期間と比べて、 30%以上50%未満減少した場合：2分の1 50%以上減少している場合：ゼロ</p>
その他		<p>○軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し【施行期日:令和2年10月1日(※2)・令和3年10月1日(※1)】 国のたばこ税と同様、軽量な葉巻たばこ(1本当たりの重量が1g未満)1本を紙巻たばこ1本に換算する方法とすることとされた。(※1) ただし、激変緩和の観点から、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間については、改正の対象を1本当たりの重量が0.7g未満の葉巻たばこに限り、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ0.7本に換算する。(※2)</p> <p>○軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長【施行期日:令和2年6月29日】 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するため、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用の軽自動車(新車・中古車)にかかる環境性能割の税率を1%軽減する特例措置について、その適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。</p> <p>○徴収の猶予制度の特例【令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用】 新型コロナウイルス感染症等の影響により、収入が大幅に減少(前年同期比概ね20%以上の減少)した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例が設けられた。</p>

4. 地方税制の推移(つづき)

年度		令和3年度
税目		
市民税	個人	<p>○住宅借入金等特別税額控除の延長等【施行期日：令和4年1月1日】</p> <p>住宅の取得等で特別特例取得の適用を受けた場合において、住宅借入金等特別税額控除の特例の適用期間を1年延長し、令和17年度までとすると共に、床面積40㎡～50㎡の住宅も対象とする。</p> <p>○退職所得課税の適正化【施行期日：令和4年1月1日】</p> <p>勤続年数が5年以下の特定役員退職手当等に該当しない退職金については、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、退職所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しない。</p>
固定資産税		<p>○土地税制</p> <p>土地の負担調整措置を3年延長。 その上で、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く。</p> <p>○税負担軽減措置【施行期日：令和3年4月1日】</p> <p>雨水貯留浸透施設 3分の1を参酌して減ずる(条例で定める) 平成28年熊本地震・平成30年7月豪雨 被災住宅用地特例の延長 サービス付き高齢者向け賃貸住宅 減額措置延長 生産性革命の実現に向けた償却資産 特例措置延長</p>
その他		<p>○軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長【施行期日：令和3年4月1日】</p> <p>新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するため、令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用の軽自動車(新車・中古車)にかかる環境性能割の税率を1%軽減する特例措置について、その適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。</p> <p>○軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の見直し【施行期日：令和3年4月1日】</p> <p>・重点化等を行った上で2年間延長し、令和5年3月31日までとする。</p>

5. 市税条例の改正(条項の追加等)

舞鶴市市税条例の一部改正

【改正理由】

地方税法に基づく入湯税を課するため、その税率、徴収方法等必要な事項を定める等所要の改正を行った。

【主な改正項目】

①入湯税の使用目的(目的税)

本市の環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てる。

②入湯税の納税義務者等

鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

③入湯税の課税免除

- (1) 年齢12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く)が教育上の見地から行う行事に参加する者
- (4) 宿泊を伴わないで入湯する者

④入湯税の税率

入湯客1人1日につき150円。

⑤入湯税の徴収等の方法

鉱泉浴場の経営者が、特別徴収の方法によって入湯客より入湯税を徴収し、毎月15日までに、前月分の申告納付を行う。

⑥入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪

- (1) 特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載し、1年間保存しなければならない。
- (2) 帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなく記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は保存すべき帳簿を1年間保存しなかった場合においては、3万円以下の罰金刑を科する。

【施行期日】令和4年4月1日

令和3年度
市 税 概 要

発行 令和3年9月
編集 舞鶴市総務部税務課

〒625-8555
京都府舞鶴市字北吸1044
電話(0773)66-1026・1027・1025(直通)